

文化政策部会
「審議経過報告」



平成 22 年 6 月 7 日
文化審議会文化政策部会

文化政策部会「審議経過報告」 ＝今後の文化芸術振興策の展開に期待する＝

文化審議会文化政策部会長 宮田 亮平

文化芸術は、人を癒し、人を育て、社会を調和に導くものである。

近年、何かと「癒し」を求め始めた日本人であるが、文化芸術は、わたしたちの心に情緒性、あるいは何か刺激を注いでくれるものである。日本の文化芸術を愛し、守り、伝える。そのような政策の徹底が、忘れ去られようとしている美しい日本の心を取り戻すのである。

人々が「癒し」を求めている今はまだよい。求めが叫び、訴えになる前に、徹底した政策を進めなければならない。指揮者不在の政策にならぬよう、率先してマネジメントすべきである。

凜として、日本

Japanese Identity

日本が持つアイデンティティとは、国際社会において起こる他者との比較「アイデンティティ・クライシス」(異文化との接触によって、それまでの自分の在り方、価値観が否定され、あるいは変更せざるを得なくなり、心理的に不安定になること)に陥ってはならない。

第1 文化芸術振興の基本理念 より

振り向いてこそ未来が見える ー文化芸術振興の基本理念ー

「文化は素晴らしいものゆえに支援すべきもの」といった教条主義だけではもはや通用しない。文化支援の効果は広く社会に影響を与えるものである。ゆえに文化芸術振興策の今後の展開に期待する。

第2 文化芸術振興のための重点施策 1. 六つの重点戦略 より

文化は豊潤な果実 ー「文化芸術立国」の実現を目指してー

果実がその豊潤な香りを得る頃、その実を優しく支える支柱が必要となるが、栄養豊かな肥料がそれまでを育む。アイデンティティとは個々に保持される概念であり、教育という肥料が育む。コミュニティは相互の関係の集積であり、互いの力強い支柱になるのである。

文化が国の杖となる —(1)文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し—

文化芸術振興には、自らを律するような責任ある識見を養う姿勢が必要である。我が国の豊かな文化芸術が、政策立案者の主体によってのみ語られてはならず、ワーキンググループにおける調査検討は、＜抜本的見直し＞という政策課題に連なる重要な施策といえる。

日本を創る文化の力 —(2)文化芸術を創造し、支える人材の充実—

魅力ある国、信頼される国、尊敬される国が美しい。日本は世界に誇りうる歴史、文化、伝統を持つ国である。この国を支えてきた先人達に倣うことが日本の伝統である。「真似ぶ」に由来する学ぶべき歴史は心の在り方であり、人材とは経験豊かな創造人をさすのである。

気付くところ築く—(3)子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実—

文化芸術はコミュニケーションの媒体であり、その活動を通してこそ新たなコミュニケーションの場が生まれる。文化芸術の価値を知れば、自ずとそれらを敬い愛する心が生まれる。文化芸術は、まさに生きる力、生きがいを見つけるといった喜びを与えることである。

もの・こと・人も—(4)文化芸術の次世代への確実な継承—

文化財などの体系的な収集と保存は重要な責務である。加えて、各地方の様々な歴史や文化は、高齢化と人口減少による後継者の絶対的不足から危機に瀕している。そのような文化の多様性が刺激となり、日本の活きた文化を育ててきた、その感謝を忘れてはならない。

ときめいているか日本—(5)文化芸術の観光振興、地域振興等への活用—

大切にすべき様々な理念や文化の考察が不十分であるかも知れない。食文化を活用した地域振興の取組が増えつつある。いつの頃からか星の数や等級で表された身近な文化であるが、魅力あるものには多くの関心が寄せられる。そのときめきこそが原動力となる。

分業というコラボレーション—(6)文化発信・国際文化交流の充実—

コラボレーションの真髄は「協働」である。かつて「工芸の日本」を築いた職人達。それぞれがスペシャリストの分業によって創りあげた日本への世界の評価であった。世界に誇れる日本は、結果ではなく実際的なプロセスにある。関係省庁の連携に期待を寄せたい。

官(公)・学 共同プロジェクトの可能性

これまでの我が国の文化政策は、関係省庁それぞれが独自の観点から取り組んできたが、それらが国家戦略として相乗効果を生むようになることが望ましい。

その意味で、「六つの重点戦略」は、省庁間のみならず、あるいは官学民の協力を通じて、長期的視野に立って、文化芸術という心の資源を効果的に活かすような政策が継続されるべきである。

< 目 次 >

はじめに	1
第1 文化芸術振興の基本理念	2
第2 文化芸術振興のための重点施策	3
1. 六つの重点戦略 ～ 「文化芸術立国」の実現を目指して ～	3
(1)文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し	3
(2)文化芸術を創造し, 支える人材の充実	4
(3)子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実	4
(4)文化芸術の次世代への確実な継承	4
(5)文化芸術の観光振興, 地域振興等への活用	5
(6)文化発信・国際文化交流の充実	5
2. 各分野における重点施策(具体的施策)	6
(1)舞台芸術分野	6
(2)メディア芸術・映画分野	7
(3)美術分野	9
(4)くらしの文化分野	10
(5)文化財分野	12
今後の検討課題	14
別 添 : 各ワーキンググループにおける意見のまとめ	16
概要・用語解説	50
参考資料 : 文化芸術関連データ集	58
参 考 : 文化芸術振興基本法	94
諮問文	100
委員名簿	104
ワーキンググループの設置について	106
審議・検討の経過	110

はじめに

平成19年2月に「第2次基本方針」が策定され、これまで3年余が経過している。この間の文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえ、平成22年2月10日に文部科学大臣から文化審議会に対し、「文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について」諮問が行われた。

本報告は、同諮問を受け、本部会における8回にわたる調査審議及び文化芸術の分野ごとのワーキンググループにおける調査検討を経て、今後の文化芸術振興のための基本的な施策の在り方について、これまでの審議経過を取りまとめたものである。

なお、十分な調査審議を尽くせず、本報告に盛り込めなかった重要な検討課題は少なくない。本部会としては、本報告に対し意見募集を実施し、広く国民や文化芸術団体等から頂いた意見を踏まえ、答申に向けて更に調査審議を深めることとする。

政府においては、本報告を踏まえ、今後の文化芸術振興のための施策の展開に当たることを期待する。

第1 文化芸術振興の基本理念

文化芸術は、過去から未来へと受け継がれ、人々に大きな喜びや感動、心の豊かさや安らぎをもたらす心の資産であり、国境を越えて様々な価値観を共有する基盤となるものである。グローバル化が進展する今日にあつて、他国に誇る自国の文化芸術を持つことは、わたしたち一人一人にとって何物にも代え難い心のよりどころとなるのである。また、あらゆる領域で創造性が重視される国際社会において、文化芸術の振興は持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となるものであり、我が国の国力を高めるものとして文化芸術を位置付けておかなければならない。

文化芸術の振興は、わたしたち一人一人の主体的な営みや、各地域における多様な取組が前提となることは言うまでもない。その上に、国としても自らの責任において自国の文化芸術を振興しなければならない。このことは他国政府の積極的な文化発信政策を見るにつけても明らかであり、経済面での国際競争の陰に隠れ、文化発信面で国際社会に遅れをとってはならない。そのためには、国による文化芸術の振興を総合的に推進する必要があり、「文化省」の創設をも念頭に置きつつ、まずは関係省庁が「協働の姿勢」をもってより一層連携を強化していかなければならない。

振り返れば、我が国では、戦後の高度経済成長の後、二度にわたる石油危機の経験を経て、環境の質、生活の質、心の豊かさが求められるようになった。わたしたちはいま一度そのことを想起し、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据えて、これまでの政策を抜本的に見直し、文化芸術振興策の強化・拡充を図らなければならない。

「鉄は国家なり」とは、鉄を確保することが国家戦略的にも重要な位置付けにあったころの言葉である。確かに産業の中心として経済を支えてきたのは鉄であり、「鉄を制するものは国を制す」とまで言われた。そして今は、我が国の文明を大きく発展させたかつての鉄のように、文化芸術の振興と連動する創造産業の発展に大きな期待が寄せられつつある。わたしたちは、この新たな「産業のコメ」が大きく育つ環境をしっかりと整えることに注力すべきである。とりわけ、新たな創造的人材の育成は必須の条件であるが、その流出すら懸念される危機的状況の中、文化政策は短期的なコスト削減・効率重視といったものであってはならない。「文化は国家なり」の理念の下、わたしたちは今こそ新たな「文化芸術立国」の実現を目指すべきである。

第2 文化芸術振興のための重点施策

文化芸術の振興に当たって、当面、重点的に取り組むべき施策の方向性(重点戦略)及び各分野における重点施策(具体的施策)については、以下のとおりとする。

1. 六つの重点戦略 ～ 「文化芸術立国」の実現を目指して ～

「第1 文化芸術振興のための基本理念」の下、教育、福祉、環境、観光、創造産業等、幅広い分野にかかわりを持つ文化芸術振興の重要性に対する国民の理解を醸成するとともに、国際社会における我が国の魅力や存在感を高めるため、諸外国と比較して極めて貧弱な文化予算^{*}を大幅に拡充し、国家戦略として新たな「文化芸術立国」の実現を目指すべきである。このため、当面以下の六つの重点戦略を強力に進める。

(1)文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し

文化芸術活動に対する支援に関しては、実質的に赤字を補填^{てん}する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題等多くの指摘がなされており、地方における鑑賞機会の不足、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状も考慮して改善を図る必要がある。これらの現状と課題及び「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、文化芸術活動に対する支援の在り方を抜本的に見直し、効果的な振興を図ることができるよう、以下の取組を進める。

- ◆ 文化芸術団体にとって、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や、民間からの寄附金と公的助成金を組み合わせるマッチンググラント等新たな支援の仕組みを導入する。
- ◆ 寄附税制の拡充や文化芸術資源の活用を促進する税制の検討等を通じて、企業等の民間や個人からの文化芸術に対する投資拡大を促すとともに、NPO法人等「新しい公共」による文化芸術活動を支援する。
- ◆ 専門的な審査・評価を実施し、支援策をより有効に機能させる機関として、新たに「日本版アーツカウンシル(仮称)」の導入に向けた検討を行う。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を開始する。
- ◆ 地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充する。また、その法的基盤の整備について早急に具体的な検討を行う。
- ◆ 美術品の国家補償制度を速やかに導入する。
- ◆ 国立の美術館・博物館や劇場について、地域的な配置状況も踏まえ、地方のこれらの文化施設との役割・機能の分担にも十分留意しつつ、今後のあるべき姿を含め、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを早急に検討する。

^{*} 我が国の文化予算(国家予算比:0.12%)及び民間の寄附(文化芸術以外を含み、GDP比:0.13%)は、いずれも諸外国と比して低水準にある。例えば、フランスの文化予算は国家予算比 0.81%、韓国では同 0.73%である。米国では同 0.03%であるが、民間の寄附が GDP 比で 1.67%に達している。(文化庁調べ(平成21年のデータで比較))

(2)文化芸術を創造し、支える人材の充実

文化芸術に係る人材については、芸術家の国内での活躍の場が少なく海外流出も見られるといった事例のほか、文化芸術を支える専門人材の不足や養成体制に関する課題等が指摘されている。また、無形の文化財等の技術・技能が途絶えるおそれがあるなど、様々な課題がある。これらを踏まえ、芸術家をはじめ文化芸術を創造し、支える人材を充実する観点から、以下の取組を進める。

- ◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会を充実したり、国内での研修機会を得られるようにしたりするほか、顕彰制度を拡充するなど、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。
- ◆ 文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。
- ◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。
- ◆ 文化芸術の振興に当たり、大学等の関係機関との連携を強化する。

(3)子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

子どもや若者にとって、本物の文化芸術に触れる機会が十分でなく身近なものと感じられにくい、地域の教育力や社会全体で子どもを心豊かにはぐくむ環境が失われつつあるなどの課題が指摘されている。これらを踏まえ、文化芸術の裾野を拡大するとともに、感性や創造力、コミュニケーション能力をはぐくむため、子どもや若者を対象とした以下の取組を進める。

- ◆ できるだけ幼い子どもから若者までを対象とし、子どもの発達段階に応じて、多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。
- ◆ 文化芸術を通じたコミュニケーション教育をはじめ、学校教育における芸術教育を充実する。

(4)文化芸術の次世代への確実な継承

有形及び無形の文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財について、点としての保存・活用のみならず、線又は面として総合的な保存・活用を図ることは極めて重要である。また、文化芸術の作品、資料等は、次代の文化芸術創造の基盤であるにもかかわらず、計画的・体系的な収集・保存が進んでおらず、劣化・散逸や海外流出の危機にある。これらを踏まえ、文化芸術を次世代へ確実に継承するため、文化財の保存・活用や文化芸術の作品、資料等の収集・保存(アーカイブ)に関し、調査研究機能を充実するとともに、以下の取組を進める。

- ◆ 文化財の修理や防災対策を計画的に進める。
- ◆ 文化財の公開・活用を一層進める。

- ◆ 文化芸術分野のアーカイブ構築を着実に進めるとともに、その積極的な活用策を検討する。そのため、作品、資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録(資料台帳)の整備が可能な分野から早急に着手する。

(5)文化芸術の観光振興、地域振興等への活用

我が国には、各地域に多様で豊かな文化が存在し、その厚みが日本文化全体の豊かさの基盤を成している。こうした文化芸術資源を活用して各地域で観光振興、地域振興、産業振興等の取組が行われているが、各地域にはいまだ生かし切れていない文化芸術資源が少なくない。また、過疎化、少子高齢化による地域社会の衰退等によって、これらを十分に生かすことがままならない地域も数多く見られる。これらを踏まえ、文化芸術の価値を観光振興、地域振興、産業振興等に更に活用することができるよう、関係省庁による連携の下、以下の取組を進める。

- ◆ 文化財建造物、史跡、博物館や各地に所在する文化芸術資源を、その価値を適切に継承しつつ、観光振興、地域振興等に活用するための取組を進める。
- ◆ 地域の文化芸術資源の発掘・活用に関し、創造都市の取組等新たな創造拠点の形成を支援するとともに、地方芸術祭、アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励する。
- ◆ 文化芸術活動の成果を創造産業や観光関連産業に結び付ける取組を進める。
- ◆ 「くらしの文化」の振興に着手し、地域に根ざした身近な文化芸術資源を掘り起こす。

(6)文化発信・国際文化交流の充実

我が国は、秀逸な伝統文化の蓄積の上に、ハイカルチャーからポップカルチャーに至るまで、多彩で優れた文化芸術を有している。しかしながら、こうした日本文化に対する国際社会の関心は表層的な面にとどまっており、全体に対する深い理解に基づくものとはなっていない。これらを踏まえ、我が国の文化芸術を積極的に海外発信するとともに、東アジアをはじめとした世界各国との国際文化交流を更に推進するため、関係省庁による連携の下、以下の取組を進める。

- ◆ 舞台芸術、美術工芸品等の海外公演・出展、国際共同制作等への支援を充実する。
- ◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加に対して戦略的に支援するとともに、メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。
- ◆ 文化発信・交流の拠点として博物館・美術館や大学の活動・内容を充実する。
- ◆ 文化財分野における国際協力を充実する。
- ◆ 東アジア各国の参加を得て、芸術都市を定め、様々な文化芸術活動を開催する「東アジア芸術創造都市(仮称)」や、大学間交流における活動等も含め、東アジアにおける文化芸術活動を推進する。

2. 各分野における重点施策(具体的施策)

(1) 舞台芸術分野

① 地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備

- 地域の文化芸術拠点において、舞台芸術が創造・発信され、地域の人々が享受できる機会を充実するため、国と地方公共団体が役割分担・協力をしつつ、地域の核となる文化芸術拠点の文化芸術活動への支援を拡充する必要がある。
- 地域の文化芸術拠点が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするため、その法的基盤の整備についても早急に具体的な検討が必要である。
- 地域の文化芸術拠点の充実が進めば、国立の劇場には、更に高次の中核的拠点としての役割、人材育成の場としての役割などが期待される。我が国全体の舞台芸術の振興を図るために、国立の劇場も含めた文化芸術拠点の望ましい在り方について、地方その他の関係機関等を含めた検討を行う必要がある。

② 専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し

- 舞台芸術の支援に当たっては、公益性を重視しつつ、分野ごとに現場の実情を把握し、個々の事業の選定、評価等を行う専門家(プログラムオフィサー)を配置し、専門的な審査をよりしっかりと行う、各種のデータに基づいた審査や評価を行うため、現地調査も含め調査研究機能を強化する、PDCA(計画、実行、評価、改善)サイクルを確立するといった観点から、海外のアーツカウンシル(文化芸術評議会)や公的文化芸術助成機関等の例も参考としつつ、新たな審査・評価の仕組み(「日本版アーツカウンシル(仮称)」)の導入を検討する必要がある。
- 文化芸術団体にとって入場料収入や寄附金の増加等の努力を促すインセンティブがより働くよう、会場費等の経費を限定した支援、演劇、音楽、舞踊等の分野の特性に応じた支援、文化芸術団体が一定期間を見通した計画・運営ができるよう1公演ごとの審査の積み重ねとしての年間の活動への総合的な支援、民間からの寄附金と公的助成金を組み合わせるマッチンググラントのような支援、研究分野における競争的資金の間接経費の取扱いも参考にした文化芸術分野における支援等の新たな仕組みの導入も含め、支援制度を抜本的に見直す必要がある。
- 大学や国立の劇場における人材育成、文化芸術団体が取り組む人材育成事業の支援や若手芸術家の活躍の場の在り方等も含め、人材育成のための効果的な方策を検討する必要がある。例えば、新進芸術家の研修支援として、現在の海外研修制度の改善に加えて、国内研修の仕組みを導入することも考えられる。

③ 子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充

- 次代を担う子どもたちに豊かな創造性、感性等をはぐくむため、国は、できるだけ小さいころから、子どもたちが多彩な優れた舞台芸術に触れる機会を拡充するとともに、教育委員会や文化施設、文化芸術団体等が実施する取組を奨励する必要がある。
- 地域の文化芸術拠点の充実を図る中で、文化芸術関係者が学校や教育関係者と連携・協力しながら、継続的に子どもたちに多彩な優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供したり、ワークショップやコミュニケーション教育等の教育普及活動を実施したりすることが必要である。

④舞台芸術の国際交流と海外発信の強化

- 優れた作品の海外公演への支援に加えて、海外の文化芸術団体と企画段階から協力して行う国際共同制作への支援を充実するなど、東アジアをはじめとした世界各国との国際文化交流を積極的に推進する必要がある。また、国際共同制作の情報集積や実践の場として、我が国で開催される核となるような国際フェスティバルの支援も充実させる必要がある。

(2)メディア芸術・映画分野

①メディア芸術祭の拡充と関連イベントとの連携

- メディア芸術への理解を深め、芸術としての評価を確立していくためには、メディア芸術祭を質の高いメディア芸術作品を発信する世界的なフェスティバルとして一層の充実を図るとともに、将来にわたって継続して開催していくことが重要である。そのため、賞金額の引上げ等によりメディア芸術祭の賞としての価値を高める、人材育成の観点からメディア芸術祭に新たに新人賞を創設する、現在 Web 上に開設されている「メディア芸術プラザ」を拡充するといった方策を講ずる必要がある。
- メディア芸術祭をより一層盛り上げるため、メディア芸術祭の開催期間と同時期に関連イベントが集中して行われるよう連携を図り、それらの企画に対して支援すること(メディア芸術ウィーク等)が考えられる。その際、地域におけるメディア芸術の鑑賞機会の充実を図るとともに、海外のフェスティバルと連携を強化することも必要である。

②メディア芸術に関する貴重な作品・資料等のアーカイブの構築

- 過去に日本の浮世絵等の絵画が海外に多く流出したことがあるが、現在でも、マンガの原画等のメディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等が劣化・散逸し、又は廃棄される状況にあり、取り返しのつかない事態を招くおそれがある。過ちを繰り返すことなく、これら作品、関連資料等の計画的・体系的な収集・保存(アーカイブ)を行う必要があり、そのためには、公的支援が不可欠である。
- その際、対象となる分野の性質の違いを踏まえた方策を検討するとともに、国立国会図書館における納本制度も参考にしつつ、各分野でこれまでに様々な大学や団体が保存しているものもあるため、それらと連携を図りながら検討する必要がある。

- アーカイブの構築には膨大な作業を伴い、短期間での達成は困難であることから、一方で、各分野の作品や資料等の所在情報の集積などを進めることも必要である。

③新人クリエイターによる発表の場の創設等の人材育成の強化

- 独創性を重視した人材育成の観点から、Web 上に次代を担う新人クリエイターの作品発表の場を作る必要がある。クリエイター同士のコラボレーションや分野横断的なプログラムの推進も必要である。
- 「作り手」(クリエイター)の育成と同時に、「見せ手」(キュレーター、プロデューサー)や「受け手」(鑑賞者)の育成も求められるため、文化施設におけるメディア芸術に関する専門的知識を有する職員の育成や大学におけるインターンシップの推進など学校教育段階からの人材育成についても考慮する必要がある。

④産業や観光面の振興、研究機能の強化及び国内外への情報発信

- メディア芸術を振興し、その芸術性を高めることは、我が国のコンテンツ産業の競争力強化につながるとともに、その優れた作品の舞台としての日本に人々が訪れるなどの観光や国際交流の促進に極めて大きな効果を発揮するものである。こうした観点から、産業や観光面の振興をも視野に、映画、マンガ、アニメ等のコンテンツの創作を支援することや関係団体等の連携・協力体制を構築することが必要である。
- メディア芸術は新しい領域であることから、大学等の教育研究機関におけるメディア芸術各分野の歴史的研究や新旧のメディア芸術に関する分野横断的な研究を振興し、将来的にはメディア芸術学の確立を目指す必要がある。このような研究機能を強化するための仕組み(インスティテュート)の構築が必要である。
- 外国では日本のポップカルチャー人気が高いため、既存のイベントを活用するとともに、海外からメディア芸術分野の留学生や研修生等を積極的に受け入れ、これらの留学生等による帰国後の日本文化の発信につなげるべきである。

⑤日本映画の振興のための支援の充実

- 映画作品は、商業的作品と非商業的作品に大別できるが、芸術性を主眼とすることが多い非商業的作品の振興のためには、製作費等の支援が必要である。その際、日本映画の多様性を確保する観点から、小規模な作品や新たな企画提案を含む幅広い作品を支援対象とすることも考えられる。一方、商業的作品の振興のためには、税制面での優遇措置が望ましい。
- 映画の振興に当たっては、放送と連携し、テレビ放送を通じた映画の普及がより促進されることが望ましい。また、海外においても放送会社の流通網を通じて日本映画が紹介されることが期待される。国を挙げて映画を振興する観点から、政府と企業が一体となって海外に売り込んでいく姿勢が必要である。

(3) 美術分野

① 博物館の管理運営方策の充実

- 博物館(美術館を含む。以下同じ。)は、単に社会教育施設あるいは文化施設であるにとどまらず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点ともなる多くのポテンシャルを有した施設である。これらの機能を強化し、コミュニケーションや感性教育、地域ブランドづくりの場といった多面的な機能を備えた新たな博物館像を形成することが重要であり、国としても博物館の新たな機能に着目した支援の充実を図る必要がある。
- 博物館を活性化するため、博物館の管理部門を担う「ミュージアム・アドミニストレーター」とも言うべき専門職員や、美術作品等の保存・修復担当専門職員(コンサーベーター)、美術作品等履歴管理担当専門職員(レジストラー)等を養成するための研修制度を充実する必要がある。
- 今や博物館の活動は国際社会の中で展開され、特にアジアにおいては我が国のリーダーシップが求められている。関係団体が中心となり、我が国の博物館の国際戦略を構築するとともに、ICOM(国際博物館会議)が定めた「博物館のための倫理規程」を行動規範としつつ、我が国の博物館の倫理規程を策定する必要がある。
- 高齢者や身体障害者、さらには外国人等に対応したソフト施策の充実を図ることが重要である。また、学校教育における博物館活用の促進や鑑賞教育の充実を図るため、各博物館において学芸員や教育担当専門職員(エデュケーター)の配置を促進するとともに、国においては研修制度の充実を図ることが求められる。
- 指定管理者制度の導入から6年以上が経過し様々な事例が蓄積されていることから、国として、博物館が指定管理者制度を導入する際のガイドライン等を作成する必要がある。また、博物館を地域社会における成長分野、情報発信拠点と位置付け、社会的投資に対する社会全体の認識を深めることが重要である。各博物館においては、寄附等外部資金の獲得努力が必要であるが、国として、博物館に対する支援の充実や寄附税制の拡充を図るとともに、登録美術品制度をより利用しやすい制度に改善することが求められる。
- 国立の博物館は、各地域の博物館の学芸員等専門職員の資質向上や、作品の貸出し等ナショナルセンターとしての機能を一層果たしていくことが求められる。そうした機能を適切に果たすとともに、国民共有の貴重な財産を充実するためには、自己収入の増加やそれを円滑に運営に充てることのできる仕組みの導入等、現在の制度の在り方や運用の見直しも検討する必要がある。

② 美術作品等の鑑賞機会及び美術作品制作等への支援の充実

- 保険料の高騰による国際レベルの企画展覧会開催の障害を除去し、美術作品等へのアクセスを拡大するとともに地域間格差を是正するためには、国家補償制度を導入

することが必要不可欠である。国による補償制度の導入は、展覧会の質の向上や美術作品等の適切な保存・安全管理のインセンティブともなるものであり、法制度化を実現することが急務である。

- アート・フェスティバルの国内開催への戦略的な支援や、地域の活性化や創造拠点の形成にも資する美術作品の制作活動等に対する効果的・効率的な支援方策についても検討する必要がある。

③アートマネジメントに関する人材の育成

- 展覧会の企画や必要資金の収集、事業評価等に求められる資質・能力を培う研修など、アートマネジメントに関する人材の育成を図るとともに、それらの人材が活躍できる場の増加を図ることが重要である。

④美術関連資料のアーカイブ戦略

- 関係機関による連携の下、展覧会カタログ等の美術関連資料を適切に保存し、データベース化を進めるとともに、それらの公開・活用を図る必要がある。各博物館においては、所蔵作品の目録(資料台帳)を整備することが急務であり、その上で書誌情報やデジタル画像等のアーカイブを進めることが求められる。
- 博物館、図書館、公文書館等の情報蓄積型施設や大学等有する貴重な文化資源を、計画的・戦略的に保存・活用することが重要である。そのためには、いわゆるMLA(博物館、図書館、公文書館)や大学等との連携を促進する必要があり、学芸員、司書及びアーカイブに関する専門職員(アーキビスト)がそれぞれ有する知識・技能を活用し、相互の交流を図ることが強く求められる。

(4)くらしの文化分野

- 文化芸術振興基本法にいう「生活文化」及び「国民娯楽」に関し、とりわけ衣食住に係る文化を重要な対象領域として取り上げ、それら我が国の生活に根ざした文化を「くらしの文化」として包括的にとらえることにより、伝統的な「くらしの文化」の保護及び伝承を図るとともに、現在・未来の創造活動によって形作られる「くらしの文化」の振興を図ることとする。

①「くらしの文化」に関する調査研究の推進

- 振興すべき「くらしの文化」、海外に発信すべき「くらしの文化」を明確化するとともに、既存の活動を一元的にデータ化することを含め、国として基礎資料をまとめる必要がある。
- 「くらしの文化」において既に人知れず消失してしまったものがあることを想起すれば、アーカイブは早急に検討すべき事項である。従来の取組を情報として集約し、全体像を把握しつつ、意識的な保存を図っていく方策を検討する必要がある。

②「くらしの文化」の担い手・団体の育成・支援

- 我が国の伝統的な「くらしの文化」を再興するためには、供給サイド(作り手)と需要サイド(使い手)双方の担い手(継承者)の育成が不可欠である。
- 作り手としての担い手の育成を図る上では、生産過程で必要となる伝統的な技術・技法を保持する継承者の養成が求められる。その際、伝統的な技術・技法を生かしながら、新たな創造につなげていく視点も重要である。また、使い手としての担い手の育成を図る上では、子どものころからいかに「くらしの文化」に触れさせるかが肝要であり、伝統的な生活空間が減少する中、実体験の機会を充実することや、きっかけづくりにおいて学校教育の場を活用することも必要である。
- 従来、建物等ハード面では各省庁の補助や助成が存在したが、地域資源の発掘や団体の立ち上げに対する支援策はいまだ不十分であり、その拡充が求められる。その際、税制優遇や顕彰等のインセンティブ設計についても検討する必要がある。
- 街の文化的景観を構成する町家や古民家等伝統的な建築物の保存・活用を促進する方策や、都市計画において公共事業費の一定割合を文化的側面に割り当てる「Percent for Art」等についても、関係省庁による連携の下、検討すべきである。

③創造都市の推進と創造産業の振興

- 創造都市については、多数の地方公共団体が主体的に地域性を生かした創造都市としての発展の可能性を追求しているので、国としては、税制優遇等によるインセンティブの設計や、省庁間縦割りの弊害等の阻害要因を除去するといった側面支援に注力すべきである。また、都市間連携や、例えば「創造地域圏(creative region)」等、歴史的・文化的なつながりの強い地域を対象とした広域連携の枠組みを設定すべきである。
- 創造都市の推進を図る際には、経済的・文化的インセンティブを導入して創造人材の集積を促す必要がある。また、国内外の芸術家が滞在して制作活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスの環境整備や、芸術祭等のイベントの活用も有効である。
- 建築、ファッションデザイン、工芸等の創造産業を文化政策の一環としても一層の振興を図っていく必要がある。その際、小規模の事業所で活動する人やフリーランスが多いため、社会保障の充実が期待されるとともに、知的財産、契約に関する教育も重要である。

④観光振興や文化発信に資する環境整備

- 我が国には、暮らしに根付いた文化であって歴史や伝統文化に裏打ちされた潜在的な観光資源が多くある。観光振興の視点を導入することにより、「くらしの文化」を残しつつ地域を活性化すれば、文化の継承のみならず雇用の創出にもつながる。文化的資源を活用して観光振興を図る上では、受入施設・体制の整備が重要である。

- 地域資源の発掘や地域文化の発信は、地方公共団体にとって重要なテーマであり、国としては、広域連携による取組への支援を含め間接的な支援の充実が求められる。
- 海外発信については、「くらしの文化」に関する情報を含め観光に関する情報を外国語で記載した外国向けのポータルサイトを作成することが有効である。また、海外に日本文化を紹介するに当たっては、外国メディアを招聘することや、在外公館、海外駐在員等の協力を得ることも有効である。

(5)文化財分野

①文化財の公開・活用の促進及び地域活性化に資する文化財の魅力の再構築・発信

- 社会全体で文化財を守り、継承、発展させていくためには、社会を構成する各層の主体が文化財への理解を深め、関心を持つことが重要であり、文化財の公開・活用についてもこれまで以上に積極的に取り組むことが必要である。
- 文化財の公開・活用の促進に際しては、魅力ある活用環境の整備に加え、安全性の確保や文化財の価値を損なわないよう配慮した施設設備等の整備とともに、文化財の魅力適切に伝えるための人材の育成や、活動を持続していくための組織作りが重要であり、これらへの支援の充実が必要である。
- 市町村においては、地域の活性化に資する文化財の役割を認識し、地域の文化財を積極的に活用することが期待される。
- 各市町村が、地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な方針である「歴史文化基本構想」を策定し、この方針に沿って、地域の文化財の保存・活用を図ることは、地域活性化と多様な地域文化の継承に役立つことから、国においてはそれらの取組への支援を充実する必要がある。

②文化財の持続的な継承及び文化財保護に対する理解増進

- これまでの指定、登録及び記録選択等の制度に加え、今後、有形及び無形の文化財を通じて、文化財の種別・性質等に応じ、保護対象の範囲の拡大、周辺環境を含めた保護の措置を講ずる方策などについて検討が必要である。
- 文化財を良好な状態に保つための日常的な維持管理、適時適切な修理や防火・防犯・耐震等の防災対策の取組を計画的かつ継続的に実施することが重要で、そのための支援の充実が必要である。
- 次代を担う子どもたちが、文化財に親しみを持ち、文化財の保護に対する理解を深めることは、子どもの持つ個性を伸ばすとともに、感性をはぐくむために重要である。学校教育においては、伝統文化に関する学習指導要領の記述も充実されてきており、関係者と連携し、伝統文化や文化財について理解を深めるための教育やそれらに親しむ機会の充実を図るための取組が必要である。

- 文化財の公開や市民，NPO法人，企業，人材育成を担う教育界等の幅広い参画による文化財保護の取組の充実が必要である。また，国指定等文化財への税制上の優遇措置の一層の充実が必要である。また，NPO法人や公益法人，企業等が地域で行う文化財の保存・活用への取組について，金銭的な寄附，保存活動への参画を含めた文化財保護への多様な貢献に対して支援できる仕組みについて検討が必要である。

③無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者等の養成

- 伝承者の養成に際しては，技術・技能の研鑽^{きん}，伝承が図られる機会を適切に確保するとともに，保持者に続く伝承者の養成を充実させていくことが必要であり，各領域の実情を踏まえ，裾野^{すそ}の拡大や研修機会の充実など，新たな養成の仕組みや支援の充実が必要である。
- 無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者の裾野^{すそ}の拡大を図るため，学校や研究機関等との連携強化が必要である。

④文化財を通じた国際協力・交流の推進

- 我が国に蓄積された保存修復に係る高度な知識，技術，経験等を生かした文化財保護の国際協力は，現在，国は，文化遺産国際協力コンソーシアムを中心とした取組を推進しており，更にその取組の強化を図ることが必要である。
- 我が国が行ってきた文化財保護の国際協力では，財政上の支援のみならず，海外での文化財の保存修復活動を通じて現地での人材育成を行うなど，現地における効果的な協力を行ってきており，このような支援策の一層の充実が必要である。
- 海外の文化を理解するための取組の強化が必要である。また，伝統的な芸能や技能等も含めて日本の伝統文化を戦略的に海外に発信する取組の充実を図ることが必要であり，そのための支援の充実も必要である。

⑤文化財行政における各主体の役割と連携

- 将来の世代に持続的に継承するための文化財の適切な保存の取組や，地域の多様で豊かな文化財の保存・活用の取組への支援については，国が主導的な役割を果たすことが必要である。
- 地域の文化財を確実に継承していくためには，地方公共団体が主体となり関係者の参画を得て，域内の文化財を総合的に把握し，保存・活用を図ることが重要であり，多くの者が地域文化の継承にかかわることで，地域の文化的活動が活発化し，地域振興や地域コミュニティの活性化にもつながるものである。
- 地域文化を継承していくための取組を進めるに当たっては，国，地方公共団体，自ら活動に参画する地域の人々やNPO法人等の民間団体等が，各々の役割を明確にしつつ，相互に連携を図ることが必要である。

今後の検討課題

本部会において、今後更に調査審議を行う必要がある主な課題は、以下のとおりである。

- ◆ 第2次基本方針の実施状況の評価を行うこと。
- ◆ 十分な調査審議を尽くせず、本報告に盛り込めなかった事項も含め、文化芸術の振興のための各般の施策について検討を深めるとともに、それら施策の達成目標及び工程スケジュールを明らかにすること。
- ◆ 国語及び著作権に関する政策について、関係分科会の審議状況等を踏まえつつ、本部会としても必要な検討を行うこと。

別 添

各ワーキンググループにおける意見のまとめ

- ◇ 舞台芸術ワーキンググループにおける意見のまとめ 17
- ◇ メディア芸術・映画ワーキンググループにおける意見のまとめ 24
- ◇ 美術ワーキンググループにおける意見のまとめ 30
- ◇ くらしの文化ワーキンググループにおける意見のまとめ 36
- ◇ 文化財ワーキンググループにおける意見のまとめ 42

文化審議会文化政策部会
舞台芸術ワーキンググループ 意見のまとめ

- 本ワーキンググループでは、演劇、音楽、舞踊等の舞台芸術の振興について、その意義を踏まえた上で、現状の課題を改善するための今後の方向性と具体的施策について検討を行った。

【概要】

1. 舞台芸術を振興する意義

- 舞台芸術は、人々に真の心の豊かさをはぐくみ、衣食住と同様に人が生きていくために必要不可欠なものである。また、新たな価値を創造し、我が国及び地域の経済・社会の活性化に大きく貢献するものである。さらに、次代を担う子どもたちに豊かな創造性や感性などはぐくみ、ソフトパワーとしての国の魅力を高め、世界の文化芸術の発展に貢献するとともに、人々が共に生きる絆と社会基盤を形成するものである。今日、このような意義を共有できる社会の実現に向けて舞台芸術の振興は重要である。

2. 舞台芸術の振興の方向性

- 文化芸術は国民や地域住民のための公共財である。このため、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据えて、これまでの政策を抜本的に見直し、舞台芸術の振興策の強化・拡充を図る必要がある。
- また、我が国の文化予算は諸外国と比較し圧倒的に少ない。これは、我が国の文化芸術の振興によって我が国が世界の文化芸術の発展に本来貢献すべき役割を十分に果たしていないとも言え、国として文化予算を大幅に充実する必要がある。

3. 舞台芸術の振興に向けた重点施策

- 本ワーキンググループとして、特に重視すべきと考える施策は、以下の4点である。

(1) 地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備

地域の文化芸術拠点において、舞台芸術が創造・発信され、地域住民がそれらを享受できるよう、地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充する必要がある。また、その法的基盤の整備については早急に具体的な検討を行う必要がある。

(2) 専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し

舞台芸術の支援に当たっては、専門家による審査・評価の仕組み(「日本版アーツカウンシル(仮称)」)の導入を検討する必要がある。また、分野の特性に応じた新たな支援制度を導入するなど、長期的視野に立った抜本的見直しとともに、人材育成の強化を図る必要がある。

(3) 子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充

次代を担う子どもたちに豊かな創造性や感性などはぐくむため、国として子どもたちができるだけ小さいころから、優れた舞台芸術に触れる機会を拡充するとともに、教育委員会や文化施設、文化芸術団体等が実施する取組を奨励する必要がある。

(4) 舞台芸術の国際交流と海外発信の強化

海外公演への支援に加え、海外との双方向による共同制作への支援を充実する必要がある。特に東アジアをはじめとした世界各国との国際文化交流を積極的に実施する。

【本文】

1. 舞台芸術を振興する意義

(1) 真の心の豊かさを実現

- 舞台芸術は、創り手と受け手が時間と空間を共有し、感動することにより、舞台を通じて人々に真の心の豊かさをはぐくむものであり、衣食住と同様に人間が人間らしく生きていくために必要不可欠なものである。

(2) 新たな価値の創造と経済・社会の活性化

- 舞台芸術は、それ自体が価値を有すると同時に、観光や産業などの経済活動において新たな付加価値を生み出す源泉であり、経済・社会の活性化に大きな効果を発揮するものである。また、地域の文化芸術拠点において、日常的に創造・鑑賞活動が活発に行われることは、地域における雇用を生み出すとともに、地域経済・社会の活性化に大いに貢献するものである。

(3) 子どもたちの豊かな感性・創造性等の育成

- 次代を担う子どもたちが優れた舞台芸術に触れ、感動することは、次世代への文化芸術の継承とともに、子どもたちに豊かな感性と創造性、意欲をはぐくむことにつながる。さらにこのような創造性をはぐくむ教育は、現在の産業を活性化するとともに、新しい産業を生み出す原動力にもなる。

(4) ソフトパワーと国際貢献

- 現在、諸外国は自国の文化芸術の発信を通じて、ソフトパワーとしての国の魅力を高め、他国との文化交流を通じて、世界の文化芸術の発展に寄与しようとしている。我が国もソフトパワーとしての文化芸術による国際文化交流の推進により、我が国への理解を促進し、文化芸術を通じた世界への貢献を積極的に進める必要がある。

(5) 人々が共に生きる絆と社会基盤の再生

- 近年、地域コミュニティの崩壊や引きこもりなどの増加が指摘されている。人々が共に文化芸術に触れ、その創造にかかわることは個人にとっての居場所と活躍の場が得られるだけでなく、人々が共に生きる絆と社会基盤の再生につながるものである。

2. 舞台芸術の振興の方向性

- 上記のとおり、文化芸術は国民や地域住民のための公共財であり、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据えて、これまでの政策を抜本的に見直し、舞台芸術の振興策の強化・拡充を図る必要がある。
- 特に、国民や地域住民のための舞台芸術の振興であることに留意し、国民や地域住民が優れた文化芸術を享受できる機会を増加させること、文化芸術の水準の向上と次世代への継承、文化芸術を通じた地域の活性化、世界の文化芸術の発展への貢献などを目指す必要がある。

- また、我が国の文化予算は諸外国と比較し圧倒的に少ない。これは、我が国の文化芸術の振興によって我が国が世界の文化芸術の発展に本来貢献すべき役割を十分に果たしていないとも言え、国として文化予算を大幅に充実する必要がある。
- 舞台芸術の振興に当たって、特に、重視すべき施策は、①地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのため法的基盤の整備、②専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し、③子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充、④舞台芸術の国際交流と海外発信の強化である。
- また、舞台芸術の振興を公演で得られる入場料収入等だけで賄おうとすると、入場料収入等が比較的得やすい大都市圏周辺に公演が集中するなど鑑賞機会の地域間格差につながったり、入場料が高額となり、それを負担できる観客のみが鑑賞できるようになったりするなどの問題がある。このため、舞台芸術の振興に当たっては、公的な助成も含め、企業、個人など社会全体での支援が重要である。

3. 具体的施策

- 舞台芸術の振興に当たって、現状と課題を踏まえた、必要な具体的施策に関する本ワーキンググループの主な意見は以下のとおりである。

(1) 地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのため法的基盤の整備

- 地方公共団体が設置する文化施設の数が増加したが、地方公共団体の文化芸術関係予算は減少しており、多くの地方の文化施設は文化芸術の鑑賞活動や創造活動を十分に提供・実施できていない現状がある。また、指定管理者制度の導入により、経済性や効率性を重視するあまり、事業内容の充実や専門的人材の育成・配置などが必ずしも重視されない運用がなされ、施設運営が困難になっている状況も見受けられる。
- 現在は、文化芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方での公演は大都市圏での公演と比較して、交通費、宿泊費、運搬費など多くの経費を要することなどから、相対的に地方では多彩な文化芸術に触れる機会が少ない。
- 地域の核となる文化芸術拠点は、我が国全体の舞台芸術の振興を図る観点から重要であるとともに、地域住民の鑑賞機会や子どもたちの文化芸術体験の拡充、人材育成、雇用創出や地域経済の活性化にも貢献し、文化芸術による地域づくりにも大きな役割を果たすものである。
- これらを踏まえ、地域の劇場・音楽堂などの文化芸術拠点において、舞台芸術が創造・発信され、地域の人々がそれらを楽しむ機会を充実するため、国と地方公共団体が役割分担・協力をしつつ、地域の核となる文化芸術拠点の文化芸術活動への支援を拡充する必要がある。
- さらに、地域の文化芸術拠点が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするため、文化芸術拠点に求められる機能、必要な専門人材、必要な支援などの観点から、法的基盤の整備についても具体的な検討が必要である。
- また、国立の劇場に関しては、我が国の文化芸術振興の中核的拠点として、より大きな視点からの今後の在り方の検討が望まれる。地域の文化芸術拠点の充実が進めば、国立の劇場には、

更に高次の中核的拠点としての役割，人材育成の場としての役割などが期待される。運営の在り方や地域の文化芸術拠点との連携方策などを検討し，我が国全体の舞台芸術の振興を図るために，国立の劇場も含めた文化芸術拠点の望ましい在り方について，関係機関等を含めた検討を行う必要がある。

(2) 専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し

① 専門家による審査・評価の仕組み(「日本版アーツカウンシル(仮称)」)の導入

- 国の文化芸術に対する支援は，公共性を重視しつつ，文化芸術を振興するために有効に活用するという観点から審査や事後評価を行う必要がある。
- 現在は，支援事業の審査を行う際に，支援事業ごとに文化庁や独立行政法人日本芸術文化振興会が外部の専門家に審査委員を委嘱して審査を行っているが，審査に当たっての経験やノウハウが蓄積されないという課題がある。
- このため，審査に関し，分野ごとに，現場の実情を把握し，個々の事業の選定，評価等を行う専門家(プログラムオフィサー)を配置し，専門的な審査をよりしっかりと行う仕組みの導入の検討が必要である。また，各種のデータに基づいて審査や事後評価を行う必要があり，現地調査も含め調査研究機能を強化する必要がある。
- 審査に当たっては，申請団体がその事業で設定した達成目標を見定めるとともに，事業の事後評価に当たっては，その目標に対する成果を検証し，PDCA(計画，実行，評価，改善)サイクルを確立することが必要である。
- 支援事業の審査結果については，採択の理由や採択事業により期待される効果などを公表するとともに，不採択となった申請団体に対しては，その理由を伝えるなどの透明性の確保が求められる。また，事後評価の結果は，申請団体にフィードバックするとともに，次の支援の審査に活用する必要がある。
- 以上のような観点から，海外のアーツカウンシル(文化芸術評議会)や公的文化芸術助成機関等の例も参考にしながら，新たな審査・評価の仕組み(「日本版アーツカウンシル(仮称)」)の導入について検討が必要である。この場合，例えば，まずパイロットプロジェクトとして，特定の分野についてモデル事業を試行的に行うことも考えられる。

② 支援制度の抜本的見直し

- 舞台芸術には，事前の稽古費，制作費や公演当日の出演費，会場費などの多額の費用を要するが，公演で得られる入場料収入等で全ての費用を賄おうとすると，高額な入場料を負担できる観客だけが鑑賞できることになったり，創造性の高い公演が成立しなくなったりするという構造的な問題がある。
- 現在の支援制度は，対象経費の 1/3(芸術文化振興基金は 1/2)以内かつ自己負担の範囲内で支援することなどとされており，実質的に赤字を補填する仕組みになっている。文化芸術団体

にとって、観客数や公演回数の増加等による入場料収入や民間からの寄附金の増加などの努力を促すインセンティブがより働くように、会場費など経費を限定した助成を行うなどの新たな仕組みの導入も含め、支援制度を抜本的に見直す必要がある。

- また、舞台芸術には、演劇、音楽、舞踊等の様々な分野があり、各分野によって公演や制作の形態や必要な経費は大きく異なるため、分野の特性に応じた支援が必要である。例えば、先行投資型(演劇、オペラ、バレエ、ダンスなど、作品の創作から長時間の稽古を経て公演を迎え、事前に多額の経費を要する分野)と人材活用型(オーケストラ、伝統芸能など、完成された作品を習得した演者が公演し、固定的な人件費を要する分野)で異なる支援方法とすることが考えられる。
- 現在は、文化芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しているが、地域の文化芸術団体に対しては、地域性に配慮した支援の検討も必要である。
- 支援を行うに当たって、現在行われている1公演ごとの支援に加えて、文化芸術団体が一定期間を見通した計画・運営ができるよう、1公演ごとの審査の積み重ねとして、文化芸術団体の年間の活動を総合的に支援する仕組みも考えられる。
- 助成金を受けた文化芸術団体は、その助成事業の公演に付随して事務所の維持費や稽古場の借料、公演のための事務作業に伴う職員の人件費などの経費が必要となる。このため、研究分野における競争的資金の間接経費の取扱いも参考にしながら、文化芸術分野における助成金の在り方について検討が必要である。
- また、年1回の申請機会の複数化や助成金の前払いの促進について、諸外国の例も参考に検討する必要がある。
- さらに、文化芸術団体の活動基盤を強化するためには、文化芸術に対する民間からの寄附を大幅に拡大することが必要である。このため、民間からの寄附金と公的助成金を組み合わせるマッチンググラントのような仕組みの導入について検討が必要である。

③舞台芸術に関する人材育成の充実

- 平成21年7月の文化審議会文化政策部会報告書「舞台芸術人材の育成及び活用について」でも述べられているように、舞台芸術は、総合プロデューサーや芸術監督の企画制作の下、演奏家、舞踊家、俳優、作曲家、振付家、劇作家、演出家、舞台技術者等の創造活動によって成り立っており、公演の内容や質は舞台芸術人材の力に大きく左右されるため、人材育成は重要である。
- 文化庁が実施している新進芸術家海外研修制度は、第一線で活躍する芸術家を輩出するなど、これまでも大きな成果をあげてきているが、日本に帰国後、研修員が地域の文化芸術拠点で研修成果を積極的に還元する機会を確保することやその後のフォローアップを行うことが必要である。また、分野によっては、より年齢層の低い芸術家の派遣を拡充することも必要である。
- 新国立劇場にはオペラ、バレエ、演劇の各研修所が設置されており、これらの分野について、他の養成機関と有機的に連携し、我が国におけるトップレベルの人材育成の中核的拠点としての役割を大幅に充実することが必要である。

- 人材育成は実践的な環境でより効果的に行われることから、文化芸術団体と大学等の教育機関が連携し、実践的なカリキュラムやプログラムを充実させることなどにより、人材育成のための土壌を強化することが必要である。
- 地域の文化芸術拠点が文化芸術団体と提携を図ることは、文化芸術団体が稽古場を確保できることになるなど、人材育成にもつながると考えられる。
- また、文化芸術団体が取り組む人材育成事業の支援の在り方についても検討する必要がある。
- 我が国では、音楽や美術の分野に比べ、大学に舞踊学科や演劇学科が非常に少なく、舞踊や演劇を総合的・体系的に学ぶことが困難になっている。海外の大学では舞台芸術に関する学部・学科は総合大学の中に設置されている例もあり、大学における舞踊や演劇分野の人材育成も含め、人材育成のための効果的な方策を検討すべきである。例えば、新進芸術家の研修支援として、現在の海外研修に加えて、国内研修の仕組みを導入することも考えられる。

(3)子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充

- 舞台芸術は、子どもたちに豊かな感性と創造性、意欲をはぐくむとともに、基礎学力の向上やコミュニケーション能力、想像力の育成にも寄与することも踏まえ、将来への可能性があふれている子どもの時期に、できるだけ小さいころから、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を可能な限り多く提供すべきである。
- また、文化芸術は新しい産業を産み出す原動力になるものであり、優れた舞台芸術を通じて子どもたちの創造性をはぐくむことは、将来の観客を育成するだけではなく、我が国の経済や社会の活力にもつながるものである。
- 学校における鑑賞教室の実施状況は、地域によりかなり差が生じていることから、国として子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会を当面、倍増させる必要がある。加えて、教育委員会や文化施設、文化芸術団体、学校等が実施している子どもたちを対象にした取組も奨励する必要がある。
- さらに、(1)の地域の文化芸術拠点の充実を図る中で、文化芸術関係者が学校や教育関係者と連携・協力しながら、継続的に子どもたちに優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供したり、ワークショップやコミュニケーション教育などの教育普及活動を実施したりすることが有効である。

(4)舞台芸術の国際交流と海外発信の強化

- 舞台芸術の国際交流については、一方的に発信・受信するのではなく対話的に行うことが効果的である。優れた作品の海外公演への支援に加えて、海外の文化芸術団体と企画段階から協力して行う共同制作は有効であり、そのような国際文化交流の支援を充実すべきである。
- 東アジアをはじめとした世界各国との国際文化交流を積極的に推進する必要がある。また、アジアを中心に海外の若手芸術家を我が国に研修で受け入れることも、大きな海外発信の方策になる。

- 国際共同制作のための情報集積や実践の場として、国際フェスティバルは重要であり、我が国で開催される核となるような国際フェスティバルの支援を充実させる必要がある。
- 現在、文化庁が実施している国際芸術交流支援事業は、応募のあった文化芸術団体の中から優れた公演を選定しているが、これとは別に、我が国として海外に発信すべき公演を戦略的に選定し、国際芸術交流を支援する方法も考えられる。
- なお、海外との交流事業は、少なくとも事前準備等に3年程度の期間が必要であり、そのような実情に合った支援の方法を検討する必要がある。

文化審議会文化政策部会
メディア芸術・映画ワーキンググループ 意見のまとめ

- 本ワーキンググループでは、アニメーション、ゲーム、マンガ、メディアアート等のメディア芸術及び映画について、質の高い作品の創造、鑑賞機会の充実、保存(アーカイブ)、国内外への発信、産業や観光面の振興、研究機能の強化、人材育成等の観点から、その振興方策について検討を行った。
- 本ワーキンググループとして、メディア芸術・映画の振興のために、特に重視すべきと考える施策は、以下の5点である。
 - (1)メディア芸術祭の拡充と関連イベントとの連携**
 - (2)メディア芸術に関する貴重な作品・資料等のアーカイブの構築**
 - (3)新人クリエイターによる発表の場の創設等の人材育成の強化**
 - (4)産業や観光面の振興、研究機能の強化及び国内外への情報発信**
 - (5)日本映画の振興のための支援の充実**
- なお、メディア芸術は新しい分野であることから、その振興方策等の検討は漸進的に進められるものであり、今後とも不断に検討を行っていく必要がある。

1. メディア芸術・映画をめぐる現状と課題

- 我が国のアニメーション、ゲーム、マンガ、メディアアート等のメディア芸術は、優れた文化的価値を有しており、世界的にも高く評価され、我が国のソフトパワーとして国内外から注目が集まっている。例えば、毎年パリで開催されている JAPAN EXPO には、約17万人(2009年)もの人々が集まるなど、日本のメディア芸術は世界の人々を引きつけている。
- 文化庁では、平成9年度から、優れたメディア芸術作品の顕彰、入賞作品の展示等を行う「文化庁メディア芸術祭」を開催しており、応募作品数と来場者数は年々増加し、第13回となった平成21年度では、応募作品数:2,592作品(海外の53カ国・地域からの673作品を含む。)、来場者数:約6万人にまで発展した。
- また、映画は、長い歴史の中で多くの人々に親しまれてきた総合的な芸術であり、娯楽としての側面とともに、その時代の国や地域の人々の思想や感情を反映した文化的表現としての側面も有している。文化庁では、これまで日本映画の自律的な創造サイクルの確立を目指し、様々な施策に取り組んできた。
- 他方、メディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等は、我が国が誇るべき文化遺産でありながら、計画的な収集・保存がなされておらず、劣化・散逸したり、廃棄されるなどの危機に瀕していることは大きな課題である。
- また、メディア芸術は、新しい分野でもあり、これまで国による支援は限定的であったが、我が国のメディア芸術が今後とも優れた文化芸術として創造・発信され続けるためには、独創的な新たな作品が生まれてくる環境を整えるとともに、若手クリエイター等の人材育成を強化していく必要がある。

- 諸外国の研究者等は、アニメやマンガ等を学術的な研究課題として取り上げており、我が国においても、資料や統計に基づいたメディア芸術に関する学術研究が促進されることが必要である。

2. メディア芸術・映画の振興に係る方向性

- 優れた文化的価値を有し、ソフトパワーとして国内外から注目を集めている我が国のメディア芸術や映画の振興は、我が国の文化振興はもとより、コンテンツ産業や観光の振興、国際文化交流にも大きな効果を発揮するものである。
- このようなメディア芸術の振興を図る観点から、文化庁が実施しているメディア芸術祭が質の高いメディア芸術作品を発信する世界的なフェスティバルとなるように、一層の充実が必要である。
- また、メディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等が劣化・散逸したり、廃棄されることがないように、これらの計画的・体系的な収集・保存(アーカイブ)に取り組む必要がある。
- さらに、我が国のメディア芸術が今後とも世界に誇る魅力ある文化芸術として創造・発信され続けるためには、独創的な新たな作品が生まれてくる環境を整えるとともに、若手クリエイター等の人材育成を強化していく必要がある。
- 中国や韓国等のアジア諸国も、国を挙げてアニメーション、映画、ゲーム、マンガ、メディアアート等の振興に取り組んでおり、我が国も国として、これらの分野の振興により一層力を入れて取り組む必要がある。

3. 具体的施策

- メディア芸術・映画の振興に当たって必要な具体的施策に関する本ワーキンググループの主な意見は以下のとおりである。

(1)メディア芸術祭の拡充と関連イベントとの連携

①メディア芸術祭の拡充

- メディア芸術への理解を深め、芸術としての評価を確立していくためには、メディア芸術祭を質の高いメディア芸術作品を発信する世界的なフェスティバルとして一層の充実を図るとともに、将来にわたって継続して開催していくことが重要である。
- そのためには、メディア芸術祭の賞としての価値を高めることが必要である。例えば、賞金額を上げることや受賞者に対して創造活動に専念できる環境を提供することが考えられる。また、メディア芸術祭において、クリエイター同士の交流の他に、クリエイターと企業との交流の場を設け、そこで賞を取ることが活躍の場を広げることにつながるようにすることが必要である。
- また、人材育成の観点から、メディア芸術祭に新たに新人賞を創設し、次代を担う新人クリエイターの作品の発表及び顕彰の場を作ることが必要である。さらに、メディア芸術の学術研究を奨励・振興するために、メディア芸術祭に新たに論文賞を創設することも必要である。

- メディア芸術祭の受賞作品が一般に広く知られるよう、現在 Web 上に開設されている「メディア芸術プラザ」を拡充し、可能な限り受賞作品をどこからでも閲覧できるようにするべきである。特に、Ustream や Twitter などの最先端の情報通信技術の活用は、国内外への発信の面からも効果的であり、積極的に活用するべきである。その際、インターネットの双方向性と同時性という特性を生かすことが大切である。
- また、メディア芸術祭をより一層盛り上げるには、メディア芸術祭の開催期間と同時期に、文化施設を中心に、メディア芸術の関連イベントが集中して行われるよう連携を図り、それらの企画に対して支援すること(メディア芸術ウィーク等)が考えられる。
- さらに、メディア芸術祭が一層国際的な認知を高めるためには、同じ分野の海外のフェスティバルと連携を強化するとともに、審査に当たって我が国のメディア芸術をより客観的に評価することができるよう、海外からの審査協力を得ることも検討する必要がある。

②地域におけるメディア芸術の鑑賞機会の増加

- 現在、メディア芸術祭の開催期間は、非常に短く、東京において10日間程度に限られていることから、地域におけるメディア芸術の鑑賞機会の充実を図る必要がある。例えば、地域の映画館や商店街の空き店舗、廃校等を活用し、時代の最先端を感じられるような小規模な「映像メディア・サテライト」を作ることが考えられる。
- また、文化庁と地域の文化施設が協力し、メディア芸術分野での連携企画展を実施することも効果的である。これらの施設が連携を図り、コンソーシアムを形成して様々な活動を行うことも促進する必要がある。

(2)メディア芸術に関する貴重な作品・資料等のアーカイブの構築

①アーカイブの必要性

- 映画フィルム以外のメディア芸術に関する作品や関連資料については、これまで計画的・体系的な収集・保存は行われてこなかった。現状としては、国立国会図書館が納本制度に基づき保存を行っているものを除いては、その保存は制作者や制作会社、出版社等に委ねられている状況である。
- 過去に日本の浮世絵等の絵画が海外に多く流出したことがあるが、このままでは、メディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等が劣化・散逸し、又は廃棄されるなど、取り返しのつかない事態を招くおそれがある。過去に起こった同じような過ちを繰り返すことなく、これらの計画的・体系的な収集・保存(アーカイブ)を行う必要があり、そのためには、公的支援が不可欠である。
- アーカイブ(作品や関連資料等の収集・保存)を行うに当たっては、膨大な作業を伴い、短期間での達成は困難であることから、一方で、各分野の作品や資料等の所在情報の集積などを進めることも必要である。
- また、アーカイブの対象となる作品や関連資料等は膨大な量になることから、これらを整理・保

存する場所及び多くの専門人材が必要であることに留意する必要がある。

- メディア芸術のアーカイブについては、メディア芸術祭の受賞者に対して、受賞作品の寄託・寄贈を依頼することが考えられる。また、作品の制作過程や展覧会の企画過程等に係る聞き取り調査記録(オーラルヒストリー)を保存することも重要である。

②分野ごとの特性を踏まえた検討

- メディア芸術のアーカイブについては、対象となる分野の性質の違いを踏まえて、そのアーカイブ方策等を検討するべきである。また、国立国会図書館における納本制度も参考にしつつ、各分野でこれまでに様々な大学や団体が保存しているものもあるので、それらと連携を図りながら検討する必要がある。
- アニメやマンガの原画やセル画は、日本のアニメやマンガの歴史を示す貴重な資料であるにもかかわらず、このままでは時間の経過とともに急速に劣化・散逸・廃棄が進んでしまうおそれがあり、アーカイブを行う必要がある。さらに、技術革新の度に廃棄されてしまう制作機材等も収集することが考えられる。
- ゲームに関しては、現在、ソフトは国立国会図書館における納本制度の対象となっているが、納本率はあまり高くない。また、ハードは、納本制度の対象となっていないため、ソフトからハードまで全てをメーカーから寄贈してもらい、保存することが望ましい。
- メディアアートについては、作品自体を保存することは困難であるため、設計図や映像記録などのような作品を再生することができる情報を保存することが考えられる。
- 映画フィルムは、東京国立近代美術館フィルムセンターで収集・保存されている。劣化した過去の名作映画を修復(デジタルリマスター)するには、かなり高額な費用がかかる。これらを含め、映画のデジタルでの保存をどのように行っていくかということについても調査研究を行うべきである。

(3) 新人クリエイターによる発表の場の創設等の人材育成の強化

①新人クリエイターによる発表の場の創設等の専門人材の育成

- 若手クリエイターの作品発表の場が少ないため、独創性を重視した人材育成の観点から、Web上に次代を担う新人クリエイターの作品発表の場を作ることが必要である。また、新人クリエイターに競争の中でその創造性を最大限発揮させる観点から、例えば、優勝したクリエイターには、その作品を市場に送り出すことを副賞としたコンテストを実施することも考えられる。
- クリエイターの育成には、大学等の教育機関に企業からの寄附等による寄附講座を設け、人材育成に取り組むことが考えられる。その際、制作の拠点としてのスタジオと、発信の拠点としてのショールームがあることが望ましい。また、クリエイター同士のコラボレーションや分野横断的なプログラムの推進も必要である。
- 「作り手」(クリエイター)の育成と同時に、「見せ手」(キュレーター、プロデューサー)や「受け手」(鑑賞者)の育成も求められる。例えば、展覧会エンジニア(メディアアートの展覧会における

技術者)やメディア芸術に関する専門的知識を有する職員の育成も必要である。

- 育成された人材が働く現場の環境改善と職業としての活躍の場の確保も重要である。
- 映画分野では、若い人材を導くプロデューサーの育成を含め、そのキャリアパスの中に大学院等でのキャリアを位置づけていくことを考えるべきである。
- また、実写もアニメーションもデジタル技術が導入されてきており、そのような新しい技術の習得も含めた人材育成が必要である。

②学校教育段階からの育成

- 日本人は、自国文化の理解を深め、メディア芸術についても我が国の文化としての認識を持つようにするために、子どものころからメディア芸術に触れる機会を提供することが必要である。
- 情報科学を学んでいくための環境づくりが必要であるが、現在の学校教育におけるICT教育を改善し、初等中等教育段階からメディア芸術に関する教育に総合的に取り組むべきである。
- 大学の学部段階での人材育成としては、実際の展覧会や制作現場に、大学から単位として認定されるインターンシップの形で学生が派遣されることが有効である。

(4)産業や観光面の振興、研究機能の強化及び国内外への情報発信

- メディア芸術を振興し、その芸術性を高めることは我が国のコンテンツ産業の競争力強化につながるるとともに、その優れた作品の舞台としての日本に人々が訪れるなどの観光や国際交流の促進に極めて大きな効果を発揮するものである。
- 産業とメディア芸術は密接に関連しており、新しいメディア技術に独創性や洗練されたデザインなどの芸術の要素が加わり、次世代のビジネスの芽が生まれる。
- メディア芸術の発表の場の拡充と発信機能の強化が、海外も含む市場の開拓や海外からの来訪者の拡大など、産業・観光面の振興にもつながる。
- 観光との連携については、最近、アニメやマンガの舞台となった場所を訪れる「聖地巡礼」が流行しており、このような動きも活用し、メディア芸術ツアーのような企画が生まれると有効である。また、映画の「ローマの休日」を観て多くの観光客がスペイン広場を訪れるように、観光につながるような、ありのままの日本を紹介する優れた映画、マンガ、アニメ等のコンテンツの創作を支援することも考えられる。
- 国内で既にメディア芸術分野で様々な取組を行っている関係機関の連携・協力体制を構築することが必要である。
- 外国では日本のポップカルチャー人気が高いため、海外発信については、パリのJAPAN EXPOなど海外で既に行われているイベントを活用するとともに、海外からのメディア芸術分野の留学生や研修生等を積極的に受け入れ、これらの留学生等による帰国後の日本文化の発信につなげるべきである。また、現在の海外での人気が一過性のものに終わらないようにすることが重要である。

- メディア芸術は新しい領域であることから、大学等の教育研究機関における新旧のメディア芸術に関する分野横断的な研究(温故知新)を振興し、将来的にはメディア芸術学の確立を目指す必要がある。また、海外の状況も含めたメディア芸術の関連情報、データ、統計の整備も必要である。
- また、メディア芸術の研究面については、海外の研究者の論説が世界の主流になってしまっていることから、我が国の大学等が連携し、国内外から研究者が集まり、分野を超えてメディア芸術に関する研究が活性化し、その成果が広く発信されるようにする必要がある。以上のような研究機能を強化するための仕組み(インスティテュート)の構築が必要である。

(5) 日本映画の振興のための支援の充実

- 映画の製作支援については、日本では企画開発に時間がかけれないという課題があり、製作支援とは別に、企画開発への支援として、時間のかかる脚本づくりを支援することが考えられる。
- 映画作品は、ビジネスを目的とした商業的作品とそうではない非商業的作品に大別できるが、芸術性を主眼とすることが多い非商業的作品の振興のためには、製作費等の直接支援が必要である。その際、公開を前提とした映画に限定せず、日本映画の多様性を確保する観点から、小規模な作品や新たな企画提案を含む幅広い作品を支援対象とすることも考えられる。一方、商業的作品の振興のためには、税制面での優遇措置が望ましい。
- 映画の振興に当たっては、放送と連携し、テレビ放送を通じた映画の普及がより促進されることが望ましい。また、海外においても放送会社の流通網を通じて日本映画が紹介されることが期待される。国を挙げて映画を振興する観点から、政府と企業が一体となって海外に売り込んでいく姿勢が必要である。
- 映画の鑑賞環境に関しては、東京と地方との地域間格差とともに、若者が映画をスクリーンで観る習慣が減少している状況が憂慮される。ネット上での映像配信に慣れている若者には、映画館での鑑賞体験を持てるようにする必要がある。

文化審議会文化政策部会
美術ワーキンググループ 意見のまとめ

- 本ワーキンググループでは、博物館(美術館を含む。以下同じ。)の管理運営方策や美術作品等の鑑賞機会の充実及び美術作品制作等への支援の在り方、アートマネジメントに関する人材の育成、美術関連資料のアーカイブ戦略等について検討を行った。
- その際には、広く美術関連分野に関して、従来国が施策の対象としてきた分野に限定することなく、様々な観点から現場の声を聴きつつ、国と地方、さらには関係団体等との役割分担にも考慮しながら検討を行った。

1. 我が国の美術をめぐる現状と課題

- 近年、国民の美術に対する関心が高まりを見せており、老若男女を問わず多くの国民が博物館に足を運び、美術作品等を鑑賞する一方で、自ら美術作品制作等多様な活動を行っている。このことは、高齢者や障害者等についても同様であり、各博物館においては、そのための来館者用設備の整備や展示・案内等の対応を行うとともに、高齢者がボランティアとして積極的に参画している場合も多くなっている。
- しかしながら、昨今の厳しい財政状況下における行政改革や文化芸術が社会経済に寄与することについての情報発信不足等により、全国の博物館は経費削減を余儀なくされている。美術作品をはじめとする資料購入予算はほとんどなく、自己収入確保のため平常展より特別展・企画展を優先せざるを得なくなったり、学芸員資格を持つ専門職員の減少や非常勤化によって研修への参加や出張が困難な状況になるなど、博物館としての運営能力が低下している館が多いのが実態である。とりわけ、公立博物館においては、指定管理者制度の導入によって、調査研究や保存修理等の機能が低下している例もみられる。
- 一方、特に現代美術を中心として美術市場は拡大を続けており、また、主要都市においては、ビエンナーレやトリエンナーレ等のアート・フェスティバルが開催されるようになっている。我が国でも様々なフィールドにおいて多くの取組が行われるようになっており、地域振興と結びついている例もある。このような美術振興の動きは欧米のみならず中国・韓国をはじめとするアジア各地においても認められ、現代美術市場は著しい発展をみせており、また、国家戦略・都市戦略として積極的な取組が進められている。
- 国際的に活躍するアーティストやクリエイターも登場しているが、国内にはアートの現場と社会のコーディネーターとなるアートマネジメントに関する人材の活躍の場が十分ではなく、アーティスト等が活動の場を国外に移す例も多い。一方で、近年の経済情勢の悪化に伴い、創作活動に支障をきたしている現場も多く、国と地方、さらには関係団体等との役割分担にも考慮した支援の在り方が求められている。
- また、次代の文化芸術創造の基盤となる美術関連資料については、出版物や公文書以外の計画的・体系的なアーカイブが進んでおらず、散逸や海外流出の危機にある。これらの資料を適切に保存し、データベース化を進めるとともに、それらを公開し活用が図られるようにすることが求められている。

2. 美術分野の振興に係る方向性

- 文化芸術は、人々の感性や創造性をはぐくみ、表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる豊かな社会を形成するものである。とりわけ美術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国や時代における国民共通のよりどころともなり、世代を超えて人々に感動を与えるものである。このことが美術分野を振興する理由であり、国内外や各分野、あるいはハイカルチャーとサブカルチャーというような差別化をすることなく、幅広くその振興を図っていく必要がある。
- 一方で、美術分野の振興は、アーティストや鑑賞者等の自主的で活発な活動があつてこそ図られるものであり、その支援に当たっては、アーティスト等の主体性・自立性を尊重しながら、国、都道府県、市町村、文化団体、企業等が適切な役割分担の下、それぞれの特徴を生かし、効果的に進めることが求められる。
- また、今日では、美術分野の振興は、教育・福祉・観光・創造産業など幅広い分野にかかわりを持つものであり、地域コミュニティの再生を含めた地域振興や都市の活性化にも寄与するという観点を踏まえて推進することが求められる。
- さらに、グローバルな時代の中、アジア諸国との連携も視野に入れつつ、国際的に遜色のない高度学芸員の養成やアートマネジメントに関する人材の育成、美術作品等の国家補償制度の導入、アート・フェスティバルの開催等を通じて、国際的な戦略を構築することが求められる。

3. 具体的施策

(1) 博物館の管理運営方策の充実について

- 昨今の厳しい財政状況下で国公立博物館の活動経費が減少している一方、統一的な支援機関が不在である中で、文化芸術振興のため国としての総合的・体系的な博物館政策、とりわけ美術館に関する振興政策を構築することが求められている。現状においても、博物館の事業活動に対する支援や研修制度などが行われているものの、国としてのビジョンを示し、より効果的・効率的な支援の在り方を検討することが急務である。

① 博物館の果たすべき役割やその重要性についての理解促進方策

- 新たな市民社会における博物館は、市民が誇りをもって語れるような市民とともに生きる博物館である必要がある。特に公立博物館は、多様な市民の期待に応える必要がある。また、今日、家庭・職場に次ぐ第三の場、精神をリフレッシュし、明日への活力をもたらす場としても博物館は期待されている。そのため、設置者はもちろん、館長はじめ学芸員等職員の一人一人がそうした意識を共有し、博物館サービスの充実に努めることが求められる。「博物館がないとこのまちが成り立たない」といわれるほどの存在感を示すことが必要である。
- 博物館は、単に社会教育施設あるいは文化施設であるにとどまらず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、あるいはボランティア活動や観光等の拠点ともなる多くのポテンシャルを有した施設である。今後は、これらの機能を強化するとともに、コミュニケーションや感性教育の場、地域ブランドづくりの場など、新たなミッションを博物館の役割の中に位置付けることによって、多面的な機能を備えた新たな博物館像を形成することが重要であり、国としても博物館の新たな機能に着

目した支援の充実を図る必要がある。

- 博物館を活性化するためには、博物館の管理部門を担う単なる事務職員ではない「ミュージアム・アドミニストレーター」とも言うべき専門職員を養成することが必要である。また、美術作品等については、保存を行いつつ公開活用を行うことが前提であり、保存・修復担当専門職員(コンサーベーター)や美術作品等履歴管理担当専門職員(レジストラ)などの配置を促進することも求められていることから、これらの専門職員養成のための研修制度の充実を図る必要がある。
- 市民レベルにおけるミュージアム・リテラシーの涵養が図られるよう、博物館へのアクセスの確保や積極的な情報発信、さらには親しみやすく利用しやすい博物館運営等に努めることが求められる。その際、事業評価や第三者評価を活用し、企画段階から市民が参画できる博物館づくりについても考慮する必要がある。
- 本来博物館は、自らの所蔵作品を中心とした常設展の充実がまず重要であって、所蔵作品の書誌情報(メタデータ)を一つ一つ大事に扱い、学芸員の研究成果とともに展示していくことが求められる。そのためには、クリエイティビティやクオリティを確保した上で、利用者に対して価値のあるメッセージを発信し、博物館が市民にとって魅力ある場となるよう努めることが必要である。
- また、博物館を地域社会における総合的な成長分野、情報発信拠点と位置付けることによって、博物館への社会的投資に対する社会全体の認識を深めることも重要である。

②博物館の国際戦略の構築

- 近年、アジア各地で博物館の活発な活動が行われるようになってきており、アジア美術館長会議やアジア国立博物館協会、ICOM-ASPAC(国際博物館会議アジア・太平洋地域委員会)の日本での開催等、国立博物館、博物館協会、関係学会や専門家等様々なレベルで重層的に積極的な交流が行われつつある。これらの交流に際しては、日本のリーダーシップが強く求められており、引き続き、国の支援も得ながら、これらの学協会が中心となって我が国の博物館の国際戦略を構築し、積極的に展開していくことが求められる。
- 今や博物館の活動は国際社会の中で展開されており、資料の貸借に際しての保険制度や脆弱な美術作品等の展示制限、文化財の不法輸出入の禁止等、多くの課題に対応する必要がある。そのためにも、ICOM(国際博物館会議)が定めた「博物館のための倫理規程」を館種や設置主体を超えた行動規範とし、関係団体が中心となって我が国の博物館の倫理規程を策定することが必要である。また、著作権については、資料のアーカイブ化など博物館の公共的な活動が円滑に実施されるよう、運用や法制度に関する検討も必要である。
- 博物館の国際戦略を構築するためには、我が国のアーティストや美術作品等を中心とした文化的・芸術的価値を世界に積極的に発信できる学芸員等専門人材の育成が急務であり、とりわけ国際交流の舞台における若手の実践的・経験的な研修を行うことが求められる。

③高齢者・身体障害者等に対する対応

- 高齢社会、生涯学習社会を迎え、多くの高齢者や身体障害者が博物館を訪問するようになり、施設設備のバリアフリー化や展示・案内標示、あるいはオーディオ機器等の活用による音声案内等の工夫が行われるようになったが、ソフト・サービスに関しては、児童生徒に対する教育プログ

ラム等と比して必ずしも充実したものとなっていない。このため、高齢者や身体障害者、さらには外国人等にも対応したソフト施策の充実を図ることが重要である。

④児童生徒等に対する教育普及方策

- 博物館と学校との連携(博学連携)については、学習指導要領においては博物館や美術館、科学館等を活用することに関する記述が多く見られるものの、博物館側が十分にその期待に応えていない場合が多くみられる。学校における博物館活用の促進や鑑賞教育の充実を図るためには、なにより設置者において各博物館に学芸員の配置を促進することが必要であり、さらに、博物館においても教育担当専門職員(エデュケーター)の配置を促進することによって、学校と博物館が新たな学びを生み出す仕組みを構築することが求められる。国においては、そのための研修制度の充実を図るとともに、ナショナルセンターである国立博物館・美術館に教育担当専門職員の配置を促進することが求められる。
- 児童生徒等の感性をはぐくむためには、博物館における鑑賞教育が重要であり、各学校においては、関係する教科等を通じて博物館の利用や連携を図り、美術作品等の鑑賞活動を一層推進することが望ましい。その際、児童生徒等が鑑賞活動を通じて良さや美しさなど感じ取ったことを創造活動に生かせるよう、鑑賞と表現を相互に関連して働きあうものとして考えることが大切である。また、アメリカで開発され、各博物館で導入されつつある視覚的思考法(Visual Thinking Strategy:VTS)を普及させることや、子どもたちが博物館に初めて出会える場を積極的に設定する観点から、「ミュージアム・スタート・キャンペーン(仮称)」を実施することも考えられる。

⑤厳しい財政状況下における博物館の運営のあり方

- 日本学術会議の声明『博物館の危機をのりこえるために』(平成19年5月)では、「運営に当たっては定性的成果が重要な部分を占める博物館の場合、指定管理者制度だけが経費節減とサービスのより一層の向上を可能とする制度か否かは十分な検討が必要である。」と述べ、「指定管理者への短期間の業務委託は、博物館の基盤業務である長期的展望にもとづく資料の収集、保管、調査をおろそかにする傾向を招き、その基盤業務を担う学芸員の確保と人材育成が危ぶまれる状況を招いている。」と指摘している。指定管理者制度導入から6年以上が経過し、博物館において様々な事例が積み重ねられてきたことから、これらの事例を参考にしつつ、国として博物館が指定管理者制度を導入する際のガイドライン等を作成することが必要である。
- 公的資金の確保が困難な厳しい財政状況下においては、市民や利用者等からの寄附等外部資金の獲得に努めることが必要だが、国としては博物館に対する公的資金の拡充や寄附税制の充実を図るとともに、登録美術品制度をより利用しやすい制度に改善することが求められる。
- 公立博物館の資料購入予算の獲得が難しい状況において、館種や設置者を越えた連携によって、各館が有する所蔵作品等を有効に活用して新たな企画を検討するとともに、ナショナルセンターである国立博物館・美術館のコレクションの充実や適正な職員配置等機能強化を図ることによって、優れた美術作品等の巡回展や貸与、指導助言等を適切に行うことが求められる。
- 近年、廃校となった旧校舎や旧工場等を活用したオルタナティブ・スペースや博物館が増加傾向にある。これらは比較的廉価で借りることが可能なアーティストの制作活動の場やNPO法人をはじめとする美術関係団体の拠点となっており、これらの活用を促進することが重要である。その

際、国としてこれらの改築・改修に要する費用の支援について検討することが求められる。

- 近年、NPO法人や個人等が設置する小規模な博物館が増加している。これらの館は一定のテーマに基づいた特色あるコレクションを形成している場合が多いが、何らかの理由により維持できなくなると、資料が散逸してしまう脆弱さを有していることから、より高度な事業運営のできるNPO法人を育てていく方策を検討するとともに、これらの小規模な博物館に対する支援方策についても検討することが求められる。
- 国立博物館・美術館については、現行の独立行政法人制度において、毎年度運営費交付金が削減され、経営努力の認定基準が厳しくなるなど、様々な課題が指摘されていることから、政府の独立行政法人の見直しに向けた動向を踏まえつつ、今後のあるべき姿を含め、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができるよう検討することが求められる。

(2)美術作品等の鑑賞機会の充実及び美術作品制作等への支援の在り方について

①美術作品等の国家補償制度の創設による国際的レベルの企画展覧会開催の支援

- 保険料の高騰による国際レベルの企画展覧会開催の障害を除去し、国民の美術作品等へのアクセスの拡大や地域間格差を是正するためには、高額の借り入れ美術作品等を含む展覧会について国家補償制度を導入することが必要不可欠である。
- 既に主要先進国においては、評価額の高い展覧会について、一定額を超える範囲において国が補償することとし、官民の役割分担を明確にしている。G8でこの制度を導入していないのは我が国とロシアだけであり、まさに文化の国際的な信用問題にもなっている。
国による補償制度の導入は、展覧会の質の向上や美術作品等の適切な保存・安全管理のインセンティブともなり、国民にとっても多様な展覧会が開催され鑑賞機会の拡大につながる。法制度化を実現することが急務である。
- 近年、アジア諸国との連携・交流が進みつつあるが、アジア諸国では未だこの制度が導入されていないことを考えれば、まず我が国が率先して導入すべきである。

②質の高い国際的大規模展覧会や美術作品制作等に対する支援の促進

- アート・トリエンナーレ等のアート・フェスティバルの国内開催を戦略的に支援するため、国際交流基金と連携しつつ、国としての適切な支援の在り方を検討することが必要である。
- 直島・家プロジェクト、大地の芸術祭～越後妻有アートトリエンナーレ、別府現代芸術フェスティバル2009のような地域の活性化や創造拠点の形成等にも資するアーティストの美術作品の制作活動等に対する効果的・効率的な支援方策についても検討することが必要である。
- また、我が国の美術分野の国際的な相対価値を確認するため、国際的レベルの傑作による展覧会の招来や我が国の美術作品等の海外への出展を積極的に行うことが重要であり、そのための支援の在り方についても検討することが必要である。

(3)アートマネジメントに関する人材の育成について

- 経済情勢の悪化に伴い、公的資金の確保が困難な状況にあるが、文化への投資は国民の福祉や豊かな生活に資するものであり、その拡充を図ることが求められる。あわせて、各団体やア

アーティストは、自ら外部資金確保に努めることが必要であるが、そのためには、例えば、積極的に特別展等の企画力や資金収集力、事業に対する評価能力等を培う研修を行うなど、アートマネジメントに関する人材の育成を図るとともに、これらの人材が活躍する場の増加を図ることが重要である。

- 芸術性と経済性の両立が可能な知識・経験を有したアートマネジメントに関する人材を育成することが急務だが、現状ではそのための研究科を開設している大学は30数校に過ぎない。今後、現職研修の機会の充実を含め、大学・大学院における人材育成の場の充実を図っていく必要がある。

(4)美術関連資料のアーカイブ戦略

①美術関連資料のアーカイブの必要性

- 展覧会カタログ等の美術関連資料は、次代の文化芸術創造の基盤であるにもかかわらず、計画的・体系的なアーカイブが進んでおらず、散逸や海外流出の危機にある。これらの資料を適切に保存し、各分野の関係機関が連携し、データベース化を進めるとともに、それらを公開し活用が図られるようにすることが求められる。
- 各博物館においては、まず所蔵作品の目録(資料台帳)を整備することが急務であり、その上で書誌情報やデジタル画像等のアーカイブを進めることが求められる。

②MLA(博物館, 図書館, 公文書館)連携の促進

- 美術分野におけるクリアリングハウス(多様な情報の中継点)の構築と地域連携の促進が求められる。
- 現在、博物館、図書館、公文書館等各館で行っている美術関連資料の老朽化等に伴う修理等に対する支援を行うとともに、これら情報蓄積型施設が有する貴重な文化資源を、計画的・戦略的に保存・活用することが必要である。
また、エフェメラ(チラシなど)の保存も重要である。
- そのためには、館種や設置者を越えたMLA連携を促進することが重要であり、学芸員、司書及びアーカイブに関する専門職員(アーキビスト)がそれぞれ有する知識・技能を活用し、相互の交流推進を図ることが強く求められる。

4. 留意事項

- 本ワーキンググループにおいては特に詳しく議論することはなかったが、美術分野の振興に関しては、アーティストの制作環境の改善(制作活動の支援や研修・発表の機会の提供、優れた活動に対する顕彰など)を欠くことができない。今後の美術分野の振興方策の策定に当たっては、こうした点にも十分配慮することが求められる。
- また、税制優遇措置の改善や国際交流の推進、あるいはアーカイブ等他のワーキンググループにおいても議論されている分野については、文化政策部会において議論の上、整理・調整することが必要である。

文化審議会文化政策部会
くらしの文化ワーキンググループ 意見のまとめ

- 本ワーキンググループでは、文化芸術振興基本法にいう「生活文化」(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化)及び「国民娯楽」(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)について、とりわけ衣食住に係る文化を重要な対象分野として取り上げることとし、それら我が国の生活に根ざした文化を「くらしの文化」として包括的にとらえ、その振興方策について検討した。
- その際、指定文化財には至らないものの失われつつある伝統的な「くらしの文化」の保護及び伝承を図るとともに、創造都市¹や創造産業を含め、現在・未来の創造活動によって形作られる「くらしの文化」の振興を図ることとし、それらの文化的資源を観光振興や地域振興、雇用創出、文化発信につなげる観点からも検討した。

1. 「くらしの文化」をめぐる現状、課題等

- 悠久の歴史の中で営まれてきた人々の生活により形作られてきた「くらしの文化」は、我が国国土の成り立ちや歴史的経緯とも相まって独自の風土を形成するとともに、その独自性や地域性に由来する固有の文化的価値を形成してきた。
- 他方で、「くらしの文化」は、まさに生活に密着したものであるがゆえに、様々な社会変容の影響を強く受けやすいものである。生活様式の変容に伴う伝統的な文化と現代の暮らしの乖離、少子高齢化や過疎化に伴う継承者の減少、核家族化や地域コミュニティの崩壊等により文化の伝承力が低下しつつあると考えられるが、その傾向に歯止めをかけ、「くらしの文化」の再興を期することは、上記の固有の文化的価値を保持し、豊かな文化的生活を確保する上で喫緊の課題となっている。
- 茶花香は代表的な「生活文化」とされるが、少なくとも昨今の若者にとっては生活の一部となっていない。茶道、華道等は分かる人がやれば良いといった意見もあるが、一度体験することによりそれらの文化的価値に触れてみるのが重要との意見も強い。
- 衣食住に係る文化に関しては、それぞれ例えば次のような課題が挙げられた。
 - － 衣:「ファッション」に対する認識の問題、着物文化の位置付け
 - － 食:日本料理の伝承の厳格さが特に海外への普及を妨げているとの問題意識
 - － 住:指定文化財に至らない町並みや町家等の衰退、都市計画等の一律規制
- 一方で、外国人から見た場合、我が国では長い歴史の中で伝統文化の継承に成功すると同時に、伝統文化とハイテクを巧みに融合させている面もあるとされる。

2. 「くらしの文化」の振興に係る方向性

- 本分野においては、文化行政の新たな対象領域として、包括的な実態調査によって現状を把握した上で、「くらしの文化」の性格を踏まえ、生活様式の変化、少子高齢化や過疎化、経済情

¹文化の視点から都市の潜在力を喚起し、地域資源を生かして創造的に都市の振興を図る取組。文化庁では、文化芸術のもつ創造性を産業振興、地域振興等に領域横断的に活用し、地域課題の解決に取り組む「文化芸術創造都市」の取組を支援している(http://www.bunka.go.jp/ima/souzou_toshi/index.html)。また、ユネスコ(国連教育科学文化機関)が、クリエイティブ・シティーズ・ネットワーク事業を実施している。

勢の変化をはじめ様々な社会変容がもたらす影響を検証する必要がある。

- その上で、①発掘・再興、②連携・交流、③発信の局面に応じた振興方策を検討することが肝要である。
 - ① 発掘・再興の局面においては、地域の文化的資源を発掘し、その文化的価値を保持しつつ観光振興や地域振興に生かす観点や、既に消失の危機に瀕している「くらしの文化」を特定し、継承者の養成を含め再興を図る観点が重要である。
 - ② 連携・交流は、異なる文化同士の接触を通して新たな文化的価値の創造をもたらすことに加え、相互の文化の発展や再発見にも寄与する。例えば、創造都市や創造産業の振興を図る際には、当該都市や産業の内部における連携・交流に加えて対外的な連携・交流を促進することが重要である。この視点は、「くらしの文化」の領域における伝統的な文化と現代的な文化との関係にも当てはまると考えられる。
 - ③ 文化発信の局面においては、前提として自文化に関する十分な理解を促しつつ、関係機関とも連携の上、内容と手段の両面において対象の特性に応じた効果的な発信を図る必要がある。
- 「くらしの文化」は、人々の日常生活に密着しているものであるため、文化財保護行政のような堅固な手法にはなじみにくい分野である。国としては、税制優遇、振興法制、競争的資金の配分、顕彰等によるインセンティブの設計、民間で既に行われていることの障害除去や活動支援、地方公共団体等の創造性の喚起について特に検討すべきである。その際、「新しい公共」の力も活用した新たな方策を検討する必要がある。
- これらにより、文化庁として、概ね3年程度をかけて「くらしの文化」振興のフレームワークを構築することを当面の目標とすべきである。

3. 具体的施策

- 「くらしの文化」の振興に当たって必要な具体的施策に関する本ワーキンググループの主な意見は以下のとおりである。

(1)「くらしの文化」に関する調査研究の推進

【データの収集】

- 国内における振興や海外発信の方策を講じるためには、まず、振興すべき「くらしの文化」、海外に発信すべき「くらしの文化」を明確化するとともに、既存の活動を一元的にデータ化することを含め国として基礎資料をまとめる必要がある。
- 食文化について言えば、例えば、各地の伝統料理について文化的な観点から調査・検証し、それらの料理を「地方伝統料理」といった呼称で認定する仕組みを検討すべきである。

【アーカイブの整備】

- 「くらしの文化」において既に人知れず消失してしまったものがあることを想起すれば、アーカイブは早急に検討すべき事項である。従来 of 取組を情報として集約し、全体像を把握しつつ意識的な保存を図っていく方策を検討する必要がある。その際、データベース化を図る場合には、統一的なデータ基準が必要である。

- アーカイブは、現物保存とともにデジタル化し、なるべく無差別に保存しておくことが重要である。
- 衣食住をはじめ、和洋折衷による我が国の生活様式は世界でも希有なものであり、歴史的価値を有するものはもとより近現代の生活に根ざしたものも含めて、何らかの形で記録として残すべきである。この点、個別分野におけるアーカイブに関し、以下のような意見があった。
 - － 現物もしくは映像による洋服のアーカイブも必要である。
 - － 料理や木造建築の場合には、レシピや図面により再現性を保証する形でなければ意味をなさない。
 - － 我が国の建築は、海外からも鑑賞ツアーが組まれるほど注目されており、例えば一定の建築設計データを集積しウェブ上で公開することも一案である。
 - － プロダクト・デザインもアーカイブとして残していくことが重要である。

(2)「くらしの文化」の担い手・団体の育成・支援

【担い手の育成】

- 我が国の伝統的な「くらしの文化」を再興するためには、供給サイド(作り手)と需要サイド(使い手)双方の担い手(継承者)の育成が不可欠である。
- 作り手としての担い手の育成を図る上では、例えば伝統的な料理技術・技法を持つ料理人、地場産品の生産・販売者、着物の生産技術を持つ職人等、生産過程で必要となる伝統的な技術・技法を保持する継承者の養成が求められる。その際、伝統的な技術・技法を生かしながら、新たな創造につなげていく視点も重要である。
- 使い手としての担い手の育成を図る上では、例えば、衣や食の作法等、子どものころからいかに「くらしの文化」に触れさせるかが肝要である。伝統的な生活空間が減少する中、実体験の機会を充実することや、きっかけづくりにおいて学校教育の場を活用することも必要である。その際には、そのような機会を提供すべき親や教師が伝統的な「くらしの文化」に必ずしも精通していないことに留意する必要がある。
- 次代の担い手たる若者に対しては、何より本物の体験を通して、伝統的な「くらしの文化」の本質、文化的価値に対する理解を促すことが重要である。ただし、きっかけづくりや導入としては、ゲームやインターネットを活用するなど若者が親しみやすい手法を工夫することも考えられる。
- そのほか、「くらしの文化」の担い手の育成に関して、以下のような意見があった。
 - － メディアが担う「情報文化」よりも、むしろ「体験文化」が必要である。例えば、生き物や自然と対峙する農業のように、体験を通して都合の悪いことも受け入れ、乗り越えて自分の生きる糧にしていく力を身に付ける必要がある。
 - － 裾野を拓げるためには、当該分野においてスターを輩出することや、ドイツのマイスター制度のような称号等のインセンティブを付与することも有効である。
 - － オーストラリアの国立博物館では、過去から現代の暮らしを並べて展示する中で先住民の「くらしの文化」も展示しているが、時代の変遷の中で変化に適応することで逆に永続する伝統もある。また、来館できない人のためにウェブサイトでの情報発信も大切な取組である。

【支援手法の検討】

- 従来、建物等ハード面では各省庁の補助や助成が存在したが、地域資源の発掘や団体の立ち上げに対する支援策は未だ不十分であり、その拡充が求められる。
- 文化財には満たないものの、街の文化的景観を構成する町家や古民家等伝統的な建築物の保存・再生を促進するなどの税制優遇について検討する必要がある。
- 海外において「くらしの文化」を含む日本文化の普及に貢献した研究者・団体に対する顕彰制度を充実すべきである。
- そのほか、支援手法に関して以下のような意見があった。
 - － 必要経費が助成されるとしても立替えて進める必要があり、特にNPO法人等は金融機関の融資が受けられないため、精算払いは問題である。
 - － 例えば、地方公共団体やNPO法人主催の講演会の中には資金面で開催中止を迫れているところがある。例えば文化人リストを作成して登録者には年に数回程度無償で講演をしてもらうなど、費用のかからない仕組みを作ることも一案である。

(3) 創造都市の推進と創造産業の振興

【創造都市の推進】

- 創造都市については、市民の協働を促す観点が必要であり、市民団体が企画から運営まで主体的に行うことによって経験とノウハウの蓄積を図るべきである。また、多数の地方公共団体が主体的に地域性を生かした創造都市としての発展の可能性を追求しているので、国としては、税制優遇等によるインセンティブの設計や、省庁間縦割りの弊害等の阻害要因を除去するといった側面支援に注力すべきである。
- 創造都市の推進を図る際には、経済的インセンティブや文化的インセンティブを導入して創造人材の集積を促す必要がある。また、芸術家、地域住民、観光客が一体となった創造都市の形成を目指す上で、一定期間、国内外の芸術家が滞在して制作活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスの環境整備も有効である。
- 創造都市を推進するための取組として、芸術祭等のイベントは、地域の活性化や市民ネットワークの強化に資するものである。ただし、一過性のイベントから脱して継続的な取組とするとともに、地域振興、観光振興等との連関を強化するなど地域に根ざしたものとする仕掛けが必要である。また、訪日観光客を呼び込むためには、各地の芸術祭を同一時期に集中させることも一案である。
- 我が国の都市は特徴が出しにくいいため、創造都市もさることながら、都市間連携や、例えば「創造地域圏 (creative region)」等、歴史的・文化的なつながりの強い地域を対象とした広域連携の枠組みを設定すべきである。

【創造産業の振興】

- 建築、ファッションデザイン、工芸等の創造産業については、従来、流通促進等のための産業政策の一環としてとらえられてきたが、都市間競争が激化する中で、今後は創造性を重視した文化政策の一環としても一層の振興を図っていく必要がある。
- 例えば、世界のファッション界に伍していける若手デザイナーや世界で通用する料理人の育成、また、それらの創造性を一層高めるための支援の在り方について、公的支援の是非も含め、今後

検討が求められる。

- 我が国の良さとして、文化の自律性が保たれており、経済一辺倒にならない点が挙げられる。創造産業の振興に当たっては、双方のバランスを考えて世界やアジアにおける立ち位置をいかに定めるかが重要な戦略となる。
- 創造産業では、小規模の事業所で活動する人やフリーランスが多いため、人材確保の観点から社会保障の充実が期待されるとともに、人材育成面においては知的財産、契約に関する教育も重要である。
- そのほか、伝統工芸品²に関しては、伝統的な技術を保存するだけでなく、その技術を活用した創作活動も創造産業のくりに位置付け、経済産業省とも協力して振興を図るべきである。

(4) 観光振興や文化発信に資する環境整備

【観光振興，地域振興】

- 我が国には、地域の食を含め暮らしに根付いた文化であって、歴史や伝統文化に裏打ちされた潜在的な観光資源であるものが多くある。観光振興の視点を導入し、例えば古民家を再生することによって「くらしの文化」を残しつつ地域を活性化すれば、文化の継承のみならず雇用の創出にもつながる。
- 文化的資源を活用して観光振興を図る上では、以下の指摘を踏まえ、受入施設及び体制の整備を具体的に進める必要がある。
 - － 美しい町並みはあっても日本らしい受入施設が伴っていない点が課題である。
 - － 受入が修学旅行等に偏ってしまっている。大人に喜んでもらえる仕組み、外国人にも本物を体験してもらえるような仕組みが必要である。
- なお、場合によっては観光により文化的価値が損なわれてしまうことにも留意が必要である。そのためには、伝統的な暮らしに根ざした文化やその文化的価値に対する正しい理解が求められる。
- 地域資源の発掘や地域文化の発信は、地方公共団体にとって重要なテーマである。その手法としての地域資源のブランド化については、欧州の原産地名称保護制度³のような仕組みや、地域団体商標制度⁴の活用も有効である。地域の文化産品を継続性あるビジネスとして成立させていくための支援も必要であり、国としては、広域連携による取組を支援することも求められる。
- 地域密着型の祭りは、コミュニティの形成に資するものであるとともに、そこに若者が参画するきっかけともなる。地域の祭りの振興策を検討するとともに、若者の祭りへの参加を容易にする方策についても留意する必要がある。

【文化発信】

² 文化財保護制度において保護されるものとして「美術工芸品」や「工芸技術」があるほか、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき経済産業大臣により指定される「伝統的工芸品」がある。

³ フランスの原産地呼称統制制度(AOC; 農業製品、ワイン、チーズ、バター等に対して与えられる認証であり、製造過程及び最終的な品質評価において特定の条件を満たしたものにのみ付与される品質保証)等を参考として、伝統や地域に根ざした特有の食品等の品質保証のため、欧州連合(EU)の法律により規定された制度。

⁴ 地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的として、地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合に、事業協同組合等の団体による地域団体商標の登録を認める制度。(出典:特許庁ホームページ)

- 「くらしの文化」に関する情報を含め、観光に関する情報を外国語で記載したホームページを関係機関・団体において充実させ、例えば文化庁のホームページにリンクを貼るなどの形で外国向けのポータルサイトを作成することが有効である。その際、海外でも多くの若者が興味をもつアニメや漫画といった大衆文化を切り口として、その背景に伝統文化があることをアピールするといった工夫をすべきである。また、文化を紹介するためには外国メディアの招聘も効果的である。
- 茶道、華道等の生活文化を海外に普及するに当たっては、民間の活動に加え、在外公館、海外駐在員等の協力を得ることが有効である。なお、海外に日本文化を紹介するに当たっては、各文化圏の特性、日本文化との親和性を考慮する必要がある。

4. 留意事項

- 文化的資源を活用した観光振興、地域振興等の施策を講ずる場合には、関係省庁間の連携が課題となる。本ワーキンググループにおいて、省庁間連携の必要性は一致するところであるが、具体的な連携の在り方については部会等の審議に委ねたい。なお、本ワーキンググループでは、例えば次のような意見があった。
 - － 食文化を振興する観点からは、例えば伝統料理の普及を図る上での調理師法の制約、外国料理人に対するビザ発給の困難さ等の課題がある。文化庁は、省庁横断的な考え方をまとめ、文化振興の観点から関係省庁に提案していくべきである。
 - － 都市計画において公共事業費の一定割合を文化的側面に割り当てる「Percent for Art」等の方策を検討する際には、文化庁と関係省庁との連携が求められる。
 - － 「くらしの文化」を観光振興に生かすためには、美しい景観整備等も重要であり、そのためにも国土交通省(観光庁)をはじめ関係省庁と連携していく必要がある。
- 「くらしの文化」に関するアーカイブの必要性や、税制優遇、顕彰等によるインセンティブの設計に関しても、更に審議を深める必要があるため、他のワーキンググループにおける関連事項とともに部会等の審議に委ねたい。

文化審議会文化政策部会
文化財ワーキンググループ 意見のまとめ

- 本ワーキンググループでは、文化財保護法に基づく「文化財」(有形文化財, 無形文化財, 民俗文化財, 記念物, 文化的景観, 伝統的建造物群), 「埋蔵文化財」及び「文化財の保存技術」の振興方策について検討を行った。
- その際には、新たな「文化芸術立国」の時代に対応した文化財行政の展開を図るため、主に以下の視点に立って検討を行った。
 - － 我が国には、多様で豊かな文化財が存在しており、その保存については、従来から文化財保護法に基づく種々の施策が相応の役割を果たしてきたが、これらを将来の世代に持続的に継承していくことが我々の責務であること
 - － 近年、文化財は、地域振興, 観光振興, 経済発展及び国際社会への貢献等多様な役割を担うことが期待されていること
 - － 多様で豊かな文化財が様々な役割を担いつつ、持続的に継承されていくには、文化財保護の裾野を広げ、文化財を幅広くとらえ支えることが必要であること
 - － 文化財の担う役割が拡大する中、保護の裾野を広げるためには、広く社会全体で文化財を支える環境を醸成するとともに、多様な関係する組織や人々が広く連携することが求められること
 - － 国の施策においても、経済発展等を目指す中で、文化施策が他の諸施策と常にバランスよく配慮される必要があること

1. 新たな時代の中で「文化財」の果たす役割

【これまでの取組】

- 我が国には、地域の風土や人々の生活の中ではぐくまれ、他国の文化との交流等を通じて形作られ、現在まで守り伝えられてきた文化財が、多様で豊かに存在しており、このことは、我が国の誇りでもある。そして、この多様で豊かな地域文化の厚みが、日本文化全体の豊かさの基盤を成している。
- これまでの文化財行政は、有形の文化財や無形の文化財等を含め総合的、網羅的に体系建て制定された文化財保護法に基づき、文化財の種類拡大及び保護措置の多様化が図られるなど、時々の社会の変化等に応じた見直し、改善が図られ、一定の成果を収めてきた。

【新たな時代において求められる文化財の役割】

- 文化財は、国や地域の歴史・文化の証として存在するものであり、文化的アイデンティティの基本を形成するものである。
- 政治、経済におけるグローバル化の進展に伴い、文化的アイデンティティの危機が叫ばれる中、豊かで多様な世界を醸成し、地域社会や各国の持続的な発展を促すものとして、文化の多様性を守らなければならないということが、国際的に強く認識されつつある。
- 我が国においても、社会経済情勢の変化や、過疎化、少子高齢化の進行等により、地域社会の衰退が指摘され、地域の多様な文化の存続が危ぶまれている。地域文化の精華である文化財は、地域のきずなを維持していく上で、その礎であり、後の世代に確実に継承していくことが必要

である。

- また、文化は、心豊かな国民生活や活力ある社会の実現に資することはもとより、経済活動に多大な影響を与えるとともに、文化そのものが新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動に大きく寄与するものである。
- 近年、文化財についても、このような面が重視され、文化財が地域振興、観光振興、経済発展及び国際社会への貢献にも資するものとの認識が高まってきており、文化財の果たす役割の拡大が求められている。日本文化全体の基盤である地域の多様で豊かな文化財を幅広くとらえ、その保存・活用を図ることは、真に活力ある地域主体の社会を構築し、我が国全体が活力ある社会として発展することに大いに寄与するものと考えられる。
- 国民の意識調査においても、文化財に対する関心は高く、それとともに、文化芸術への支援が社会の活性化や経済振興に貢献するとの意識も高い。一方、社会全体で文化財を継承していくための環境が十分に醸成されているとは言い難い状況であり、人々が文化財について理解を深めこれらを継承していくための環境を整えることが必要となっている。

【新たな「文化芸術立国」の時代に対応した文化財行政の展開】

- このように、文化財に求められる役割が拡大していることに対応するためには、これまでの文化財保護施策の成果とその蓄積を更に発展させるとともに新しい方策を取り入れ、新たな文化財行政の展開を図ることが必要である。
- 具体的には、これまでの文化財保護制度に加え、指定等された文化財のみならず、その周辺の文化財やそれらを取り巻く環境にも視野を広げ、点としての保存・活用のみならず、線又は面として総合的に保存・活用を図ることが必要である。そして、このことにより、地域の人々の文化財への理解増進や文化財保護への支援が得られる環境が醸成され、結果として、文化財の継承を確かなものとしていくという方向での展開が図られる行政の在り方が求められる。
- 文化財に求められる役割が拡大、多様化し、文化財保護の対象が広がることは、文化財に関与する人や機関の範囲が拡大することにつながる。また、既に、各省庁においても地域振興や観光振興等に係る様々な施策が展開されており、平成 20 年には歴史まちづくり法⁵が施行され、文部科学省、農林水産省、国土交通省の3省の連携により地域の歴史や文化を生かしたまちづくりの取組が推進されている。新たな文化財行政の展開に当たっては、関係省庁、関係機関、民間団体、地域の人々等関係者間での一層の連携強化が不可欠である。

2. 文化財のもつ潜在力を一層引き出すための文化財行政への展開

(1)文化財の公開・活用の在り方

①文化財の公開、活用を促進するための方策について

【公開、活用への取組】

- これまで以上に社会全体で文化財を守り、継承、発展させていくためには、社会を構成する各層の主体が文化財への理解を深め、関心を持つことが重要であり、文化財の公開・活用についてもこれまで以上に積極的に取り組むことが必要である。

⁵歴史まちづくり法：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

- 文化財の公開・活用に際しては、文化財の持つ特性等や昨今の科学技術の進展等も踏まえ、文化財の持つ魅力をより一層引き出すとともに、文化財の価値を適切に継承していくことが必要である。
- また、近代の文化財等で、現時点では指定には至らないものの一定の価値が認められるものを、登録文化財として緩やかな保護制度の下、保存・活用を図っているものがある。これらは、将来的に一定の保護の措置を図っていく必要が生ずることも考えられ、活用を行いながらも文化財としての価値を継承していくことについて留意することも必要である。
- 文化財の公開・活用については、例えば、欧州で行われている、普段は非公開の文化財を一斉に公開する「文化遺産の日」のような取組等を参考としつつ、地域の人々とも連携を図り、幅広い人々に文化財に接する機会を提供する取組の充実が必要である。

【公開、活用促進のための支援の充実】

- 文化財の公開、活用の促進に際しては、魅力ある活用環境の整備に加え、安全性の確保や文化財の価値を損なわないよう配慮した施設設備等の整備とともに、文化財の魅力を適切に伝えるための人材の育成や活動を持続していくための組織作りが重要であり、これらへの支援の充実が必要である。

【文化財の魅力の再発見を促す展示機能等の充実】

- 文化財に親しみを持ってもらうためには、博物館(美術館を含む。以下同じ。)等における展示機能の充実のもとより、人々の注目を獲得するような展示の企画力やそのために必要な調査研究機能の充実も必要である。
- 博物館等における文化財の公開・活用については、学校教育との連携が重要であることから、児童生徒等と文化財とをつなぐ人材の確保、育成やその仕組み作りが必要である。また、博物館等の所蔵する魅力ある豊富な文化財の情報を広く国民に提供するため、博物館等所蔵品の総合データベースの構築が必要である。

②地域の活性化を促す文化財の活用について

【地域の活性化に資する文化財の魅力の再構築、発信】

- 地域の人々が身近な文化財に関心を持ち、その活用に関わることが、地域の文化的活動を活発化し、地域の活性化を促すこととなる。そのため、市町村においては、地域の活性化に資する文化財の役割を認識し、地域の文化財を積極的に活用することが期待される。
- 地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な方針として、「歴史文化基本構想」⁶策定の考え方が提示されている。本構想の策定は、地域の魅力の再発見を促すとともに、人々を引きつける魅力ある地域コミュニティの形成にとっても有用である。市町村が本構想を策定し、この方針に沿って、地域の文化財の保存・活用を図ることは、地域の活性化と多様な地域文化の継承に大いに資することから、国におけるそれらの取組への支援の充実が必要である。
- 文化財を活用した地域づくりを推進する際には、地域に受け継がれた文化を継承しつつ、新し

⁶ 「歴史文化基本構想」:各市町村において、住民などの参画を得て策定する、指定文化財のみならず地域の身近な文化財をその周辺環境も含め総合的にとらえ、保存・活用していくための基本的な方針(文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月)において提言)

い文化との融合を図っていくことも重要で、その際には、活動の核となるアート・マネジメントのリーダーのような役割を果たす人材が重要であり、そのための支援も必要である。

(2)文化財を将来の世代に持続的に継承するための取組

①適切な保存のための取組の充実について

【文化財の保存の取組の充実】

- 文化財の一層の活用を図りながら文化財を将来に持続的に継承するため、適切な保存の取組が必要であるが、地域社会の変化、担い手の不足、原材料の不足等によりその取組が困難な状況にあることから、文化財を適切に保存する取組をこれまで以上に充実することが必要である。
- そのためには、文化財の全体像を把握することが必要であるが、文化財の全体像の把握には分野ごとに精粗があり、適切な保護措置を講じていくためには、まず、文化財情報の集積を行うことが必要である。

【文化財保護の裾野の拡大】

- これまで、指定、登録及び記録選択等の制度を設け保護の措置を講じてきたところであるが、今後、有形及び無形の文化財を通じて、文化財の種別・性質等に応じ、保護対象の範囲の拡大、周辺環境を含めた保護の措置を講ずる方策などについて検討が必要である。その際には、登録制度や「歴史文化基本構想」の活用も有効である。また、都市行政、産業振興、地域振興、国際交流等他分野の施策との連携を深めることが重要となる。

②文化財の計画的な保存修理、防災対策の実施について

【長期にわたる修理、防災計画の立案、計画的な整備の実施】

- 我が国の文化財は、材質的にぜい弱なものも多く、破損箇所の修復等のみならず、良好な状態を保つための適時適切な修理や防火・防犯・耐震等の防災対策の取組を計画的かつ継続的に実施することが重要で、そのための支援の充実が必要である。
- 文化財の保存のためには、所有者による日常的な管理を適切に実施しつつ、その劣化状況、防災管理状況等を把握した上で、きめ細やかな対策を講じていくことが必要であり、所有者における維持管理の対策やそれに対する支援の充実が必要である。
- 修理等に不可欠だが、確保が困難な原材料については、新素材の研究等も含めその確保のための対策が必要である。

【周辺を含めた広域的な防災体制の構築】

- 文化財の防災対策については、文化財単体での防災設備の設置等の推進を図るとともに、周辺も含めた防災計画について、防災設備等のハード面の整備とともに、防災体制等のソフト面での整備も併せて実施することが必要である。

③文化財について理解を深めるための方策について

【子どものころからの文化財に関する教育及び親しむ機会の充実】

- 次代を担う子どもたちが、伝統文化や文化財について教育を受け、文化財に親しみを持ち、文化財の保護に対する理解を深めることは、子どもの持つ個性を伸ばすとともに、感性をはぐくむ

ために重要である。

- 学校教育においては、伝統文化に関する学習指導要領の記述も充実されてきており、学校教育を通じた、伝統文化や文化財について理解を深めるための教育やそれらに親しむ機会の充実を図るための取組が必要である。

【文化財の保護に関する理解の増進とこれらを支える仕組の構築】

- 文化財を将来の世代に持続的に継承していくためには、文化財についての人々の理解を深め、文化財を国民共有の財産として共に守っていこうという機運を醸成し、社会全体で文化財を支える仕組を構築していくことが必要である。
- 文化財が近寄り難いと感じていたり、文化財へのかかわりの稀薄であったりした人々が、文化財に対する親しみや理解を深めるためには、それらの持つ価値等について解りやすく伝える取組が必要である。そのためには、文化財の公開や市民、NPO法人、企業、人材育成を担う教育界等の幅広い参画による文化財保護の取組の充実が必要である。
- 国指定等文化財への税制上の優遇措置は、文化財の保護に大きな貢献を果たしているところであり、その更なる充実に努めることが必要である。また、NPO法人や公益法人、企業等が地域で行う文化財の保存・活用への取組について、金銭的な寄附はもとより、保存活動への参画などを含めた文化財保護への多様な貢献に対して支援できる仕組について検討が必要である。

(3)無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者等の養成

①伝承者養成の在り方について

【無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者養成の方策】

- 我が国固有の伝統と文化を反映し、長い歴史の中で受け継がれてきた無形の文化財や文化財を支える技術・技能が継承されなくなることが危惧されており、重点的に手だてを講ずるべきである。
- 伝承者等の養成には、各々の分野において、その裾野の拡大を図るとともに頂点も養成するといった形の、双方への手当が必要である。
- 伝承者の養成に際しては、技術・技能の研鑽、伝承が図られる機会を適切に確保するとともに、保持者に続く伝承者の養成を充実させていくことが必要であり、各分野の実情を踏まえ、裾野の拡大や研修機会の充実など、新たな養成の仕組みや支援の充実が必要である。
- 無形の文化財や文化財を支える技術・技能は、単なる伝統の保存・継承にとどまらず、社会の変化や時代の要請等に応じ、日々の錬磨を経て創意工夫がなされ、伝統的な“わざ”を基幹としつつ創造・発展してきた面を持つ。このような側面を踏まえた、無形の文化財や文化財を支える技術・技能の振興が必要である。

②担い手の裾野の拡大方策について

【学校、研究機関等との連携の方策】

- 無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者の裾野の拡大を図るため、学校や研究機関等との連携を強化することが必要である。
- 学校教育においては、学習指導要領の改訂により、伝統文化に関する記述は充実してきてい

る。学校教育における指導の充実には、例えば、伝統芸能に関し、関係団体等から実演家を学校に派遣し、教師とともに指導する取組などへの積極的な支援が必要であり、このような取組が全国的に広がりを持った恒常的な形で行われる仕組み作りが必要である。また、その際には、学校と実演家・団体等とを仲介し、コーディネートする人材が重要であり、そのための支援等も必要である。

【無形の文化財や文化財を支える技術・技能の価値の浸透を図るための方策】

- 無形の文化財や文化財を支える技術・技能について、国民文化祭等の活動を通じ親しむ機会を増やすとともに、理解を深めるための取組の充実が必要であり、それらの価値の浸透等を図るためには、顕彰等の活用も有効である。

(4)文化財を通じた国際協力・交流の推進

①文化財保護の国際協力の推進について

【国際協力の推進】

- 我が国に蓄積された保存修復に係る高度な知識、技術、経験等を生かした文化財保護の国際協力は、我が国が世界における多様な文化の発展に積極的に貢献していく上でも重要である。現在、国は、文化遺産国際協力コンソーシアムを中心とした取組を推進しており、本コンソーシアムの会員を増やすなどにより、関係省庁や研究機関等とも連携を図りつつ、更にその取組の強化を図ることが必要である。
- 我が国が行ってきた文化財保護の国際協力では、財政上の支援のみならず、海外での文化財の保存修復活動を通じて現地での人材育成を行うなど、現地における効果的な協力を行っており、このような支援策の一層の充実が必要である。
- 一方で、活動内容や実績が国民や国際社会に十分に認識されていない実状があり、国際協力の推進には、これらの活動について国民の理解や関心を高めることが必要であり、成果の周知や広報活動の充実が必要である。

【文化財保護の国際協力に係る人材の育成】

- 文化財の保存修復の技術者等は、プロジェクトごとに離散を繰り返すなど、人材が離散しやすい。我が国の文化財保護の国際協力を効果的に推進するため、人材の恒常的な活用に資する仕組みが必要である。
- 国際協力に係る人材の育成のため、学生等が国際協力関係機関で学んだり、プロジェクトに参加できる機会を設けるなど、海外で活躍できる文化財の保存修復に係る人材の育成に取り組むことが必要である。
- 将来的な文化財保護の国際協力に係る人材を育成するため、人類共通の貴重な遺産を国際社会が守ろうと努めていることについて、学校教育においても指導の充実が必要である。

②文化財を通じた国際交流の推進について

【国際発信の強化のための方策】

- 国際社会における文化の多様性について国民の共感を得て、諸外国との相互理解を増進するためには、海外に日本文化を発信するとともに、海外の文化を理解するための取組の強化が必

要である。

- 美術工芸品に加え、伝統的な芸能や技能等も含めて日本の伝統文化を戦略的に海外に発信する取組の充実を図ることが必要であり、そのための支援の充実も必要である。

3. 文化財行政における「国」、「地方」、「新しい公共」各々の役割及び連携

【総論】

- 文化財は、我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない国民共通の財産であるとともに、各地域において長い歴史を経てはぐくまれてきた地域文化の精華であり、真に地域主体の社会を構築する際の礎となる。
- 地域文化を確実に継承していくためには、地域社会に係わるあらゆる主体の参画を得ることが重要で、各々の主体が地域文化の継承に係わることで、地域の文化的活動が活発化し、地域振興や地域コミュニティの活性化にもつながっていく。
- 地域文化を継承していくための取組を進めるに当たっては、国、地方公共団体、自ら活動に参画する地域の人々やNPO法人などの民間団体等が、各々の役割を明確にしつつ、相互に連携を図ることが必要である。

【国の役割等】

- 国民共通の財産である貴重な文化財は、過去の世代から託され、将来の世代に確実に継承すべきものであり、今日まで、文化財保護法に基づき国が主導的な役割を担い、保護の措置を講じ、継承してきた。今後とも、将来の世代に持続的に継承するための文化財の適切な保存の取組は、国が責任ある体制の下、主導的な役割を果たすことが必要である。
- 我が国は、現在、ユネスコ無形文化遺産保護条約に基づく「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に16件が記載されるなど、世界的にも伝統文化の豊かさが高く評価されている。また、地域の風土や生活を反映した文化財は、地域経済の活性化や雇用機会の増大の切り札として期待も高まっており、成長戦略の一環として、国がその保存・活用について積極的な支援を行うなど、主導的な役割を果たすことが必要である。
- 地域で継承されてきた伝統的な文化は、地域の人々のよりどころとして連帯感をはぐくみ、共に生きる社会の基盤を形成する役割を担っているが、昨今その継承が危ぶまれている。地域の多様で豊かな文化財の継承は、各地域で主体的に取り組むことが基本であるが、それらの文化財は日本文化全体の基盤を成すものであり、国は地方公共団体等と連携し、地域ごとの文化財保護の実情等にも留意しつつ積極的な支援を行うことが必要である。
- その際には、寄附の促進及び税制上の優遇措置等についても的確に施策を講じることが必要である。
- 文化財について理解を深めるための取組については、国においても積極的に実施するとともに、NPO法人などの民間団体が主体となって実施する活動に対しても国として積極的な支援が必要である。
- 更に、我が国の貴重な文化財の散逸や海外流出を防ぐため、国や国立博物館等の買い上げ予算の充実を図るとともに、優れた未指定文化財も含めて散逸、流出を防ぐ方策について検討が必要である。

【地方公共団体の役割等】

- 今日、地域の住民一人一人が自ら考え、主体的に行動し、自ら暮らす町や村の未来に責任を持つという「地域主権」への転換が求められている。地域の人々に身近で多様な文化財を保存・継承していくには、地方公共団体の果たす役割は極めて大きい。
- 地域の文化財は、地域振興や観光振興等にも資するものであり、地方公共団体が、博物館の情報発信機能も活用し、自らが主体となって「歴史文化基本構想」の策定を推進するなどにより、域内の文化財を点としての保存・活用のみならず、線又は面として総合的に把握し、保存・活用することが必要である。
- そのためには、地方公共団体において、財政措置の充実を図るとともに、文化財行政と地域振興、観光振興、産業振興などの幅広い分野との連携に取り組みつつ新たな展開を図ることが必要である。

【新しい公共の役割等】

- 新たな時代における文化財を支える仕組みとしては、「国」、「地方」といった「官」だけが担うのではなく、広く地域の人々が参加し、社会全体で応援するという「新しい公共」の考え方にに基づき、NPO法人や地域の人々などが参加できる基盤を形成し、積極的な「民」の活力を生かす取組が必要である。
- NPO法人などが、自立して多様で自発的な活動を行うための基盤整備等への支援が必要である。

概要・用語解説

文化政策部会「審議経過報告」

(概要)

はじめに

平成19年2月に「第2次基本方針」が策定され、3年余が経過。この間の諸情勢の変化等を踏まえ、平成22年2月10日に「文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について」諮問。本報告は、同諮問を受け、本部会におけるこれまでの審議経過を取りまとめたもの。本報告に対し意見募集を実施し、広く国民や文化芸術団体等から頂いた意見を踏まえ、答申に向けて更に調査審議を深める。

第1 文化芸術振興の基本理念

文化芸術は、人々に大きな喜びや感動、心の豊かさや安らぎをもたらす心の資産であり、国境を越えて様々な価値観を共有する基盤となるもの。他国に誇る自国の文化芸術を持つことは、何物にも代え難い心のよりどころとなる。また、文化芸術の振興は持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となるものであり、我が国の国力を高めるものとして文化芸術を位置付けておく必要。

わたしたち一人一人の主体的な営みや、各地域における多様な取組の上に、国としても自らの責任において自国の文化芸術を振興。文化芸術の振興を国の政策の根幹に据えて、これまでの政策を抜本的に見直し、文化芸術振興策の強化・拡充を図る。そのためには、国による文化芸術の振興を総合的に推進する必要がある、「文化省」の創設をも念頭に、まずは関係省庁が「協働の姿勢」をもってより一層連携を強化。

第2 文化芸術振興のための重点施策

文化芸術の振興に当たって、当面、重点的に取り組むべき施策の方向性(重点戦略)及び各分野における重点施策(具体的施策)については、以下のとおりとする。

1. 六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～

「第1 文化芸術振興のための基本理念」の下、教育、福祉、環境、観光、創造産業等、幅広い分野にかかわりを持つ文化芸術振興の重要性に対する国民の理解を醸成するとともに、国際社会における我が国の魅力や存在感を高めるため、諸外国と比較して極めて貧弱な文化予算を大幅に拡充し、国家戦略として新たな「文化芸術立国」の実現を目指す。このため、当面以下の六つの重点戦略を強力に進める。

(1)文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し

現状と課題及び「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、文化芸術活動に対する支援の在り方を抜本的に見直し、効果的な振興を図ることができるよう以下の取組を進める。

- ◆ 文化芸術団体にとって、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法やマッチンググラント等新たな支援の仕組みを導入
- ◆ 寄附税制の拡充や文化芸術資源の活用を促進する税制の検討等を通じ、企業等の民間や個人からの文化芸術に対する投資拡大を促進、NPO法人等「新しい公共」による文化芸術活動を支援
- ◆ 「日本版アーツカウンシル(仮称)」の導入を検討するため、早急に必要な調査研究を実施、可能などころから試行的な取組を開始

- ◆ 地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充，その法的基盤の整備を早急に検討
- ◆ 美術品の国家補償制度を速やかに導入
- ◆ 国立の美術館・博物館や劇場について，今後のあるべき姿を含め，より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを早急に検討

(2)文化芸術を創造し，支える人材の充実

芸術家をはじめ文化芸術を創造し，支える人材を充実する観点から，以下の取組を進める。

- ◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会等の充実，顕彰制度の拡充等，若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実
- ◆ 文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実
- ◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実
- ◆ 大学等の関係機関との連携を強化

(3)子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

文化芸術の裾野を拡大するとともに，感性や創造力，コミュニケーション能力をはぐくむため，子どもや若者を対象とした以下の取組を進める。

- ◆ 多彩な優れた芸術の鑑賞機会，伝統文化や文化財に親しむ機会を充実
- ◆ コミュニケーション教育をはじめ，学校教育における芸術教育を充実

(4)文化芸術の次世代への確実な継承

文化芸術を次世代へ確実に継承するため，文化財の保存・活用や文化芸術の作品，資料等の収集・保存(アーカイブ)に関し，調査研究機能を充実するとともに，以下の取組を進める。

- ◆ 文化財の修理や防災対策
- ◆ 文化財の公開・活用
- ◆ 文化芸術分野のアーカイブ構築を着実に進めるとともに，その積極的な活用策を検討するため，作品，資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録(資料台帳)の整備が可能な分野から早急に着手

(5)文化芸術の観光振興，地域振興等への活用

文化芸術の価値を観光振興，地域振興，産業振興等に更に活用することができるよう，関係省庁による連携の下，以下の取組を進める。

- ◆ 文化財建造物，史跡，博物館や各地に所在する文化芸術資源を，その価値を適切に継承しつつ，観光振興，地域振興等に活用
- ◆ 創造都市の取組等新たな創造拠点の形成を支援，地方芸術祭，アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励
- ◆ 文化芸術活動の成果を創造産業や観光関連産業に結び付け
- ◆ 「くらしの文化」の振興に着手

(6)文化発信・国際文化交流の充実

我が国の文化芸術を積極的に海外発信するとともに，東アジアをはじめ世界各国との国際文化交流を更に推進するため，関係省庁による連携の下，以下の取組を進める。

- ◆ 舞台芸術，美術工芸品等の海外公演・出展，国際共同制作等への支援を充実
- ◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加を戦略的に支援，メディア芸術祭は世界的フェスティバルとして一層充実
- ◆ 文化発信・交流の拠点として博物館・美術館や大学の活動・内容を充実

- ◆ 文化財分野における国際協力を充実
- ◆ 「東アジア芸術創造都市(仮称)」や大学間交流における活動等も含め、東アジアにおける文化芸術活動を推進

2. 各分野における重点施策(具体的施策)

(1) 舞台芸術分野

- ① 地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのため法的基盤の整備
- ② 専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し
- ③ 子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充
- ④ 舞台芸術の国際交流と海外発信の強化

(2) メディア芸術・映画分野

- ① メディア芸術祭の拡充と関連イベントとの連携
- ② メディア芸術に関する貴重な作品・資料等のアーカイブの構築
- ③ 新人クリエイターによる発表の場の創設等の人材育成の強化
- ④ 産業や観光面の振興, 研究機能の強化及び国内外への情報発信
- ⑤ 日本映画の振興のための支援の充実

(3) 美術分野

- ① 博物館の管理運営方策の充実
- ② 美術作品等の鑑賞機会及び美術作品制作等への支援の充実
- ③ アートマネジメントに関する人材の育成
- ④ 美術関連資料のアーカイブ戦略

(4) 暮らしの文化分野

- ① 「暮らしの文化」に関する調査研究の推進
- ② 「暮らしの文化」の担い手・団体の育成・支援
- ③ 創造都市の推進と創造産業の振興
- ④ 観光振興や文化発信に資する環境整備

(5) 文化財分野

- ① 文化財の公開・活用の促進, 地域活性化に資する文化財の魅力の再構築・発信
- ② 文化財の持続的な継承及び文化財保護に対する理解増進
- ③ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者等の養成
- ④ 文化財を通じた国際協力・交流の推進
- ⑤ 文化財行政における各主体の役割と連携

今後の検討課題

本部会において、今後更に調査審議を行う必要がある主な課題は、以下のとおりである。

- ◆ 第2次基本方針の実施状況の評価を行うこと
- ◆ 十分な調査審議を尽くせず、本報告に盛り込めなかった事項も含め、文化芸術の振興のための各般の施策について検討を深めるとともに、それら施策の達成目標及び工程スケジュールを明らかにすること
- ◆ 国語及び著作権に関する政策について、関係分科会の審議状況等を踏まえつつ、本部会としても必要な検討を行うこと

文化政策部会「審議経過報告」(平成22年6月7日) (概要)

文化芸術振興の基本理念

文化芸術
そのものの価値

心のよりどころ
(アイデンティティの確立)

経済発展の基盤
国際協力

国自らの責任において文化芸術を振興

- 文化芸術振興の重要性に対する国民の理解醸成
- 文化予算を大幅に拡充し、国家戦略として新たな「文化芸術立国」を実現
- 国際社会における我が国の魅力や存在感の向上
- 総合的推進のため、関係省庁が「協働の姿勢」により連携強化

六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～

戦略1 支援の在り方の抜本的見直し

- ◆ 文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入
- ◆ 民間・個人の投資拡大、「新しい公共」の活動支援
- ◆ 「日本版アーツカウンシル(仮称)」の導入検討
- ◆ 地域拠点への支援拡充、法的基盤の整備検討
- ◆ 美術品の国家補償制度の導入
- ◆ 国立の文化施設の運営見直し

戦略2 創造し、支える人材の充実

- ◆ 文化芸術を創造する芸術家の育成支援の充実
- ◆ 文化芸術を支える専門的人材の育成・活用支援
- ◆ 文化財を支える技術・技能の伝承者への支援充実
- ◆ 大学等関係機関との連携強化

戦略3 子ども・若者向け施策の充実

- ◆ 芸術鑑賞機会、伝統文化等に親しむ機会の充実
- ◆ コミュニケーション教育をはじめ芸術教育の充実

戦略4 次世代への確実な継承

- ◆ 文化財の修理・防災対策の計画的推進
- ◆ 文化財の公開・活用の促進
- ◆ アーカイブ構築の着実な促進、積極活用策の検討

戦略5 観光・地域振興等への活用

- ◆ 文化芸術資源の観光・地域振興等への活用
- ◆ 新たな創造拠点の形成支援、地域文化の振興奨励
- ◆ 文化芸術活動の成果による創造産業等の振興
- ◆ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興

戦略6 文化発信・国際交流の充実

- ◆ 海外公演・出展、国際共同制作等への支援充実
- ◆ 中核的国際芸術祭の国内開催、海外フェスティバルへの参加支援、メディア芸術祭を世界的祭典へ
- ◆ 文化発信・交流拠点としての博物館等の充実
- ◆ 文化財分野の国際協力の充実
- ◆ 東アジアにおける文化芸術活動の推進

各分野の重点施策

舞台芸術

メディア芸術
映画

美術

くらしの文化

文化財

文化政策部会「審議経過報告」用語解説集

該当箇所		用語	解説
本文	3頁 6頁	アーツカウンシル	文化芸術に関する公的助成機関。イギリスやシンガポールなどにおいて導入されており、専門家による審査や評価を行い、文化芸術団体や文化芸術活動に対して助成を行うほか、文化芸術に関する調査研究なども実施する。日本語では「芸術評議会」などと訳される。 (例：イングランド芸術評議会／The Arts Council of England)
別添	17頁 20頁		
本文	5頁 11頁	アーティスト・イン・レジデンス	国内外の芸術家のある地域に一定期間招へいし、滞在中の創作活動に専念できる環境を提供するもの。芸術家の育成を目的とするほか、地域住民と芸術家の交流や地域の活性化、異文化交流など様々な趣旨により実施される。
別添	39頁		
本文	10頁	アートマネジメント	広義には、文化芸術と社会をつなぎ、文化芸術の社会普及を図ること、狭義には、文化芸術活動の管理・運営や文化芸術団体の組織経営、そのために必要な知識・技術、方法論(企画、マーケティング・資金調達、営業・渉外・広報等のスキルやノウハウなど)を指す。
別添	30頁 31頁 34頁 35頁 45頁		
別添	40頁	欧州の原産地名保護制度	フランスの原産地呼称統制制度(AOC; 農業製品、ワイン、チーズ、バター等に対して与えられる認証であり、製造過程及び最終的な品質評価において特定の条件を満たしたものにのみ付与される品質保証)等を参考として、伝統や地域に根ざした特有の食品等の品質保証のため、欧州連合(EU)の法律により規定された制度。
別添	33頁	オルタナティブ・スペース	芸術表現の多様化や複合化等により、在来の美術館や博物館に対する代替として設けられた展示スペースのこと。1960年代末のニューヨークが発祥とされる。倉庫や工場等既存の大規模施設を転用したものは、現代アートやパフォーマンスを展示・実演する場として活用されることが多い。
本文	6頁	海外研修制度	文化庁の「新進芸術家海外研修制度」のこと。我が国の将来の文化芸術の振興を担う人材を育成するため、各分野(美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、メディア芸術)の若手芸術家等に、海外で実践的な研修に従事する機会を提供する制度。
別添	21頁		
本文	8頁	キュレーター	一般に「学芸員(学術・芸術に関する資料の収集・保管、展示、調査研究等を行う専門職員)」と訳されるが、ここでは「展覧会等の企画者」という意味で用いている。我が国のキュレーター(学芸員)は、欧米の美術館・博物館では別の職種(資料の履歴管理を担うレジストラ、教育普及を担うエドゥケーター等)が行う専門業務を兼ねることが多い。一方で、欧米のキュレーターは、上記の専門業務を行う職員より上位の研究・管理職として一般に位置付けられている。
別添	27頁		

本文	6頁	間接経費	科学技術や学術等の研究分野において、競争的資金を獲得した研究者の属する機関に対して研究費の一定比率が配分され、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費に充てるもの。
別添	21頁		
別添	20頁	芸術文化振興基金	独立行政法人日本芸術文化振興会に設けられた基金で、政府から出資された541億円と民間からの出せん金112億円の計653億円を原資として、その運用益をもって我が国の文化芸術活動に対する助成を行うためのもの。独立行政法人日本芸術文化振興会が、基金の運用、助成対象活動の募集・決定・交付を実施。
別添	23頁	国際芸術交流支援事業	我が国と外国との二国間における芸術交流や我が国と海外の優れた芸術団体の共同制作公演、海外のフェスティバル等への参加を支援する文化庁の事業。
本文	8頁	コンテンツ産業	一般的に、コンテンツとは「様々なメディア上で流通する、映像・音楽・ゲーム・図書など、動画・静止画・音声・文字・プログラムなどの表現要素によって構成される情報の内容」と定義され、コンテンツ産業とは、情報の内容によって対価を産み出す産業とされる。
別添	25頁 28頁		
別添	24頁 28頁	JAPAN EXPO	毎年7月フランス・パリ近郊で行われる、マンガ、アニメ、ゲーム、音楽等の日本のポップカルチャーと武道や茶道等の伝統文化を合わせた世界最大規模の日本専門イベント。2009年の参加者数は16万人を越え、2010年は11回目の開催となる。
本文	9頁	指定管理者制度	平成15年の地方自治法の一部改正により、文化・スポーツ・福祉等各種公の施設の管理・運営を、経費削減等の観点から民間事業者や非営利団体等の法人が代行できるようにした制度。美術館・博物館等への導入も多数に及ぶ。
別添	19頁 30頁 33頁		
別添	33頁	視覚的思考法 (Visual Thinking Strategy)	美術作品を見て、考え、それを言葉にして他者との対話を図り、作品への理解を深めることを目的とする美術鑑賞教育の一手法で、米国の認知心理学者アビゲイル・ハウゼンが提唱した。
本文	5頁 11頁	創造産業	創造産業(creative industries)については、英国(文化・メディア・スポーツ省)による「個々人の創造性や技能、才能に基づくものであり、知的財産の生成及び利用を通して雇用と富を創出する可能性を有する産業」との定義が最も一般的である。対象となる産業分野について、例えば同国では13分野(①広告、②建築、③美術・骨董品、④工芸、⑤デザイン、⑥デザイナーファッション、⑦映画・ビデオ、⑧コンピューター・ゲーム、⑨音楽、⑩舞台芸術、⑪出版、⑫ソフトウェア、⑬テレビ・ラジオ)、シンガポールでは大きく4分野(①芸術、②メディア、③デザイン、④IT・ソフトウェア)に分類している。
別添	31頁 36頁 37頁 39頁 40頁		

本文	5頁 11頁	創造都市	文化芸術の視点から都市の潜在力を喚起し、地域資源を生かして創造的に都市の振興を図る取組。文化庁では、文化芸術のもつ創造性を産業振興、地域振興等に領域横断的に活用し、地域課題の解決に取り組む「文化芸術創造都市」の取組を支援している。また、ユネスコ(国連教育科学文化機関)が、クリエイティブ・シティーズ・ネットワーク事業を実施している。
別添	36頁 37頁 39頁		
別添	40頁	地域団体商標制度	地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的として、地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合に、事業協同組合等の団体による地域団体商標の登録を認める制度。
別添	40頁	伝統工芸品	文化財保護制度において保護されるものとして「美術工芸品」や「工芸技術」があるほか、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき経済産業大臣により指定される「伝統的工芸品」がある。
本文	9頁	登録美術品制度	「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づき、個人や法人が所有する優れた美術品を文化庁長官が登録して、美術館で公開することにより、国民の美術品を鑑賞する機会が拡大することを目的とする制度。平成22年6月1日までに、375点(41件)の美術品が登録されている。相続税を納税する際、登録美術品による物納を希望する場合は、一般の美術品に比べて物納することが容易になっている(相続税の物納の特例措置)。
別添	33頁		
本文	7頁	納本制度	図書等の出版物をその国の責任ある公的機関に納入することを発行者等に義務付ける制度。我が国では、国立国会図書館法(昭和23年法律第5号)により、国内で発行されたすべての出版物を、国立国会図書館に納入することが義務付けられている。
別添	26頁 27頁		
本文	9頁	「博物館のための倫理規程」	博物館における社会的役割や博物館従事者における倫理上の規範。ICOM(国際博物館会議)では1986年に倫理規程(Code of Ethics)を採択し、1990年代以降、各国においても策定が進められている。
別添	32頁		
本文	3頁 9頁	美術品の国家補償制度	展覧会の開催を支援するため、展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府がその損害を補償する制度。国によって制度の詳細は異なるが、ロシアと日本を除くG8各国では既に導入済み。
別添	31頁 34頁		
別添	30頁 34頁	ビエンナーレ、トリエンナーレ	イベント型美術展、アートフェスティバルのうち、2年に1回開催されるものを「ビエンナーレ」、3年に1回開催されるものを「トリエンナーレ」と呼ぶ。世界で最も歴史のあるベネチア・ビエンナーレは1895年以来ほぼ2年に1回開催されている。

本文	13頁	文化遺産国際協力コンソーシアム	文化遺産の国際協力に関し、各研究機関の調査研究や保存修復活動の成果などの情報を集積し、それらの情報交換の拠点となるとともに、各研究機関やそれらに所属する研究者の相互交流を進めることを目的とする各研究機関による緩やかな連携体組織。
別添	47頁		
本文	10頁	文化芸術振興基本法	我が国の文化行政の基本法として、文化芸術振興の基本理念や各分野の振興に関する基本施策などを定めている。議員立法により成立し、平成13年12月7日に公布・施行された。なお、「文化芸術の振興に関する基本方針(閣議決定)」は本法第7条に基づき策定されるもの。
別添	36頁		
別添	42頁 48頁	文化財保護法	文化財の保護及びその活用を図り、国民の文化的向上に資すること等を目的とする法律。文化財のうち重要なものについて、文化審議会の答申を受けて文部科学大臣が指定・選定等を行い、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として、国による重点的な保護の対象としている。指定・選定等された文化財については、現状変更等の一定の制限が課される一方、保存修理等のため国が必要な助成措置を講じている。
本文	3頁 6頁	マッチンググラント	民間からの寄附金と公的助成金を組み合わせることにより、文化芸術活動等を支援する仕組み。例えば、米国の全米芸術基金(NEA)においては、文化芸術団体等に助成を行う際に、それと同額又は一定割合を乗じた額を、民間企業や財団、個人から資金調達することを義務付けている。
別添	21頁		
本文	5頁 7頁	メディア芸術祭	メディア芸術の創造と発展を図るため、アート、エンターテインメント、アニメーション、マンガの各部門において優れた作品を顕彰するとともに、これを鑑賞する機会を提供する文化庁の事業。平成9年度より開始され、毎年度各賞の贈呈式、受賞作品展を開催。
別添	24頁 25頁 26頁		
別添	48頁	ユネスコ無形文化遺産保護条約	無形文化遺産の国際的な保護のため、ユネスコ総会で採択された条約(平成15年に成立し、平成18年に発効)。我が国も含め締約国は127カ国(平成22年6月末現在)。
本文	12頁	「歴史文化基本構想」	指定文化財のみならず地域の身近な文化財をその周辺環境も含め総合的にとらえ、保存・活用していくための基本的な方針(文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月)において提言)。各市町村において、住民などの参画を得て策定する。
別添	44頁 45頁 49頁		
別添	43頁	歴史まちづくり法	正式名称は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」。文化財行政とまちづくり行政が連携し、地域における歴史的風致(固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境)を後世に継承するまちづくりの取組を国が支援するもの。

參考資料



文化芸術関連データ集

目次

予算・法令等

1. 文化庁予算
2. 文化予算と寄附額（諸外国との比較）
3. 文化芸術に関する法令と税制
4. 地方文化行政の状況

国民の文化に対する意識等

5. 文化に対する意識①（重要性）
6. 文化に対する意識②
（文化芸術の振興と地域の文化的環境）
7. 文化芸術活動の状況①（鑑賞活動等）
8. 文化芸術活動の状況②（寄附）
9. 生活時間の動向①（余暇時間等）
10. 生活時間の動向②（趣味・娯楽）
11. 生活時間の動向③（学習・研究）
12. 生活時間の動向④（ボランティア活動）

芸術文化

13. 舞台芸術（分野毎の公演回数）①
14. 舞台芸術（分野毎の公演回数）②

文化芸術関連産業

15. コンテンツ産業の市場規模
16. 映画
17. 音楽
18. アニメ

19. マンガ
20. ゲーム
21. 電子書籍
22. 創造産業（日英比較）

文化財

23. 文化財の指定等件数
24. 国宝・重要文化財
25. 重要無形文化財/重要有形・無形民俗文化財
26. 史跡・名勝・天然記念物
/登録有形文化財（建造物）

文化関連施設

27. 文化関連施設①
28. 文化関連施設②

企業のメセナ活動

29. メセナ活動①
30. メセナ活動②
31. メセナ活動③
32. メセナ活動④

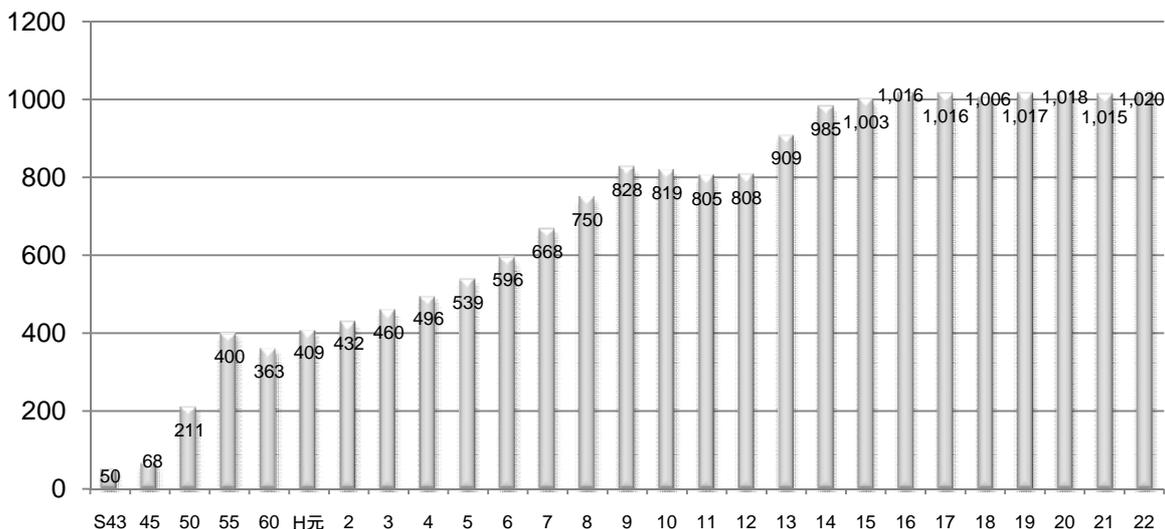
その他

33. 我が国の「芸術家」人口①（職業別、年齢別）
34. 我が国の「芸術家」人口②（地域別）
35. アートNPO法人数

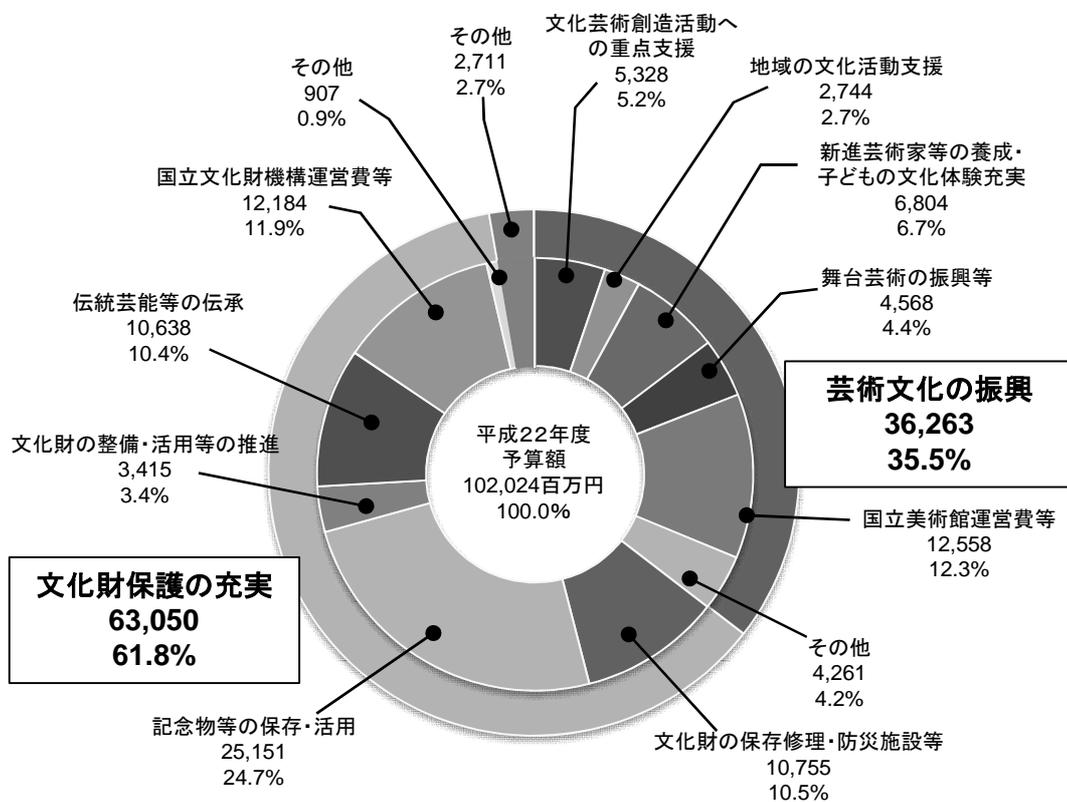
1. 文化庁予算

文化庁予算は、平成15年度に初めて1,000億円を突破し、その後も厳しい財政状況の中、ほぼ横ばいで推移。平成22年度予算は過去最高の1,020億円。

文化庁予算の推移

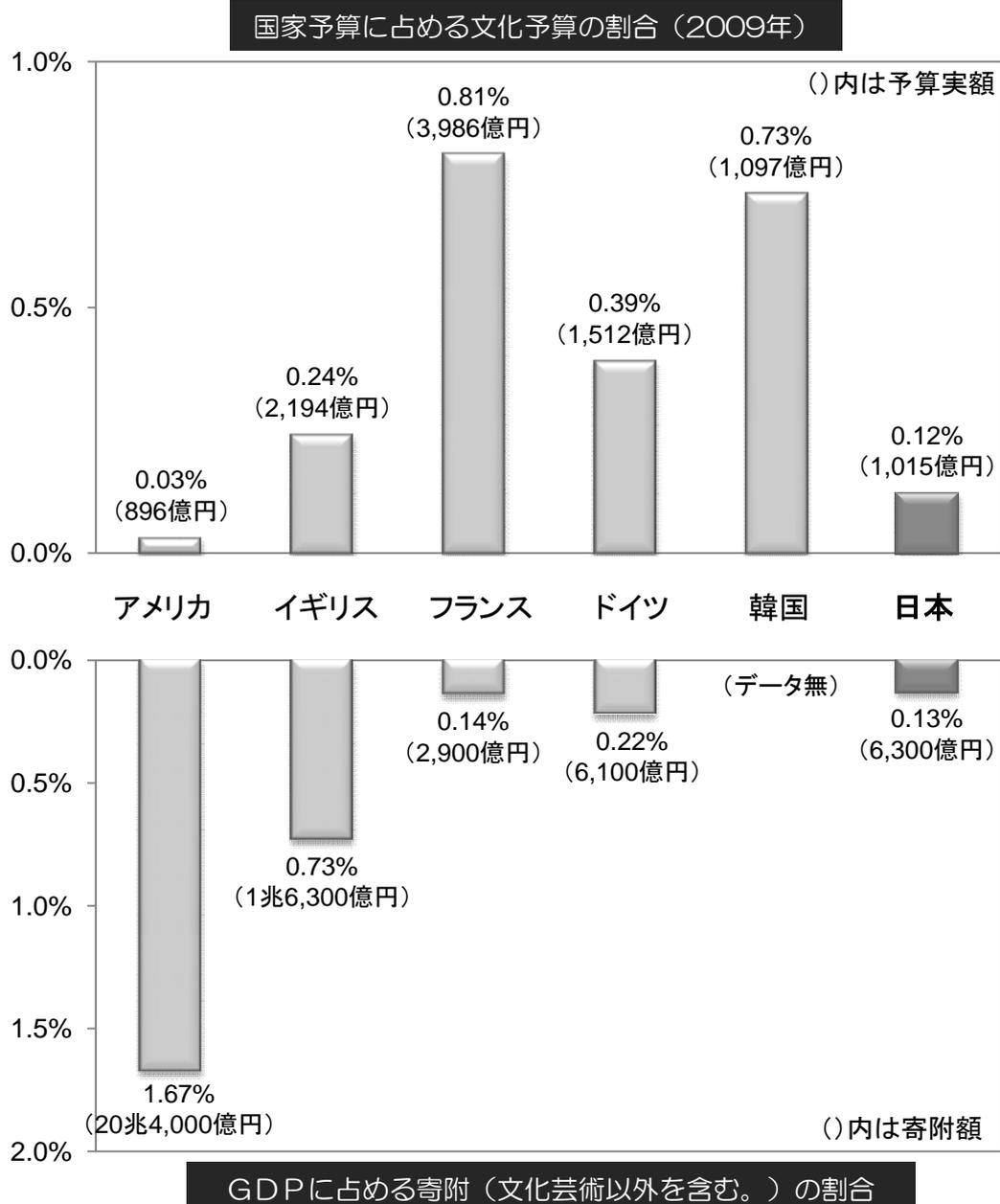


文化庁予算（平成22年度）の内訳



2. 文化予算と寄附額（諸外国との比較）

諸外国と比して、我が国の文化予算と民間の寄附はいずれも低い水準にある。



[注]

1. 文化予算実額は、以下のレートで換算。

1ドル=94円 1ポンド=152円 1ユーロ=134円 1ウォン=0.076円 (H22.1.4付け財務省公表支出官レート採用)

2. アメリカ:①米国芸術基金(NEA)予算、②スミソニアン機構予算、③内務省国立公園部文化財保護予算の合計、(連邦全体の文化政策を担当する省は置かれておらず、これら3つの機関が文化振興や文化財保護に係る公的資金の分配を行っている)。アメリカでは、民間からの寄附等を奨励するための税制優遇措置等が中心であり、政府による直接補助は少なく、国家予算における文化予算の割合は0.03%程度。

3. イギリス:文化・メディア・スポーツ省の予算額から、観光、スポーツに係る予算を差し引いたもの。なお、同省の予算額には、王立公園、放送・メディア、文化産業化支援に係るものを含む。

4. フランス:文化・コミュニケーション省の予算額。アーカイブ、文化産業、芸術教育に係る予算を含む。

5. ドイツ:連邦政府首相府文化メディア庁の予算額、国立図書館、文書館、メディアに係る予算を含む。

6. 韓国:文化体育観光部の予算額から観光、体育に係る予算額を差し引くとともに、文化財庁の予算額を加えたもの。文化体育観光部の予算額には、文化産業及び国立図書館に係るものを含む。

7. GDPに占める寄附の割合は、イギリスの非営利団体であるチャリティーズ・エイド財団(Charities Aid Foundation)の報告書(2006)に基づく。諸外国の数値は2005年のもの。日本については内閣府経済社会総合研究所調査(2008年)に基づく。韓国についてはデータが得られていない。

出典:文化庁調べ

3. 文化芸術に関する法令と税制

近年の法令整備

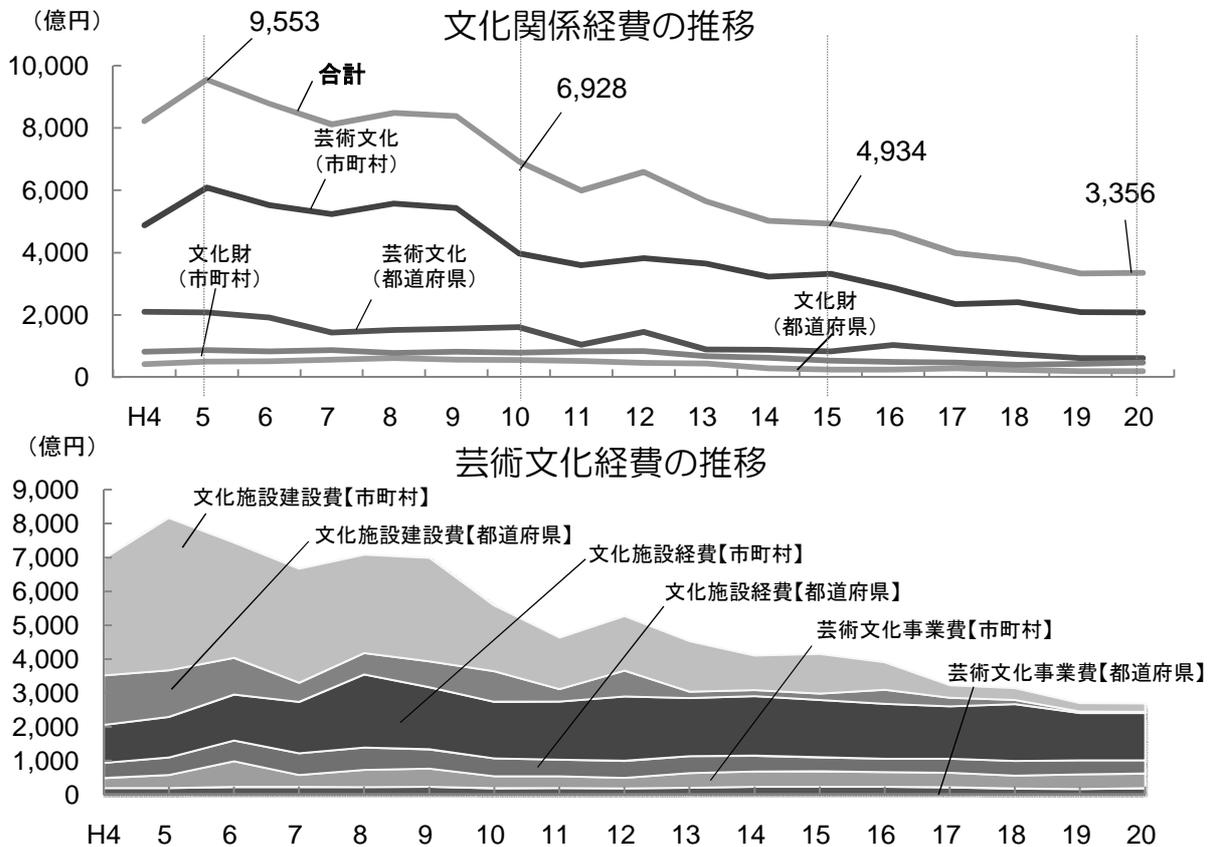
施行	法律	内容	施行	法律	内容
H13.12	文化芸術振興基本法	文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定める	H17.7	文字・活字文化振興法	我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活、活力ある社会の実現に寄与
H15.3	知的財産基本法	知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進	H18.6	海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律	文化遺産国際協力の推進を図り、世界における多様な文化の発展に貢献するとともに、我が国の国際的地位の向上に資する
H16.1	著作権法の一部を改正する法律	映画の著作物の保護期間の延長、教育機関等での著作物活用の促進、司法救済の充実	H19.1	著作権法の一部を改正する法律	自動公衆送信による放送の同時再送信に関する実演家・レコード製作者の権利制限
H16.9	コンテンツの創造、保護及び活用に関する法律	コンテンツの創造、保護、活用の促進に関する施策を総合的・効果的に推進し、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に寄与	H19.5	武力紛争の際の文化財の保護に関する法律	武力紛争の際、文化財を保護するため、被占領地域から流出した文化財の輸入の規制に関する措置等
H17.1	著作権法の一部を改正する法律	音楽レコードの還流防止措置、書籍・雑誌の貸与権の付与、罰則の強化	H20.11	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、主務大臣による基本方針の策定、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定制度の創設等
H17.4	文化財保護法の一部を改正する法律	文化財の定義に文化的景観を追加するとともに、民俗文化財の対象に民俗技術を追加、登録文化財制度の拡充	H22.1	著作権法の一部を改正する法律	インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置、違法な著作物の流通抑止のための措置、障害者の情報利用の機会の確保のための措置

近年の税制改正

年度	内容		年度	内容	
H13	国の施設等機関等の独立行政法人化に伴う特例措置の維持	法人税、所得税	H19	文化芸術関係法人に対する個人からの寄附税制の拡充（控除対象額を所得の30%→40%に引上げ）	所得税
H14	重要文化財及び重要文化財に準ずる文化財を譲渡した場合の譲渡所得税の減免措置の延長	所得税		重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得税の減免措置の恒久化、重要文化財に準ずる文化財を譲渡した場合の譲渡所得税の減免措置の延長	所得税
H15	芸能法人に係る芸能報酬等の源泉徴収制度の廃止	所得税	H20	文化芸術関係法人に対する法人からの寄付税制の拡充（損金算入限度額を一般法人の2倍→2.7倍程度まで拡充）	法人税
	認定NPO法人の要件の緩和	所得税、法人税		公益法人の保有する伝統芸能の公開施設に対する非課税措置の創設	固定資産税等
H17	文化財保護法改正に伴う固定資産税の軽減措置の創設等	所得税、固定資産税	H22	文化芸術関係法人に対する個人からの寄附税制の拡充（控除対象額を所得の25%→30%に引上げ）	所得税
	文化芸術関係法人に対する個人からの寄附税制の拡充（適用下限額を5千円→2千円に引下げ）	所得税		文化芸術関係法人に対する個人からの寄附税制の拡充（適用下限額を5千円→2千円に引下げ）	所得税
H18	文化芸術関係法人に対する個人からの寄附税制の拡充（適用下限額を1万円→5千円に引下げ）	所得税			

4. 地方文化行政の状況

地方公共団体における文化関係経費の合計額は、平成5年をピークに減少傾向にある。その主な要因は文化施設建設費の減少であり、文化施設経費及び芸術文化事業費はほぼ横ばいで推移している。



文化振興のための条例制定状況 (平成21年7月1日現在)

都道府県							
1	北海道 (H6)	7	東京都 (S58)	13	京都府 (H17)	19	山口県 (H19)
2	岩手県 (H19)	8	神奈川県 (H20)	14	大阪府 (H16)	20	徳島県 (H16)
3	宮城県 (H16)	9	富山県 (H8)	15	和歌山 (H20)	21	香川県 (H19)
4	福島県 (H15)	10	岐阜県 (H20)	16	鳥取県 (H15)	22	熊本県 (S63)
5	栃木県 (H19)	11	静岡県 (H18)	17	岡山県 (H17)	23	大分県 (H15)
6	埼玉県 (H21)	12	滋賀県 (H21)	18	広島県 (H18)	24	鹿児島県 (H16)
政令市							
1	札幌市 (H19)	2	川崎市 (H16)	3	京都市 (H17)	4	大阪市 (H16)
中核市							
1	函館市 (H17)	2	旭川市 (H20)	3	秋田市 (S57)	4	横須賀市 (S60)
5	東大阪市 (H20)	6	奈良市 (H18)	7	久留米市 (H18)		

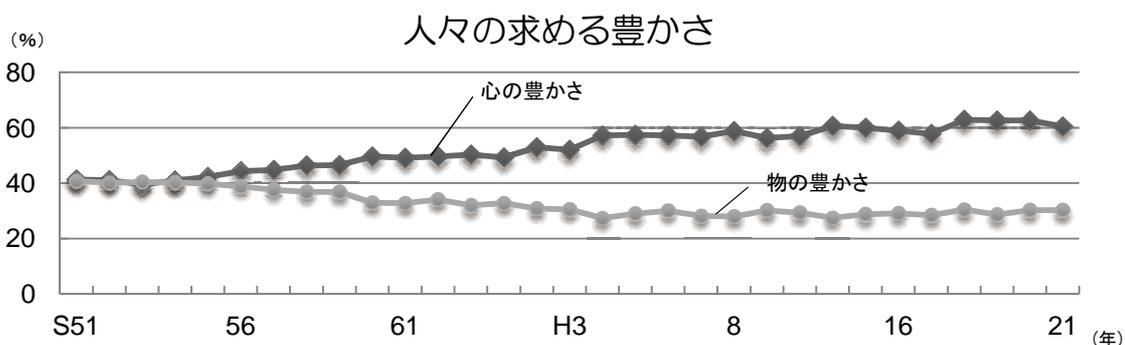
【その他市区町村】 56市区町で制定

* () 内は条例の制定年度

出典：文化庁調べ

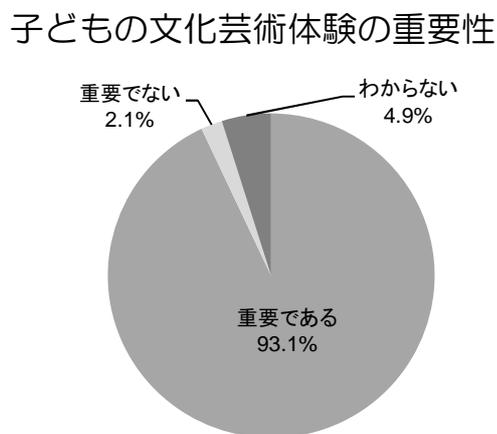
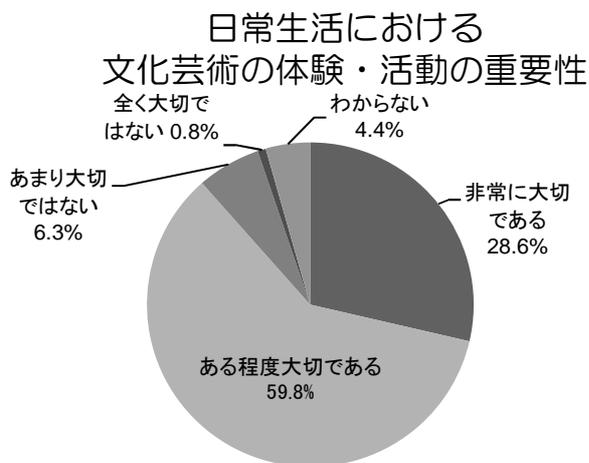
5. 文化に対する意識①（重要性）

国民の約6割が「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい」としている。また、日常生活の中で、文化芸術を鑑賞したり、文化活動を行ったりすることを「非常に大切」「ある程度大切」としているのは約9割。子どもの文化芸術体験について、「重要である」と回答した者は9割を超え、重要と思う事項については「学校における公演などの鑑賞体験を充実させる」と回答した者が最も多く約6割である。

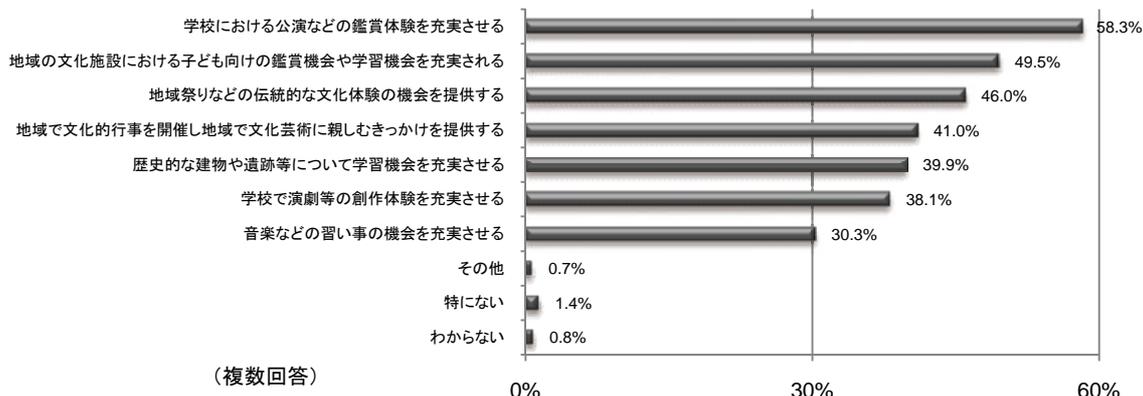


(注) 心の豊かさ → 物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい
物の豊かさ → まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい

出典：内閣府「国民生活に関する世論調査」（平成21年6月）



子どもの文化芸術体験で重要な事項

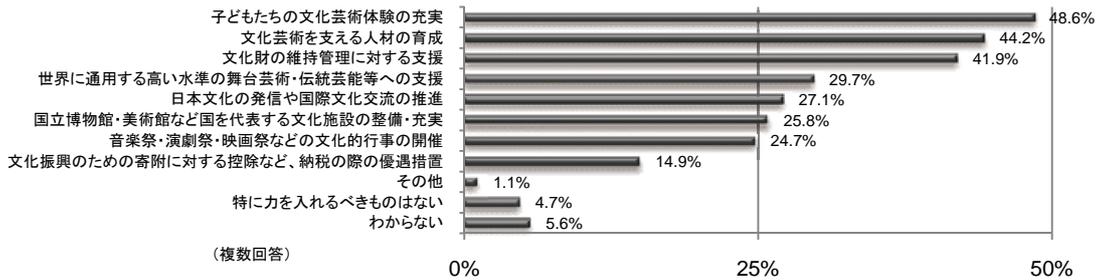


出典：内閣府「文化に関する世論調査」（平成21年11月）

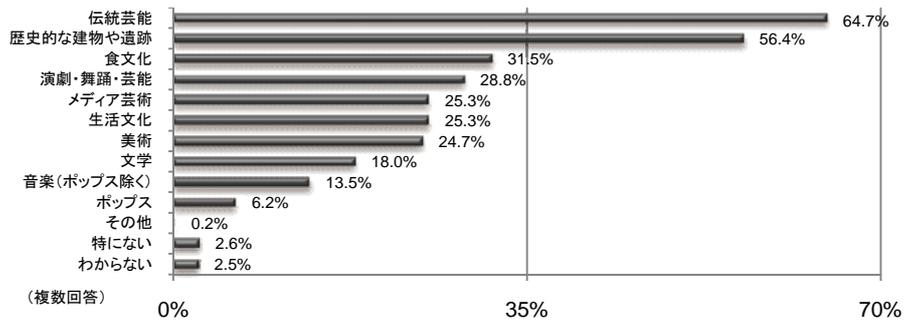
6. 文化に対する意識②（文化芸術の振興と地域の文化的環境）

文化芸術振興のために国に力を入れてほしい事項については「子どもたちの文化芸術体験の充実」が最も多く約5割。文化芸術への支援と社会の活性化・経済振興との関係が「あると思う」「どちらかといえばあると思う」と回答した者は約8割である。住んでいる地域の文化的環境に満足している者は約5割、地域の文化的環境の充実に必要と思う事項については「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」が約4割で最も多い。

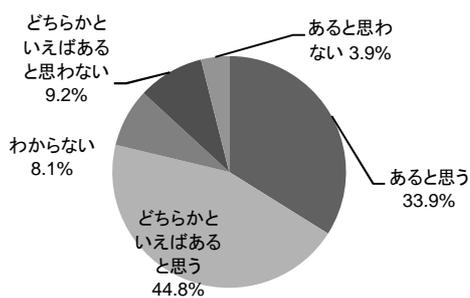
文化芸術振興のために国に力を入れてほしい事項



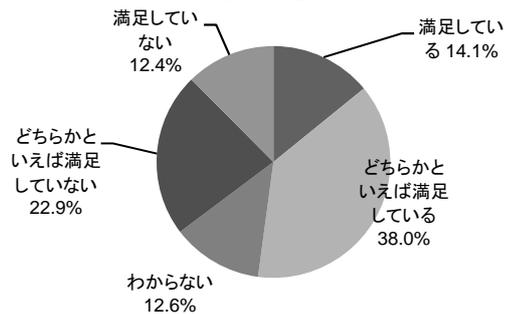
世界に誇れる日本の文化



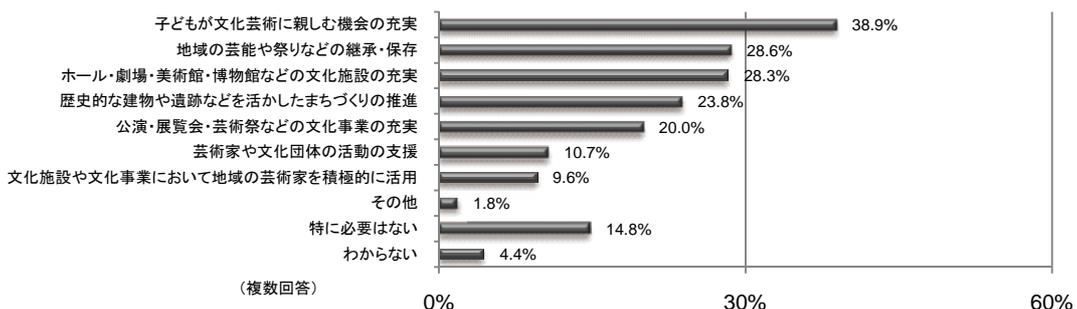
文化芸術への支援と社会の活性化・経済振興との関係



住んでいる地域の文化的環境の満足度



地域の文化的環境の充実に必要な事項

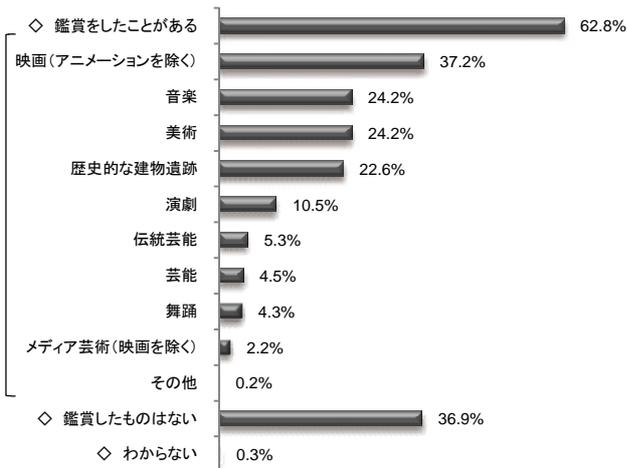


出典：内閣府「文化に関する世論調査」（平成21年11月）

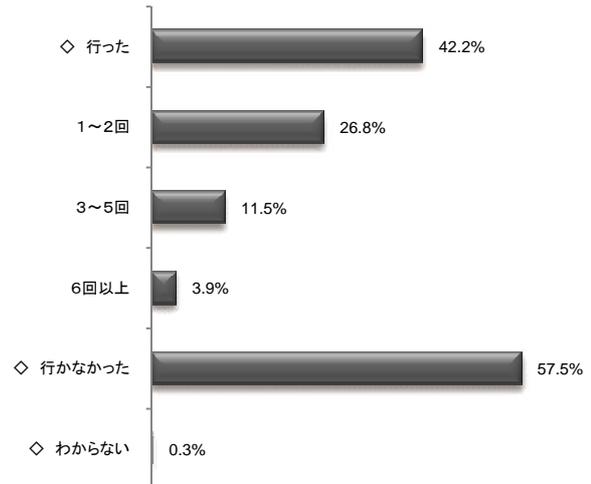
7. 文化芸術活動の状況①（鑑賞活動等）

直近1年間（調査時点）に、ホールや劇場、美術館・博物館等に出向いて文化芸術を直接鑑賞したことがある者は約6割。美術館・博物館で鑑賞したことがある者は約4割。他方、約8割の者が鑑賞を除いて、自ら創作・参加したり、文化ボランティア活動を行ったことはないと回答している。

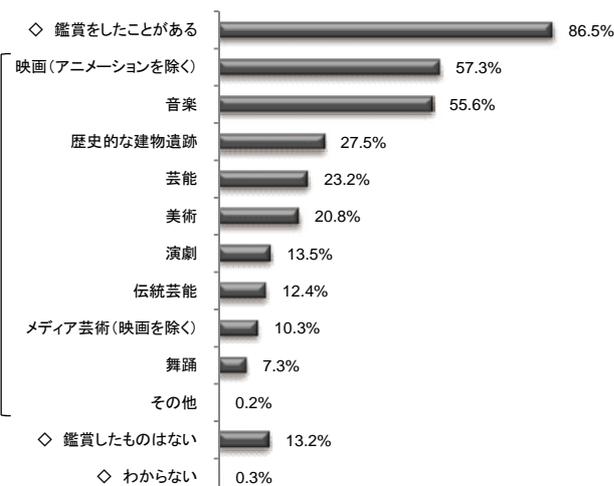
直接鑑賞経験



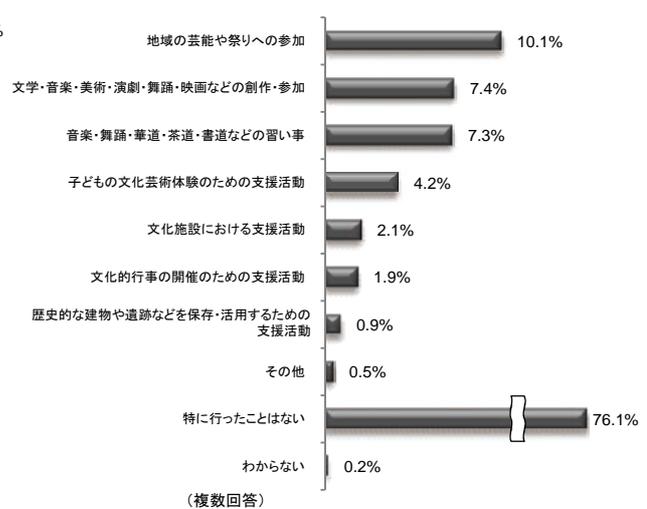
美術館・博物館での鑑賞経験



テレビ等による鑑賞経験



鑑賞を除く文化芸術活動



出典：内閣府「文化に関する世論調査」（平成21年11月）

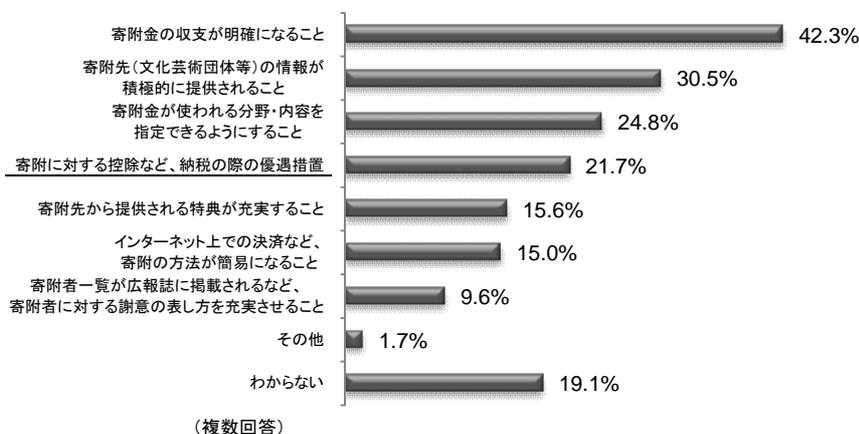
8. 文化芸術活動の状況②（寄附）

直近1年間（調査時点）に文化芸術振興のための寄附をしたことがある者は1割に満たない。寄附を促進するための改善事項としては「寄附金の収支が明確になること」を挙げる者が約4割で最も多く、「寄附に対する控除など、納税の際の優遇措置」を挙げる者は約2割である。また、2009年の1年間に助成認定制度を利用して行われた企業・団体による寄附総数は908件、総額5億5,103万円となっている。

個人による寄附

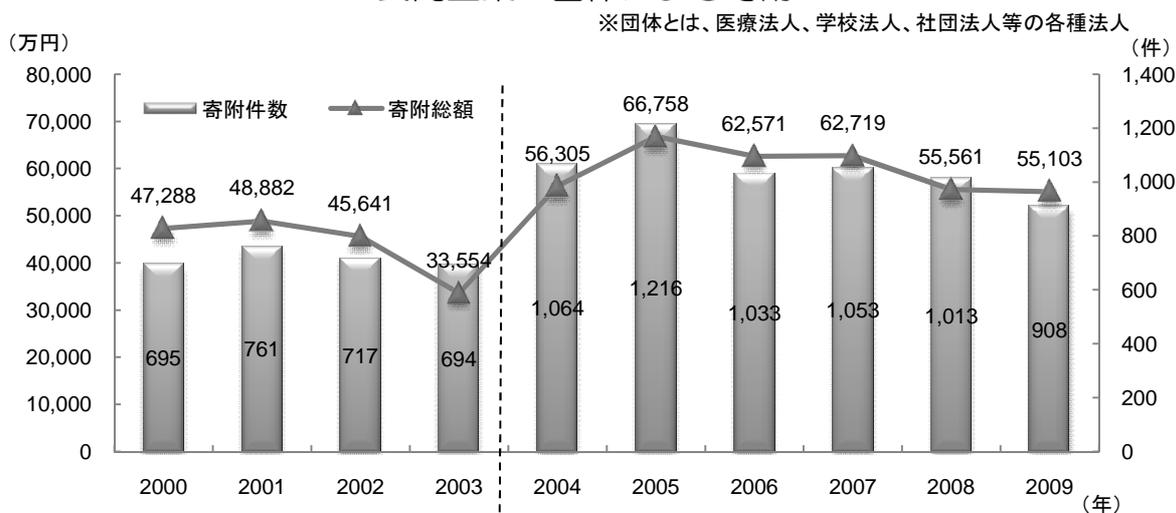


寄附を促進するための改善事項



出典：内閣府「文化に関する世論調査」（平成21年11月）

民間企業・団体による寄附



※2003年度より助成認定制度を利用できる寄附金の下限金額を引き下げた(10万円→5万円)。2004年以降の寄附件数が増えたのはその影響と考えられる。

出典：(社)企業メセナ協議会「文化芸術活動に対する民間寄附の実態調査報告書(2009年度)」

9. 生活時間の動向①（余暇時間等）

15歳以上の者について、この15年間の生活時間の推移をみると、余暇活動などの時間（3次活動時間）は、平成3年の5時間56分から、8年が6時間9分、13年が6時間26分と増加が続いていたが、18年は6時間23分と微減に転じた。

行動の種類別生活時間の推移

（時間.分）

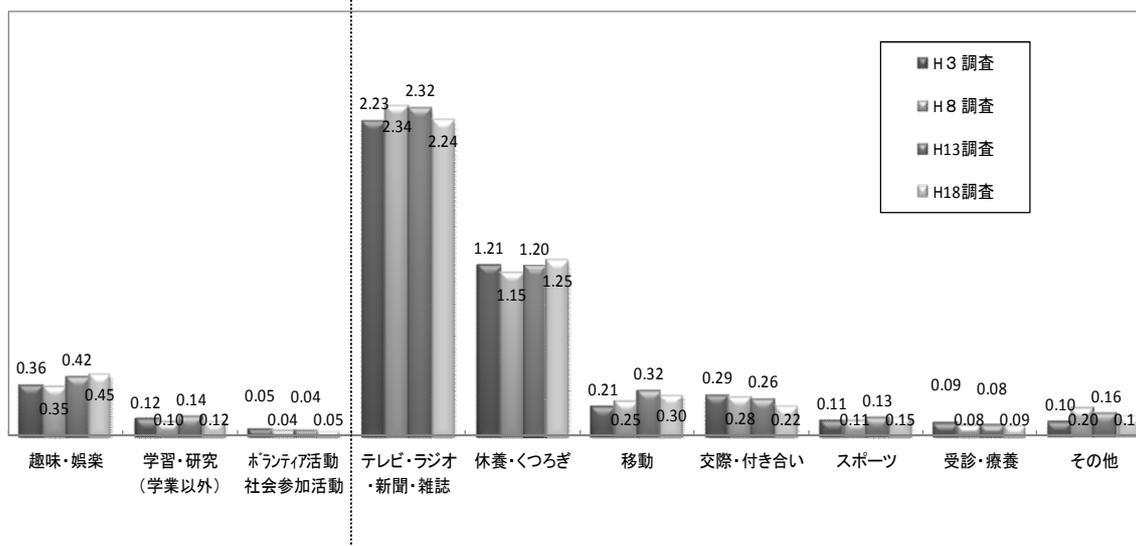
	1次活動時間	2次活動時間	3次活動時間
H3	10.25	7.39	5.56
H8	10.32	7.18	6.09
H13	10.34	7.00	6.26
H18	10.35	7.04	6.23

- ・1次活動：睡眠、食事など生理的に必要な活動
- ・2次活動：仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動
- ・3次活動：1次活動、2次活動以外で各人が自由に使える時間における活動

余暇時間（3次活動時間）の利用方法

※ 一日の平均生活時間

（時間.分）



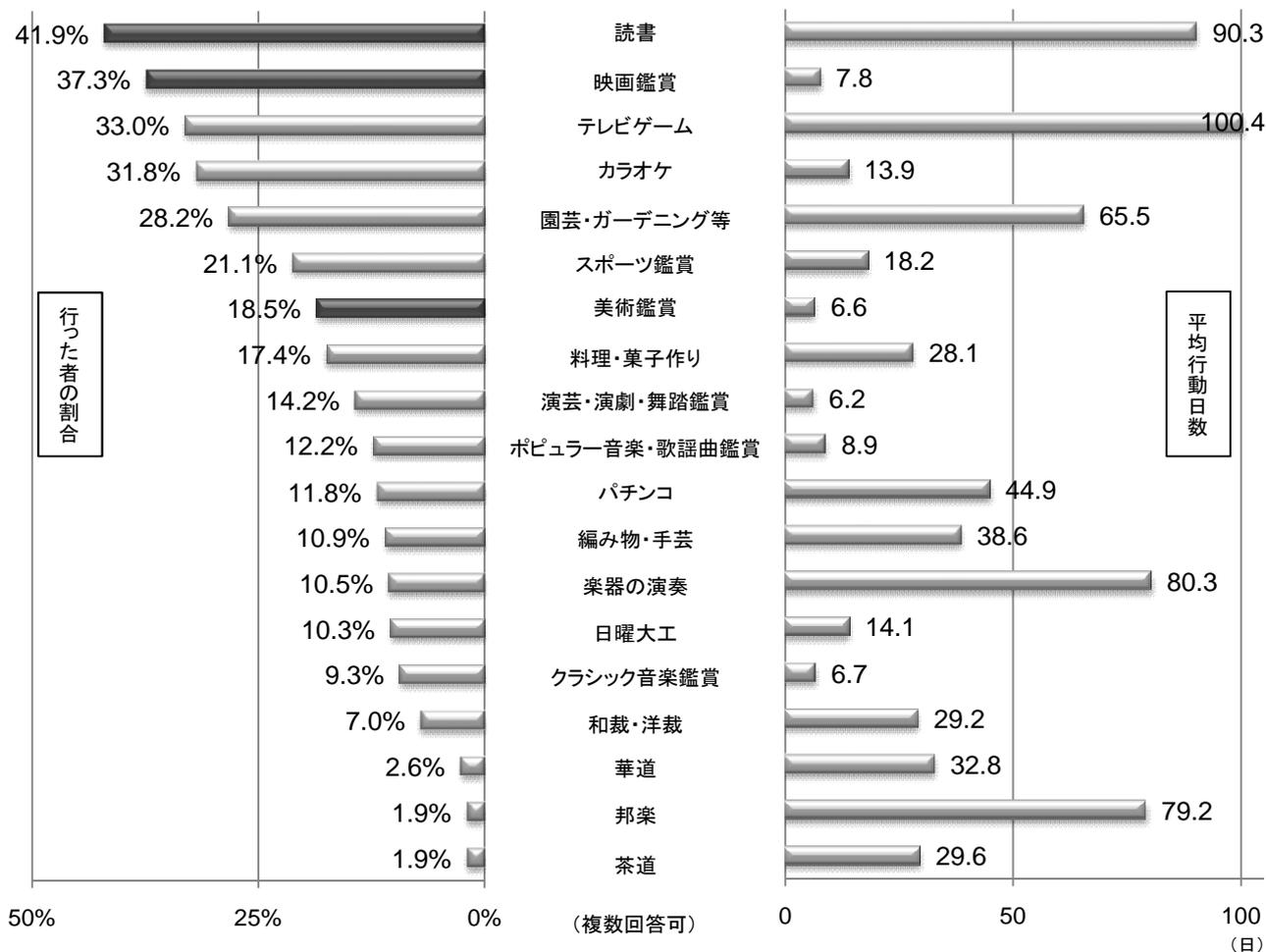
出典：総務省「社会生活基本調査」（平成18年）

10. 生活時間の動向②（趣味・娯楽）

直近1年間（調査時点）に「趣味・娯楽」を行った者は84.9%（10歳以上人口に占める割合）。文化芸術関連では、「読書」「映画鑑賞」「美術鑑賞」などを行った者の割合が高くなっている。



趣味・娯楽の内容、平均行動日数



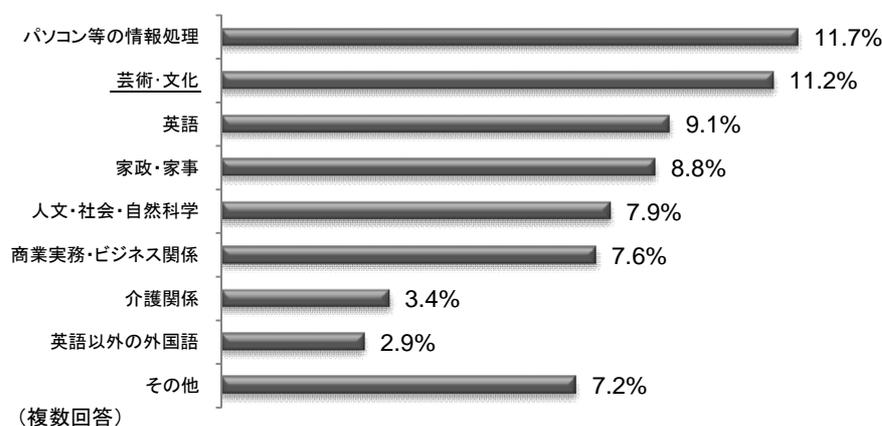
出典：総務省「社会生活基本調査」（平成18年）

1 1. 生活時間の動向③（学習・研究）

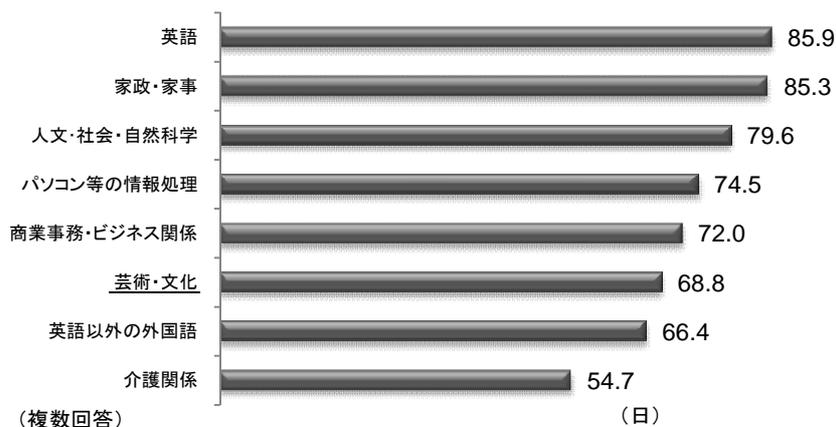
直近1年間（調査時点）に「学習・研究」を行った者は35.2%（10歳以上人口に占める割合）。「芸術・文化」に関する学習・研究を行った者の割合は11.2%、1年間の平均行動日数は68.8日であった。



学習・研究の内容



学習・研究の平均行動日数



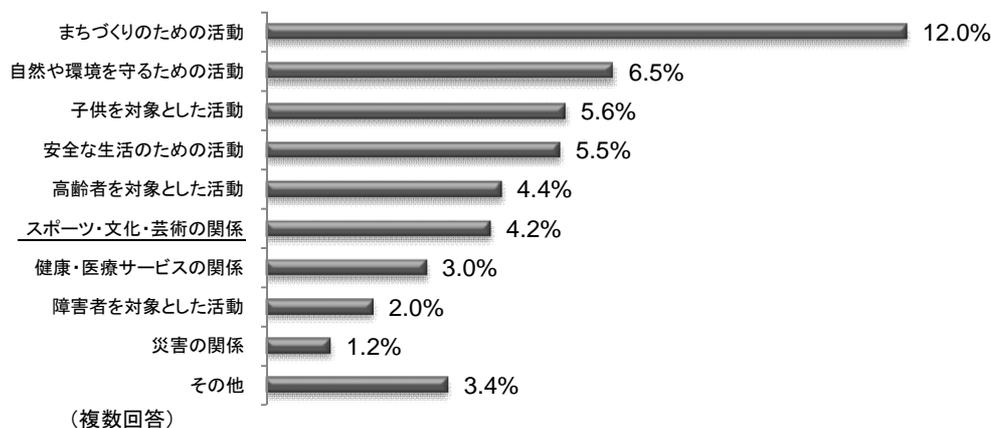
出典：総務省「社会生活基本調査」（平成18年）

12. 生活時間の動向④（ボランティア活動）

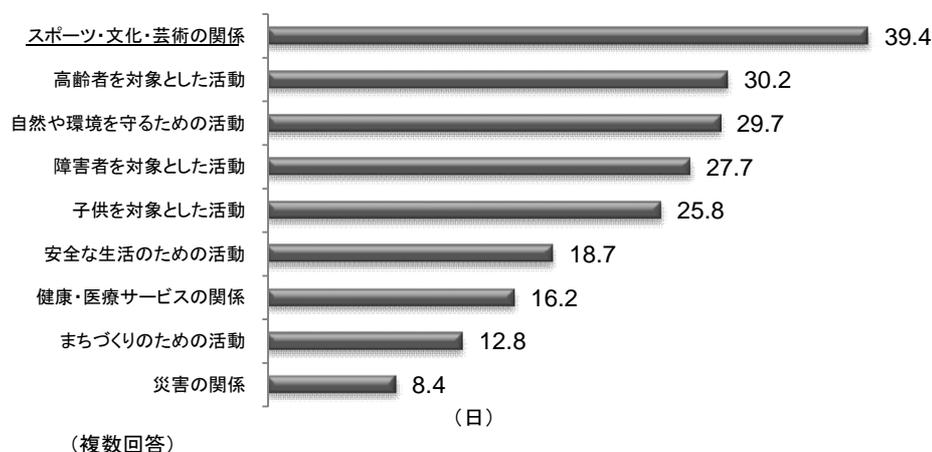
直近1年間（調査時点）に「ボランティア活動」を行った者は26.2%（10歳以上人口に占める割合）。「スポーツ・文化・芸術に関する活動」を行った者の割合は4.2%にとどまるものの1年間の平均行動日数は39.4日と最も多くなっている。



ボランティア活動の内容



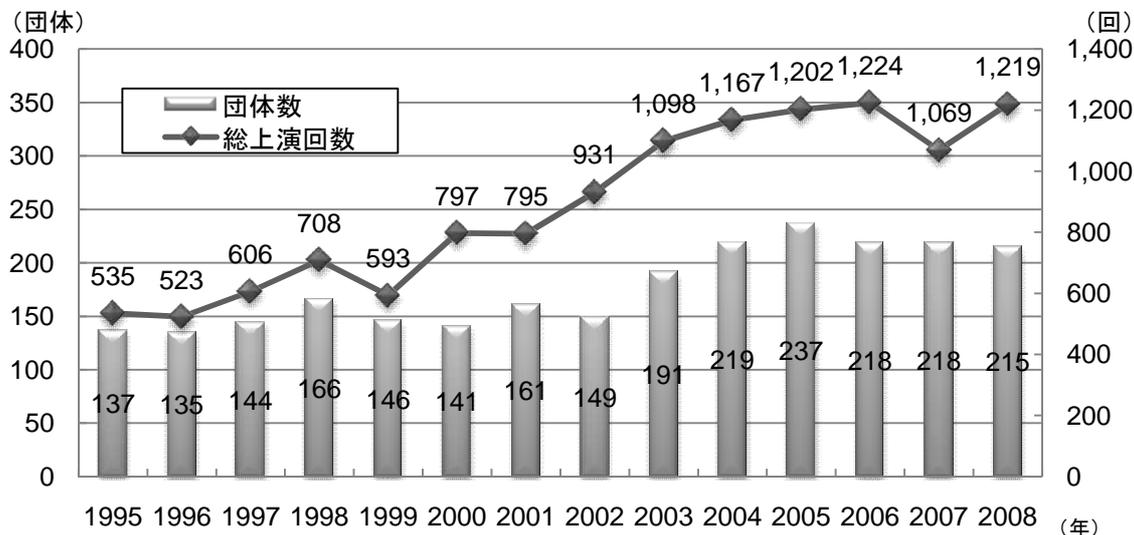
ボランティア活動の平均行動日数



出典：総務省「社会生活基本調査」（平成18年）

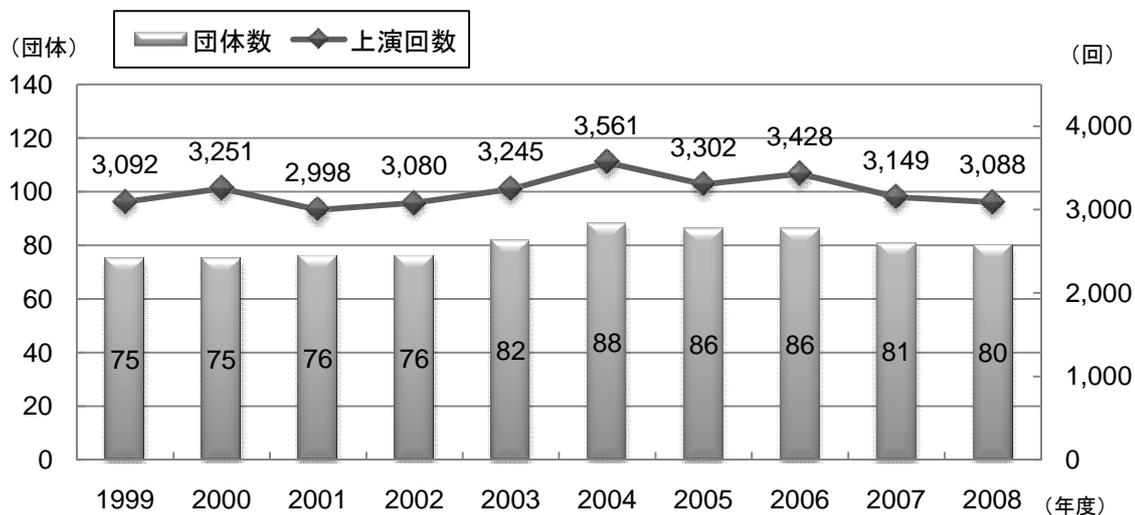
1.3. 舞台芸術（分野毎の公演回数）①

オペラ公演



出典：日本のオペラ年鑑2008

劇団公演



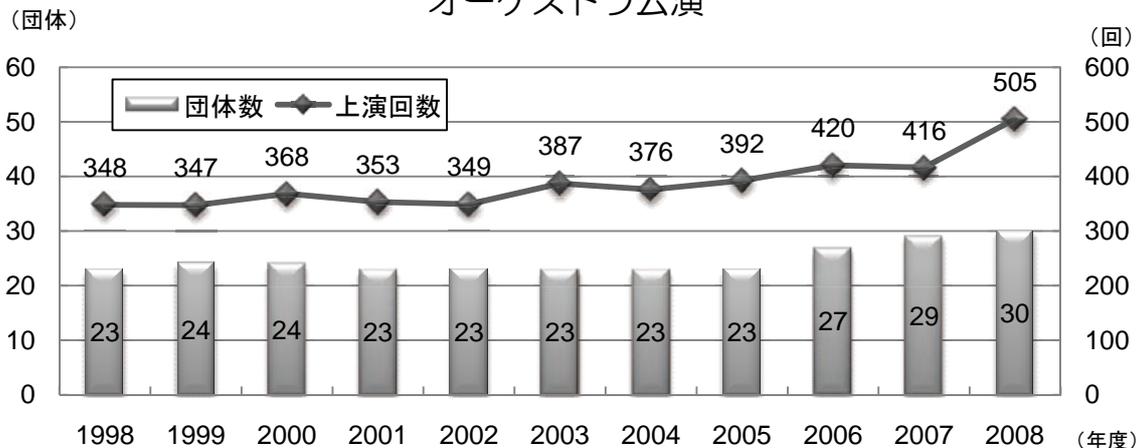
※「団体数」は、社団法人日本劇団協議会に加盟する団体数。

※「上演回数」は、社団法人日本劇団協議会に加盟する団体の主催（劇団の本公演（自主公演）・アトリエ公演）による上演回数。

出典：社団法人日本劇団協議会「Join」

14. 舞台芸術（分野毎の公演回数）②

オーケストラ公演

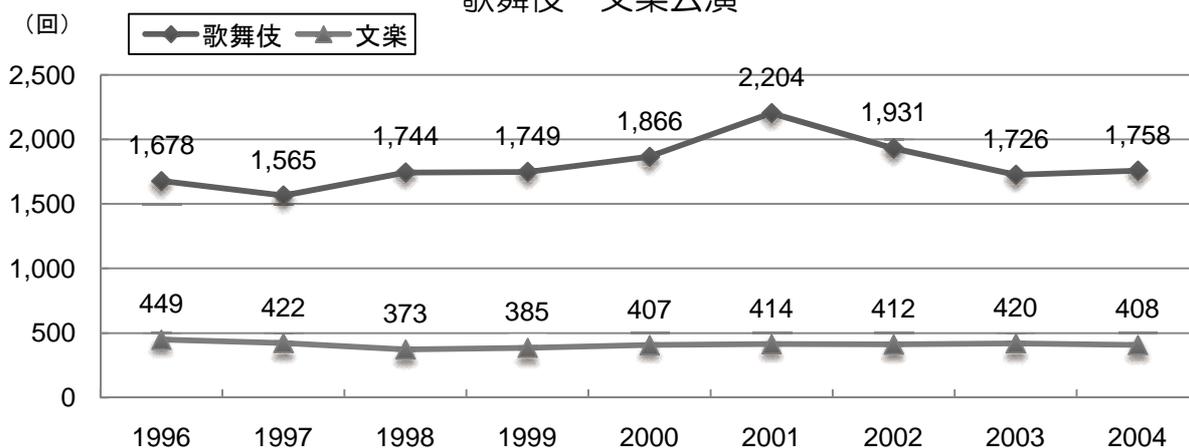


※「団体数」は、社団法人日本オーケストラ連盟に加盟する団体数。

※「上演回数」は、社団法人日本オーケストラ連盟に加盟する団体による自主公演かつ定期公演の回数。

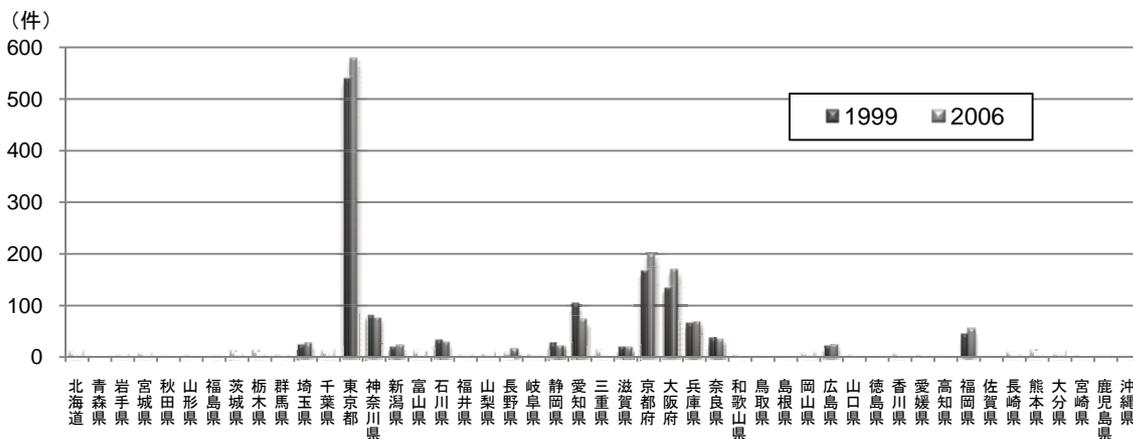
出典：社団法人日本オーケストラ連盟

歌舞伎・文楽公演



出典：日本芸能実演家団体協議会

能楽公演（都道府県別）

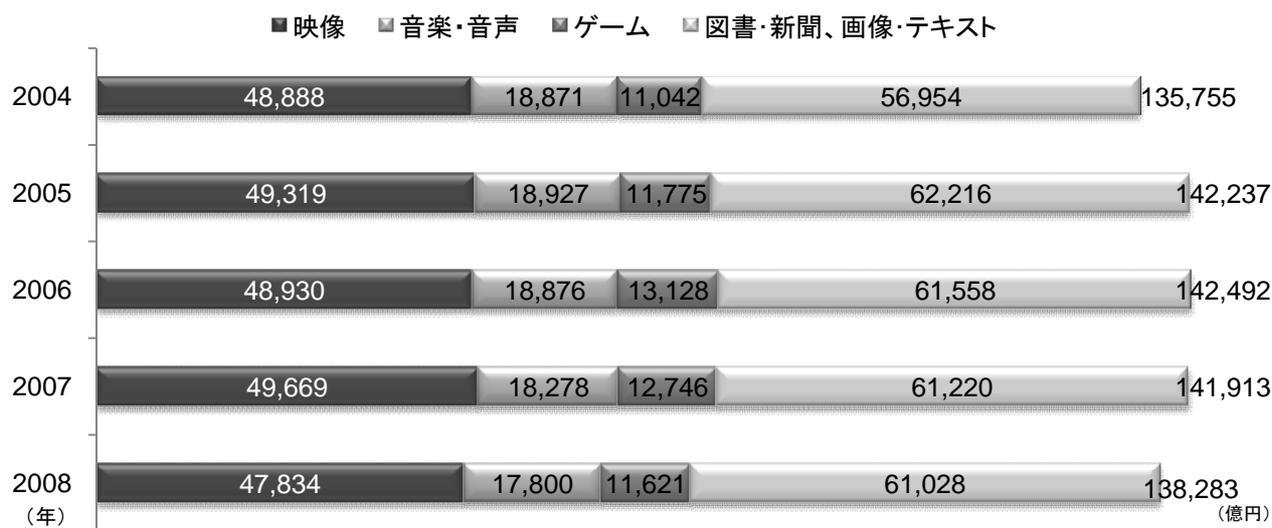


出典：日本芸能実演家団体協議会「伝統芸能の現状調査」

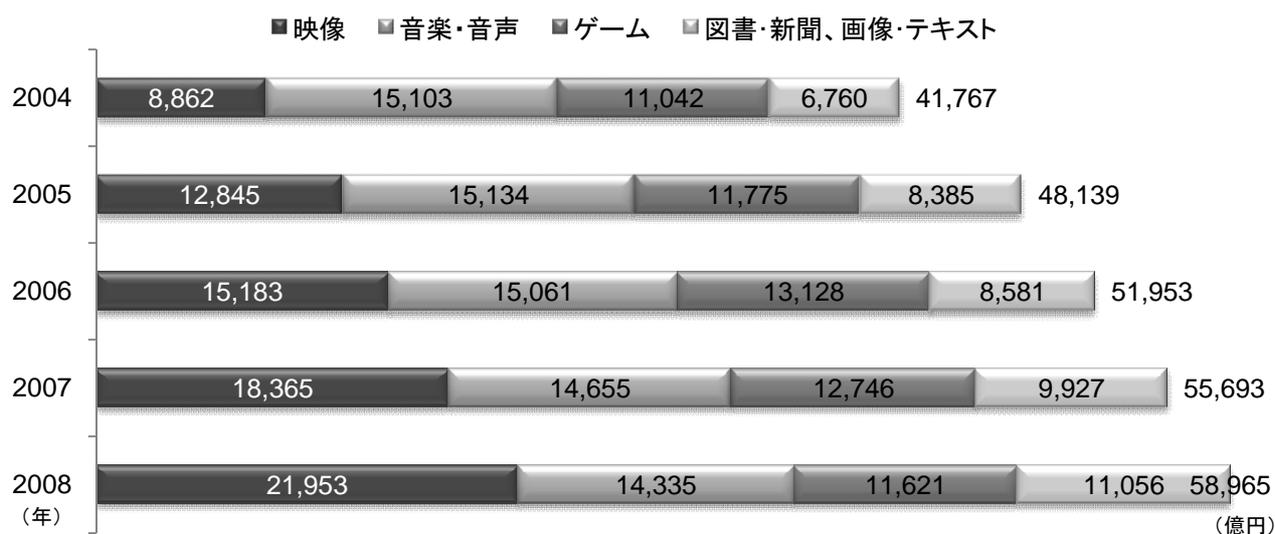
15. コンテンツ産業の市場規模

2008年のコンテンツ産業の市場規模は、1兆3,828.2億円（前年比2.6%減）。このうち、デジタルコンテンツの市場規模は、毎年堅調な伸びを示しており（2008年は5兆8,965億円：前年比5.9%増）、デジタル化が進展するコンテンツ産業の状況を表している。

コンテンツ産業の市場規模



うちデジタルコンテンツの市場規模



※「コンテンツ」とは、様々なメディア上で流通する〔映像、音楽、ゲーム、図書〕など、動画・静止画・音声・文字・プログラムなどの表現要素によって構成される“情報の内容”

※「デジタルコンテンツ」とは、デジタル形式で記録されたコンテンツ

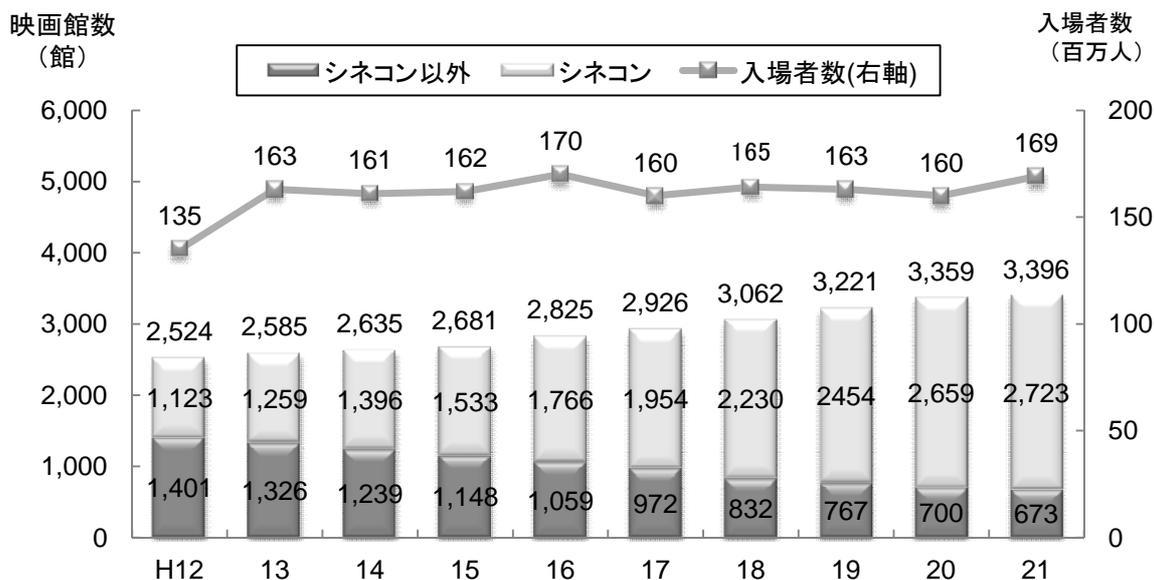
出典：(財)デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツ白書2009」

16. 映画

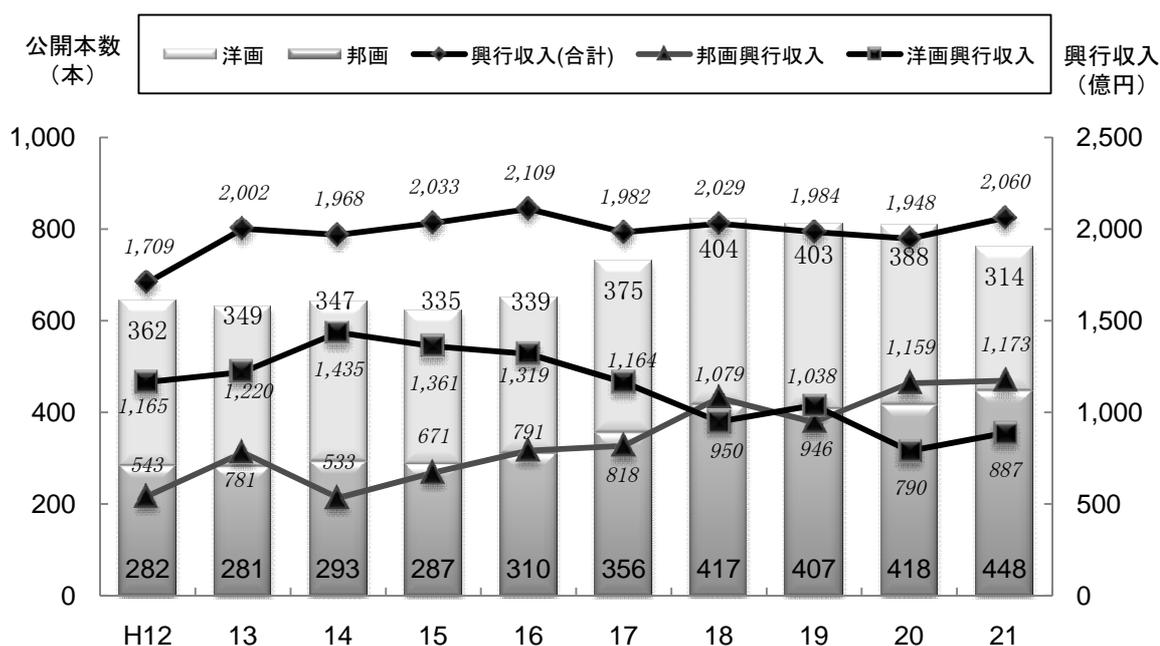
シネマコンプレックス方式の映画館が増加し、シネコン以外の映画館は減少しているが、全体としてのスクリーン数は増加傾向にある。入場者数は、平成17年に対前年比5.7%の減少となったが、平成21年には持ち直している。

公開本数は、洋画と比して邦画が増加傾向にあり、平成18年以降は合計800本前後で推移している。邦画興行収入は増加傾向にあり、平成19年は若干減少したものの、平成20年には再び増加に転じた。一方、洋画興行収入は概ね減少傾向にある。

映画館（スクリーン）数と入場者数



公開本数と興行収入

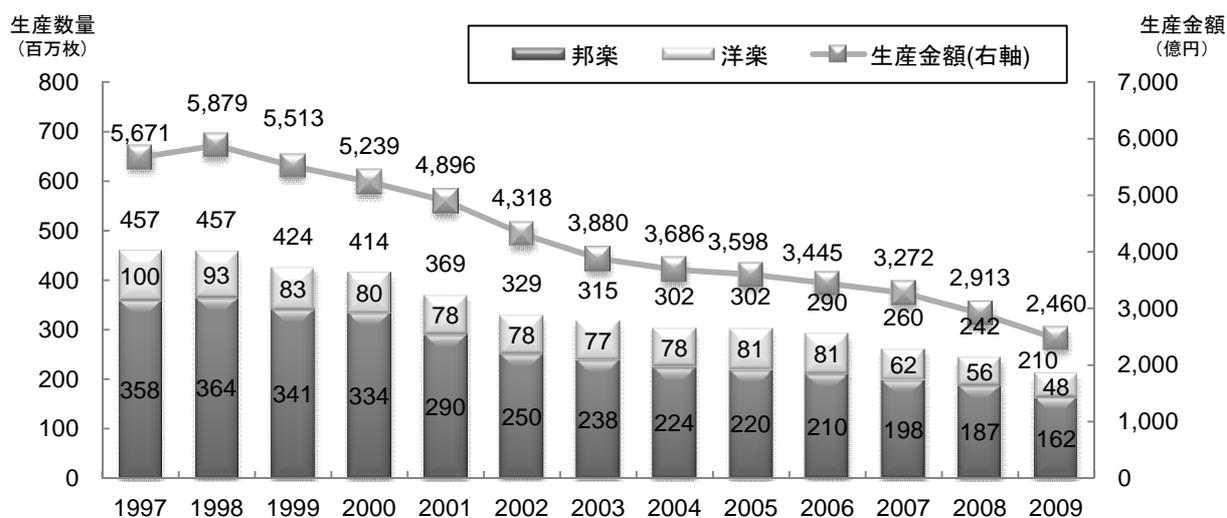


出典：(社)日本映画製作者連盟資料

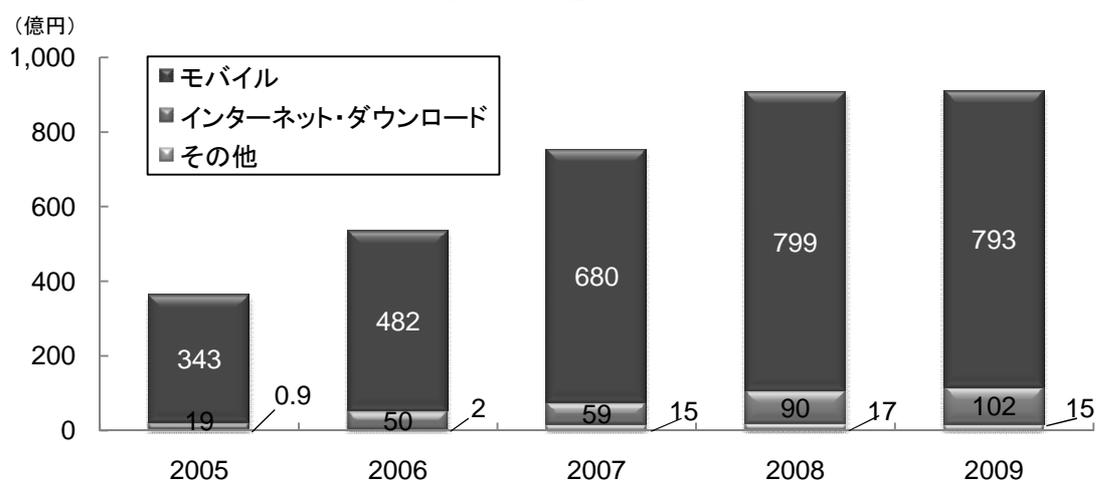
17. 音楽

音楽CDの生産実績は、数量・金額ともに1998年をピークに11年連続で減少している。一方で、音楽配信サービスを中心とした新たな音楽市場が急成長している。

CD生産数量と生産金額



有料音楽配信売上実績

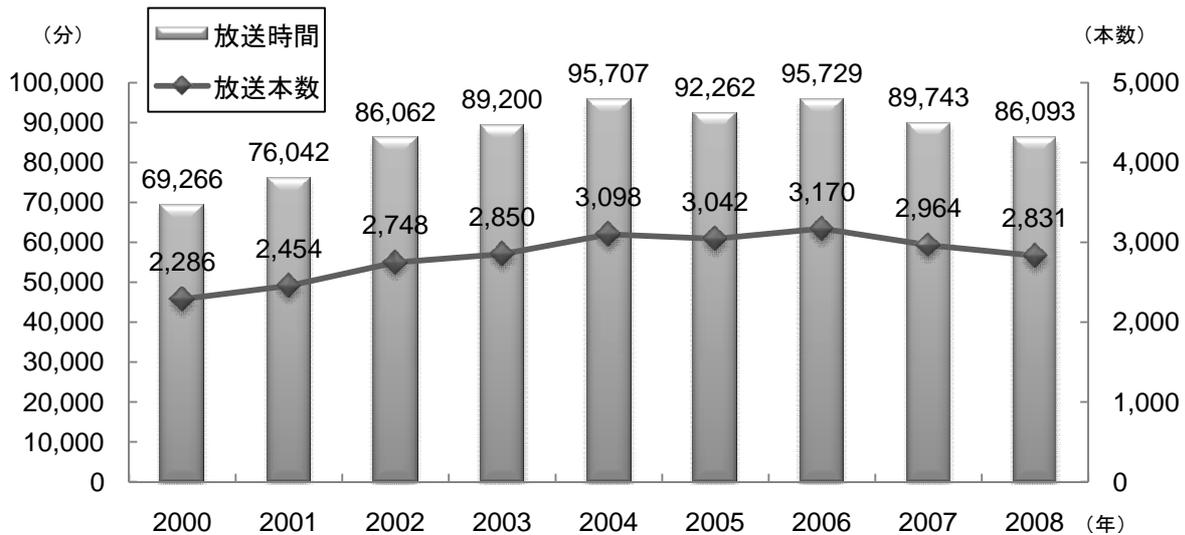


出典：(社)日本レコード協会発表資料

18. アニメ

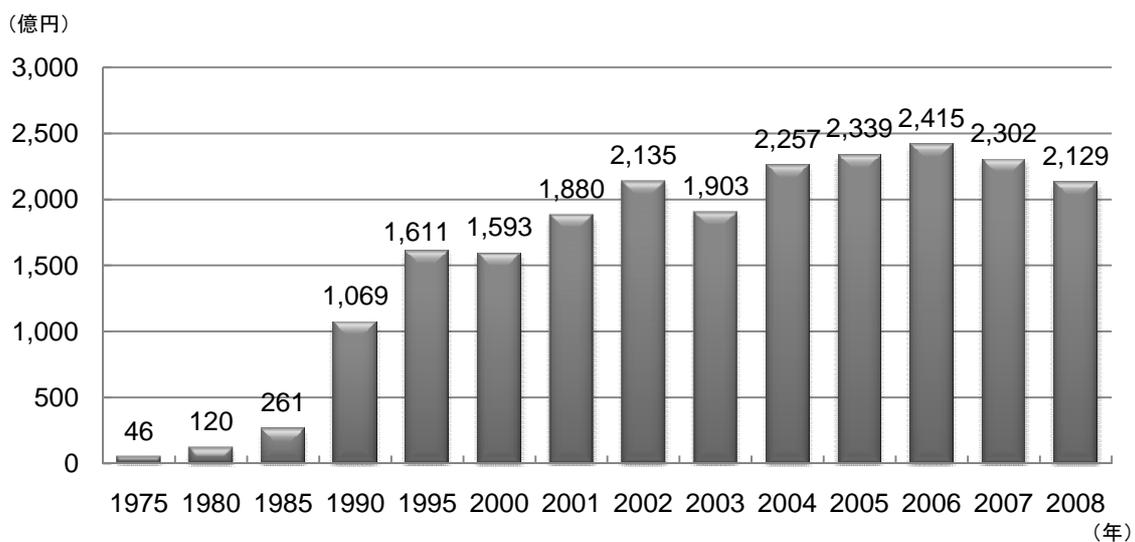
テレビ放映されるアニメーションの本数は、増加傾向にあったものが、2006年の3,170本をピークに2007年には減少に転じた。アニメーション市場は、1980年代後半から90年代初頭にかけて急成長し、その後も概ね拡大を続けたが、2006年以降減少に転じた。

テレビアニメ番組の年間総放送量の推移（関東地区）



出典：(株)ビデオリサーチ「テレビ視聴率年報（関東地区）」

アニメーション市場規模の推移

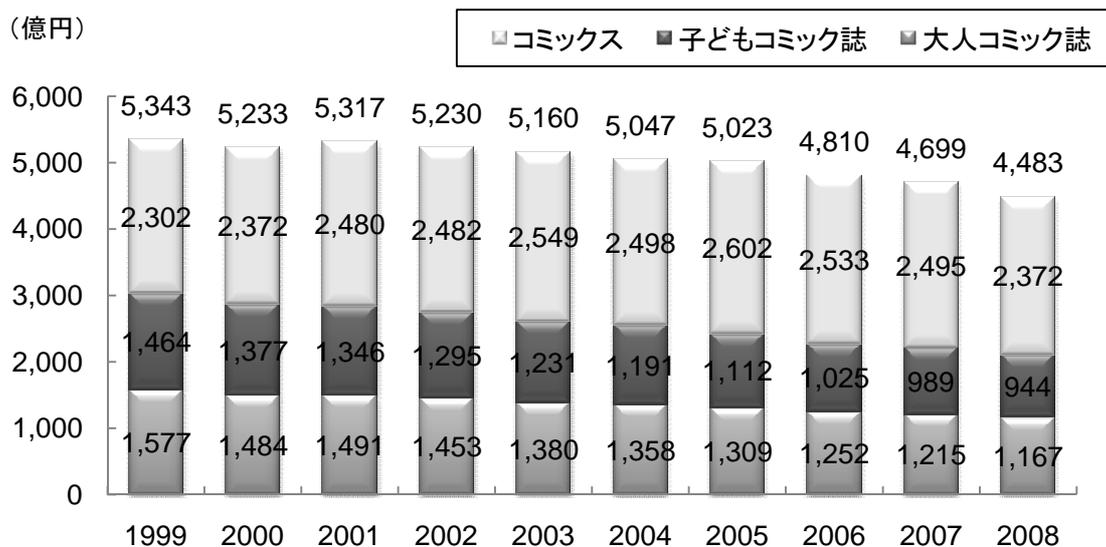


出典：(株)メディア開発総研発表資料

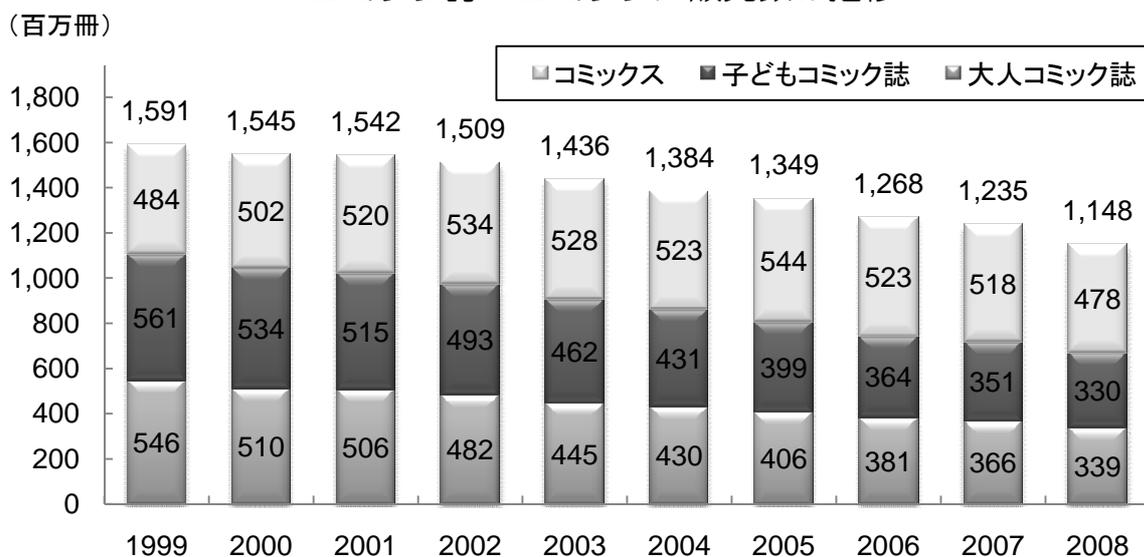
19. マンガ

ここ10年、コミック誌（マンガ雑誌）は発行部数・販売金額ともに市場規模を縮小してきたのに対し、コミックス（単行本）はほぼ横ばいである。

コミック誌・コミックス販売額の推移



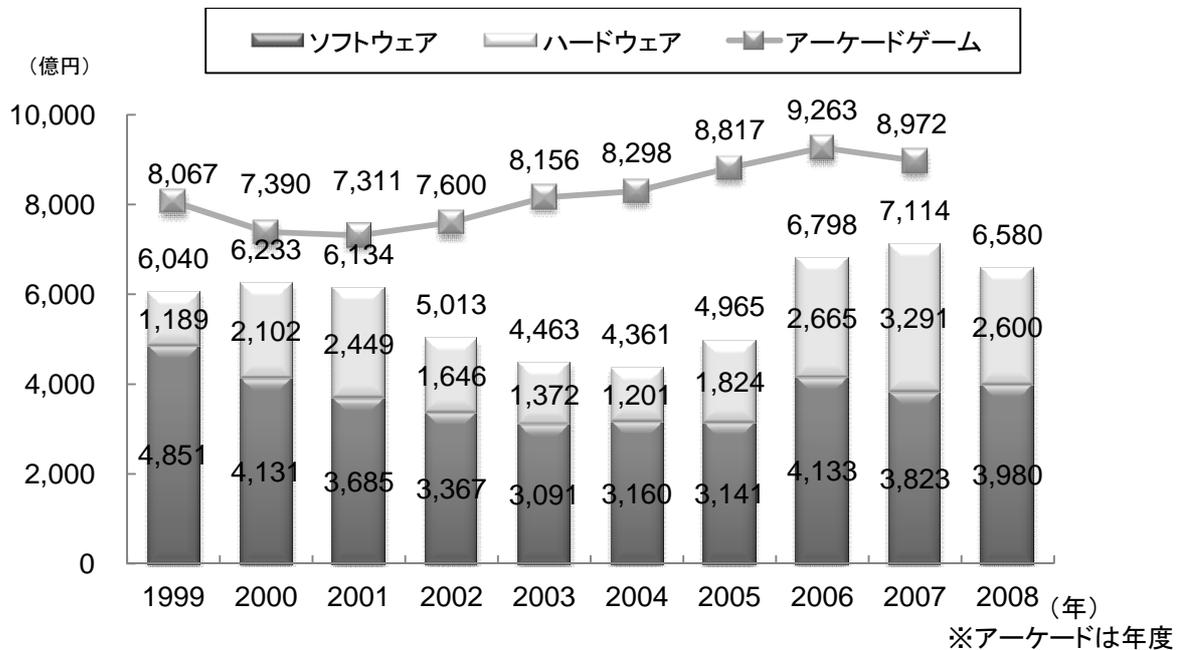
コミック誌・コミックス販売数の推移



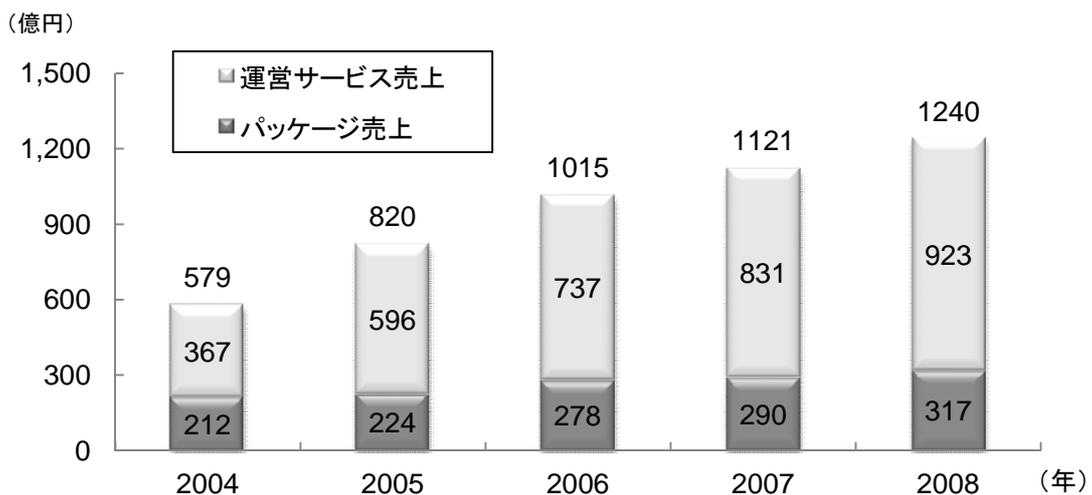
出典：(社)全国出版協会・出版科学研究所「出版指標年報」

20. ゲーム

家庭用ゲーム及びアーケードゲーム国内市場規模の推移



オンラインゲーム市場規模の推移



運営サービス売上 … オンラインゲームサービスによる売上

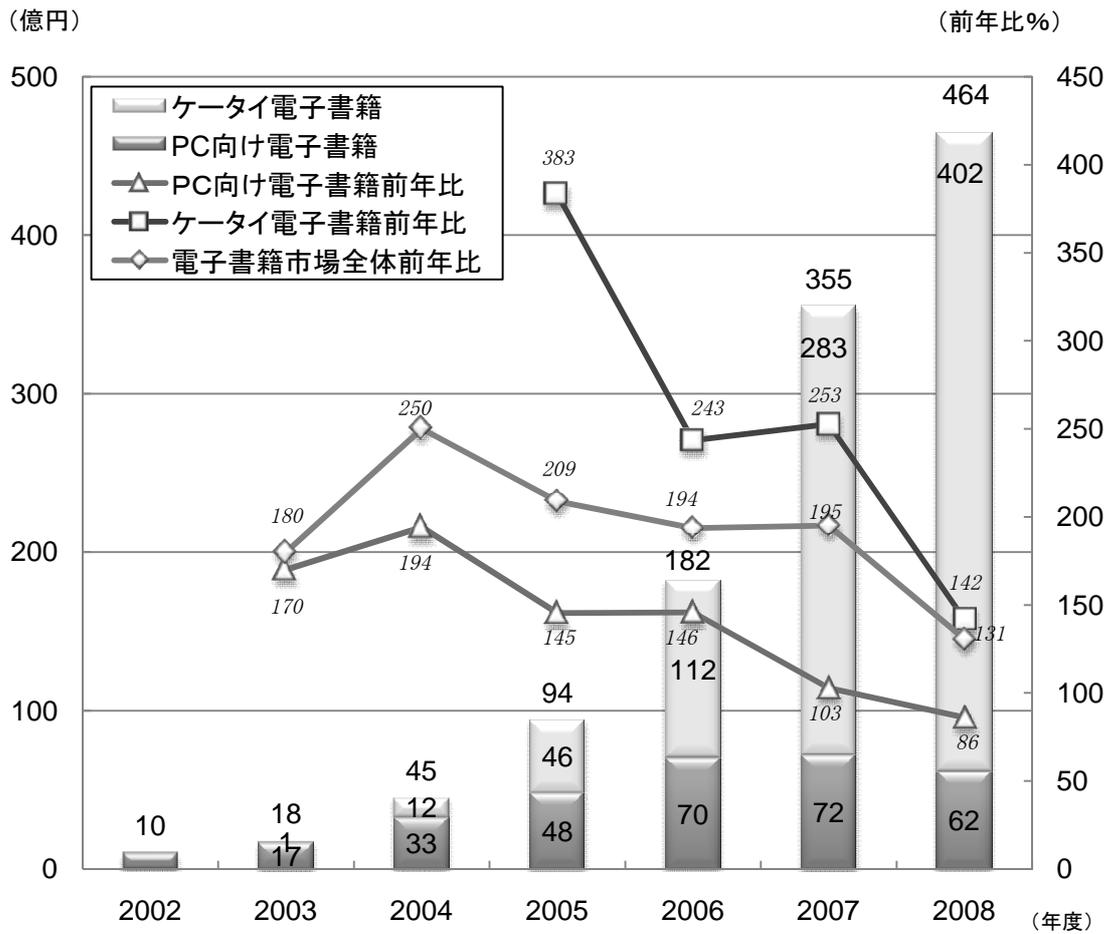
例えば、月額課金ゲームの場合、月額利用料金の売上、アイテム課金ゲームの場合、そのゲーム内で利用できるアイテムやゲームアイテムの販売の売上等ゲーム運営サービスによる売上の総額

パッケージ売上 … プレイステーション3等のゲーム機のゲームソフト、及びPCオンラインゲームのゲームソフト等パッケージソフトの売上

出典：デジタルコンテンツ白書2009

21. 電子書籍

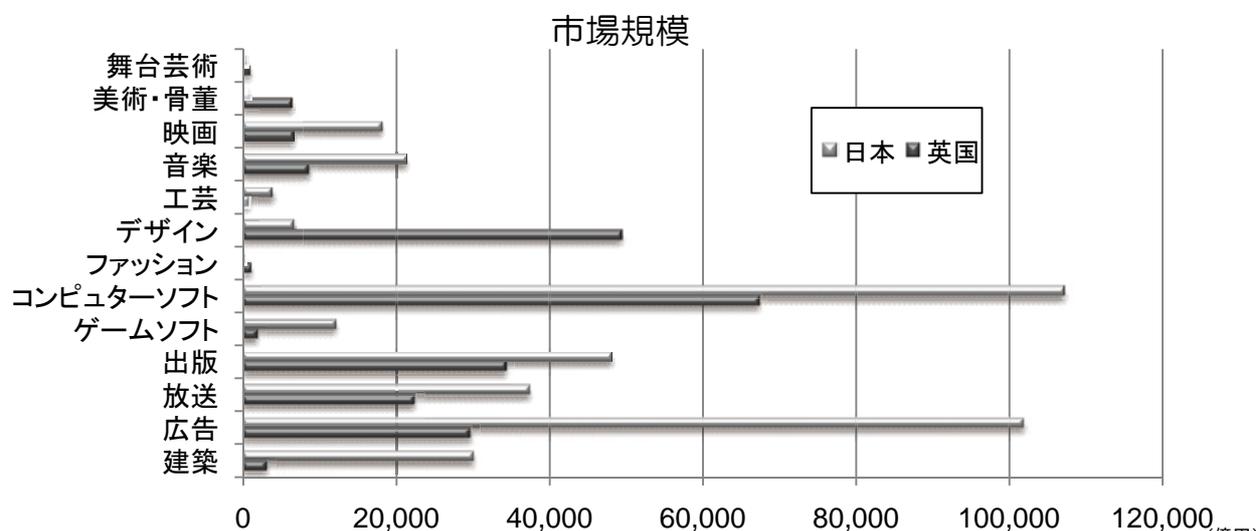
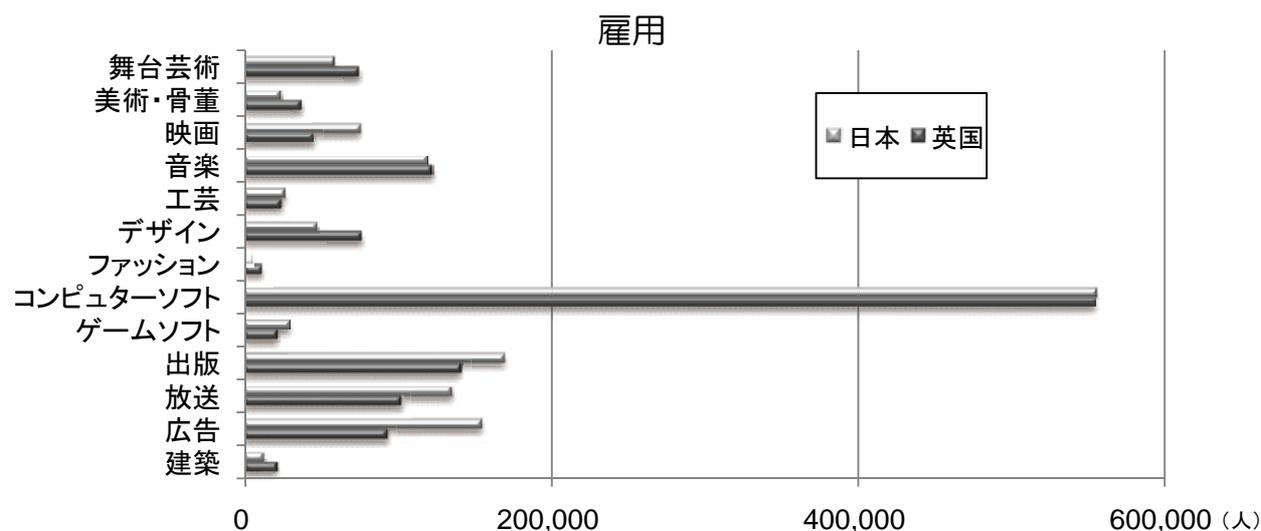
市場を牽引しているのはケータイ向け電子書籍市場であり、2008年度では電子書籍市場全体の86%を占めている。



出典：株式会社インプレスR&D インターネットメディア総合研究所
「電子書籍ビジネス調査報告書2009」「電子コミックビジネス調査報告書2009」

22. 創造産業（日英比較）

産業分野	雇用		市場規模	
	日本(人)	英国(人)	日本(億円)	英国(億円)
舞台芸術	58,200	74,300	490	930
美術・骨董	23,500	37,000	850	6,480
映画	75,288	44,500	18,070	6,660
音楽	119,002	122,000	21,430	8,510
工芸	25,900	23,700	3,850	740
デザイン	46,861	76,000	6,650	49,400
ファッション	4,500	11,500	250	1,100
コンピューターソフト	555,253	555,000	107,230	67,340
ゲームソフト	29,000	21,500	12,100	1,850
出版	169,395	140,800	48,150	34,230
放送	135,000	102,000	37,390	22,390
広告	154,381	92,800	101,890	29,600
建築	12,500	20,900	30,000	3,150
合計	1,408,780	1,322,000	388,350	232,380



出典：佐々木雅幸「創造産業による都市経済の再生」
『季刊経済研究』第26巻第2号 2003年

23. 文化財の指定等件数

国指定等文化財件数一覧

平成22年6月7日現在

指定			
重要文化財(うち国宝)		12,709件	(1,079 件) ※1
建造物		2,359件	(215 件)
美術工芸品		10,350件	(864 件)
重要無形文化財		保持者・団体	
芸能	各個認定	39件	(58 人)
	総合認定	12件	(12 団体)
工芸技術	各個認定	41件	(54 人) ※2
	保持団体認定	14件	(14 団体)
重要有形民俗文化財		210件	
重要無形民俗文化財		266件	
史跡名勝天然記念物 (うち特別史跡名勝天然記念物)		2,893件	(161 件) ※3
史跡		1,635件	(60 件)
名勝		319件	(29 件)
天然記念物		939件	(72 件)
選定			
重要文化的景観		19件	
重要伝統的建造物群保存地区		86地区	
登録			
登録有形文化財(建造物)		7,994件	
登録有形文化財(美術工芸品)		10件	
登録有形民俗文化財		16件	
登録記念物		51件	
文化財ではないが保護対象となるもの			
選定保存技術			
保持者		45件	(50 人)
保存団体		29件	(31 団体) ※4

※1 重要文化財の件数は国宝の件数を含む。

※2 工芸技術の各個認定者は重複認定があり、実人員は53人となる。

※3 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物を含む。

※4 選定保存技術については保存団体に重複認定があるため、実団体数は29団体となる。

24. 国宝・重要文化財

国宝・重要文化財(建造物)時代別指定・棟数

(平成22年6月7日)

	種類別	件数	棟数
近代の分類	宗教施設	23(1)	25(1)
	住居施設	69	237
	学校施設	38	65
	文化施設	30	38
	官公庁舎	22	27
	商業・業務	19	24
	産業・交通・土木	65	214
	その他	5	17
小計		271(1)	647(1)

	種類別	件数	棟数
近世以前の分類	神社	562(37)	1163(63)
	寺院	847(154)	1120(160)
	城郭	53(8)	235(16)
	住宅	94(12)	150(20)
	民家	340	762
	その他	192(3)	262(3)
	小計	2088(214)	3692(262)

合計 2359(215) 4339(263)

※()内は国宝で内数

国宝・重要文化財(美術工芸品)時代別指定件数一覧

(平成22年6月7日)

時代 種別	旧石器	縄文	弥生	古墳	上古	飛鳥	奈良	平安	鎌倉	南北朝	室町	桃山	江戸	近代	計(A)
絵画							12	156	706	129	276	120	250	42	1,691
彫刻						122	118	1,436	715	63	91	10	14	6	2,575
工芸品					4	25	132	325	952	256	215	155	149	5	2,218
書跡・典籍						2	202	484	561	98	73	12	49		1,481
古文書						5	37	137	334	104	52	21	28		718
考古資料	8	96	95	159		9	70	75	20	6	4		2		544
歴史資料							1	1	12	1	16	6	80	24	141
計	8	96	95	159	4	163	572	2,614	3,300	657	727	324	572	77	9,368

時代 種別	東洋							朝鮮	その他	計	西洋	計(B)
	中国						計					
	唐以前	唐	五代十国	宋・元	明・清	計						
絵画		4	7	186	41	238	33		271		271	
彫刻	17	38		5		60	3		63	1	64	
工芸品	4	28		86	25	143	46	2	191	10	201	
書跡・典籍	16	57	1	305		379	9		388	2	390	
古文書	1	1		6	2	10	1		11	1	12	
考古資料	23	3				26	2		28		28	
歴史資料					2	2		1	3	13	16	
計	61	131	8	588	70	858	94	3	955	27	982	

種別	総計 (A)+(B)
絵画	1,962(158)
彫刻	2,639(126)
工芸品	2,419(252)
書跡・典籍	1,871(223)
古文書	730(59)
考古資料	572(44)
歴史資料	157(2)
合計	10,350(864)

※()内は国宝で内数

25. 重要無形文化財／重要有形・無形民俗文化財

重要無形文化財保持者等認定件数

(平成22年6月7日)

種類	保持者				
	各個認定		総合認定		
芸能	雅楽	0	0	1	1
	能楽	7	13	1	1
	文楽	3	6	1	1
	歌舞伎	4	8	1	1
	組踊	2	2	1	1
	音楽	20	25	6	6
	舞踊	1	2	1	1
	演芸	2	2	0	0
	小計	39件	58人	12件	12団体

種類	保持者		保持団体		
	各個認定				
工芸技術	陶芸	9	9	3	3
	染織	15	17(16)	7	7
	漆芸	5	9	1	1
	金工	5	8	0	0
	木竹工	2	6	0	0
	人形	2	2	0	0
	手漉和紙	3	3	3	3
截金	0	0	0	0	
小計	41件	54(53)人	14件	14団体	

	保持者				保持団体	
	各個認定		総合認定			
合計	80件	112(111)人	12件	12団体	14件	14団体

(注) () 内は実人員を示す。

重要有形民俗文化財 指定件数

(平成22年6月7日)

種類	件数
衣食住に用いられるもの	28
生産、生業に用いられるもの	89
交通、運輸、通信に用いられるもの	18
交易に用いられるもの	1
社会生活に用いられるもの	1
信仰に用いられるもの	38
民俗知識に関して用いられるもの	7
民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの	23
人の一生に関して用いられるもの	3
年中行事に用いられるもの	2
合計	210

重要無形民俗文化財 指定件数

種類	件数
風俗慣習	104
民俗芸能	152
民俗技術	10
合計	266

26. 史跡・名勝・天然記念物/登録有形文化財（建造物）

史跡・名勝・天然記念物の種類別指定件数

（平成22年6月7日）

①史跡

分類	件数
貝塚・古墳等	659(14)
都城跡等	362(19)
社寺跡等	269(14)
学校その他教育・学術・文化に関する遺跡	25(3)
医療施設その他社会・生活に関する遺跡	6(-)
交通施設その他経済・生産活動に関する遺跡	174(2)
墳墓・碑等	76(3)
旧宅・園池等	82(6)
外国及び外国人に関する遺跡	8(-)
合計	1,661(61)

②名勝

分類	件数	分類	件数	分類	件数
庭園	198(23)	瀑布	9(-)	温泉	1(-)
公園	7(-)	湖沼	2(1)	山岳	16(2)
橋梁	2(-)	浮島	1(-)	丘陵・高原・平原	2(-)
花樹	13(-)	湧泉	1(-)	河川	1(-)
松原	6(1)	海浜	31(-)	展望地点	10(-)
岩石・洞穴	14(-)	島嶼	8(2)	合計	357(35)
峡谷・溪流	34(5)	砂嘴	1(1)		

③天然記念物

分類	件数	分類	件数	合計	件数
動物	192(21)	地質・鉱物	226(20)		
植物	539(30)	天然保護区域	23(4)	合計	980(75)

（注）（ ）内は特別史跡名勝天然記念物で内数。

※ここでの件数は、同一の物件につき、2つの種別に重複して指定が行われている場合（例えば、名勝及び天然記念物など）、それぞれの種別につき1件として数えたもの。

登録有形文化財（建造物）

（平成22年6月7日）

登録有形文化財（建造物）	7,994件
--------------	---------------

①時代別

江戸以前	明治	大正	昭和	計
1,329	2,606	1,754	2,305	7,994

②構造種別

建築物	土木構造物	その他の 工作物	計
6,281	493	1,220	7,994

③種別

産業			交通	官公庁舎	学校	生活 関連	文化 福祉	住宅	宗教	治山 治水	他	計
1次	2次	3次										
99	767	1,023	292	150	252	272	258	3,685	968	164	64	7,994

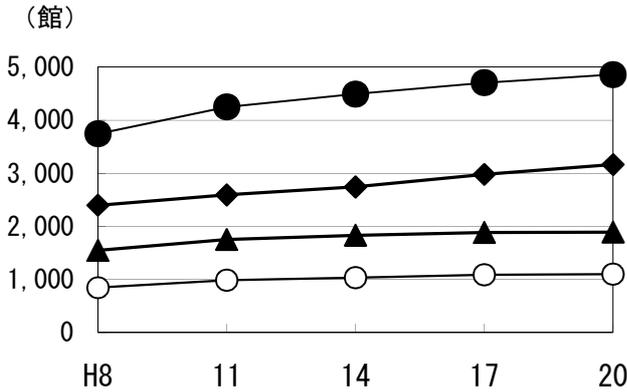
27. 文化関連施設①

文化関連施設の中で最も多いのは、博物館となっている。いずれの施設種も一貫して増加傾向にあるが、近年その伸びは小さくなっている。文化関連施設の職員数（専任、兼任、非常勤の合計）は、いずれの施設種とも施設の増加に伴って増加しているが、1館あたりの職員数では、図書館の伸びが最も大きい。文化関連施設の利用者数は、平成7年時点と比べて、図書館の利用者数の伸びが最も大きい（43%増）。

※博物館は総合系・歴史系・美術系の博物館の合計で、類似施設を含む。

※文化会館とは、音楽・芸術・舞踊等主として舞台芸術のための固定席300席以上のホールを持つ文化会館、公会堂等。

施設数

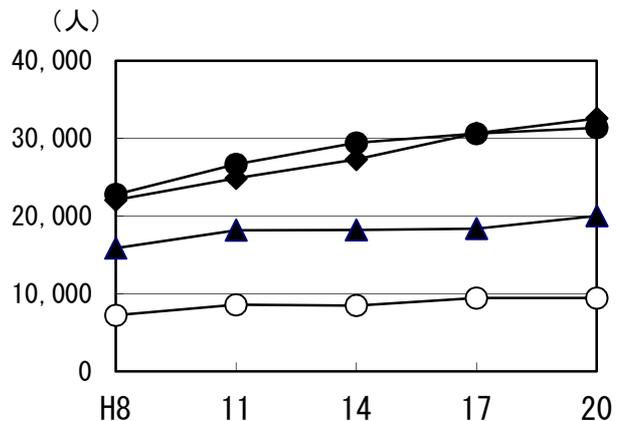


※ () 内は、対3年前比

	文化会館	図書館	博物館	うち美術館
H8	1,549	2,396	3,744	845
H11	1,751 (113.0%)	2,592 (108.2%)	4,248 (113.5%)	987 (116.8%)
H14	1,832 (104.6%)	2,742 (105.8%)	4,491 (105.7%)	1,034 (104.8%)
H17	1,885 (102.9%)	2,979 (108.6%)	4,705 (104.8%)	1,087 (105.1%)
H20	1,893 (100.4%)	3,165 (106.2%)	4,857 (103.2%)	1,101 (101.3%)

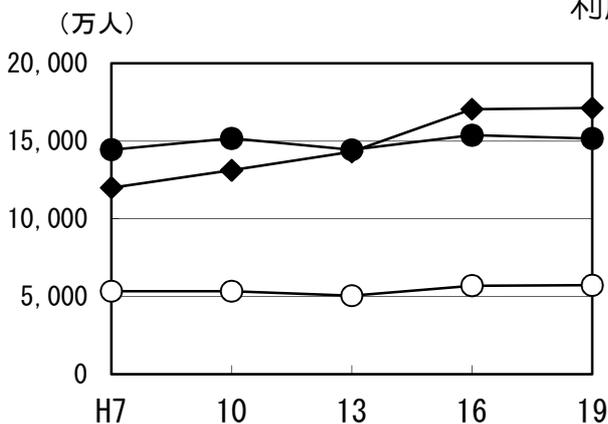
職員数

	文化会館	図書館	博物館	うち美術館
H8	15,865 (10.24人)	22,057 (9.21人)	22,773 (6.08人)	7,222 (8.55人)
H11	18,170 (10.38人)	24,844 (9.58人)	26,661 (6.28人)	8,577 (8.69人)
H14	18,198 (9.93人)	27,276 (9.95人)	29,427 (6.55人)	8,483 (8.20人)
H17	18,388 (9.75人)	30,660 (10.29人)	30,597 (6.50人)	9,437 (8.68人)
H20	20,027 (10.58人)	32,557 (10.29人)	31,366 (6.46人)	9,434 (8.57人)



※ () 内は、1館あたりの職員数

利用者数



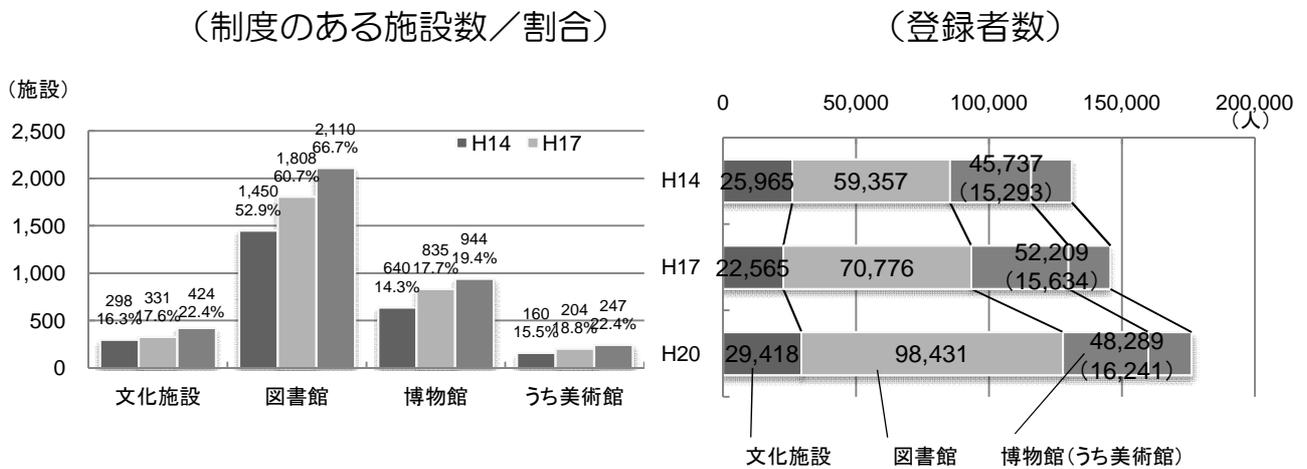
	図書館	博物館	うち美術館
H7	12,001	14,448	5,344
H10	13,119	15,176	5,341
H13	14,310	14,440	5,052
H16	17,061	15,380	5,696
H19	17,136	15,171	5,726

▲:文化会館 ◆:図書館 ●:博物館 ○:美術館

出典:文部科学省「社会教育調査」

28. 文化関連施設②

ボランティア登録制度の導入状況

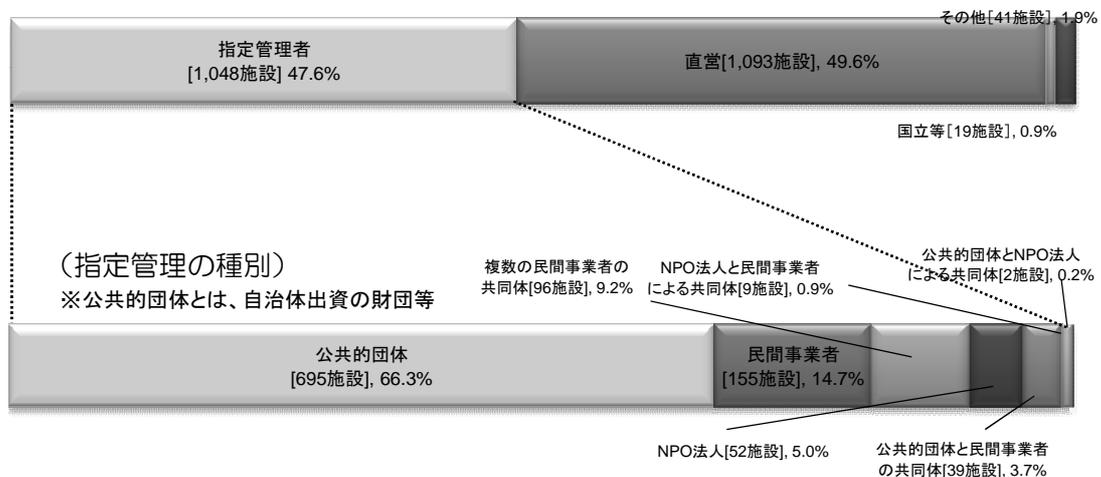


※博物館は総合系・歴史系・美術系の博物館の合計、類似施設含む。

出典：文部科学省「社会教育調査」

公立文化会館における指定管理者制度の導入状況

※公立文化会館とは、地方公共団体が設置する文化施設(音楽、演劇、舞踊、映画等の上演、舞台芸術の振興等を目的として設置された施設)をいう。



出典：(社)全国公立文化施設協会
「平成21年度 公立文化施設における指定管理者制度導入状況に関する調査報告書」

公立の美術館・歴史博物館

(平成19年2月現在)



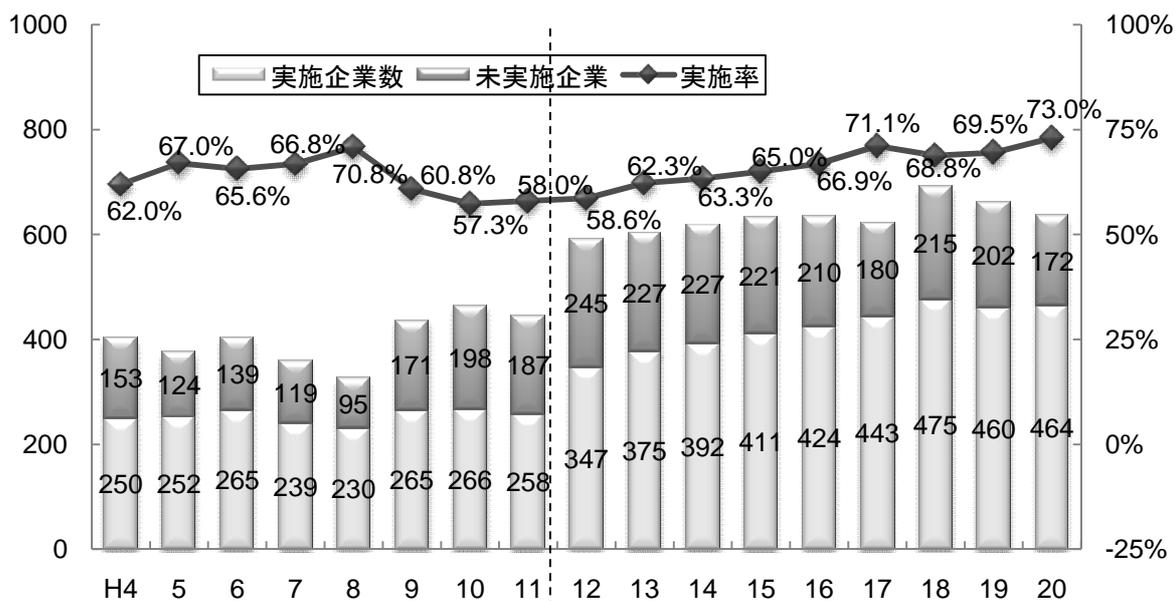
(文化庁調べ)

29. メセナ活動①

平成20年度、メセナ活動費について回答のあった企業（メセナ活動実施企業の88.0%、408社）の活動費総額は258億1,633万円であった。

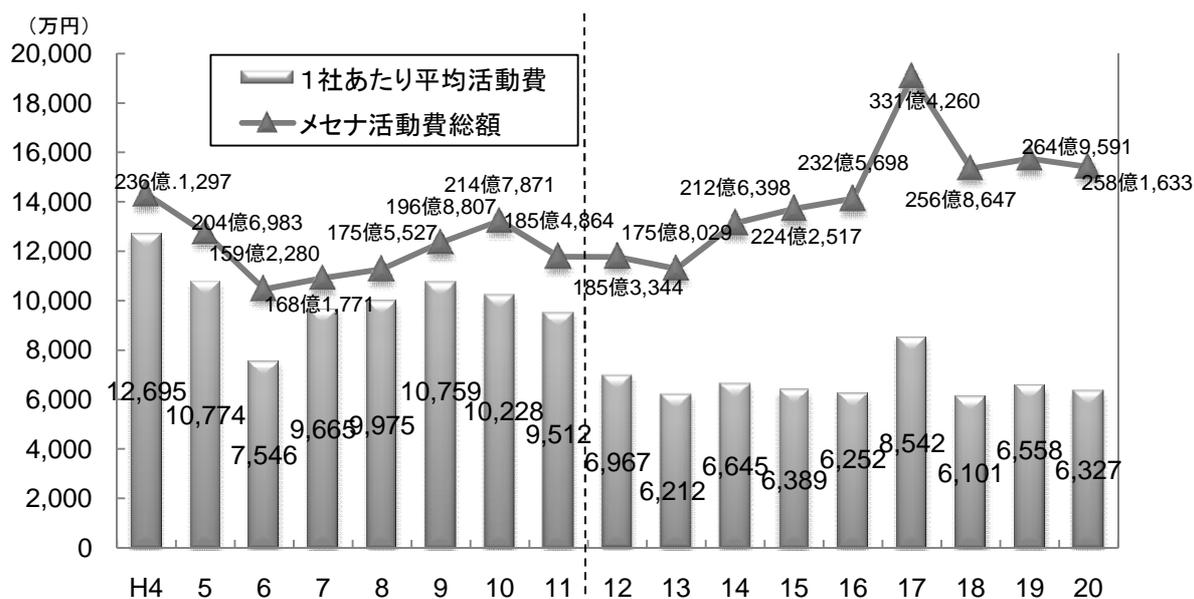
※ メセナ活動とは、即効的な販売促進・広告宣伝効果を求めるのではなく、社会貢献の一環として企業が行う芸術文化支援活動。

実施状況



※平成12年度調査より、調査対象を大幅に拡大したため、データの経年比較には留意が必要である。

メセナ活動費

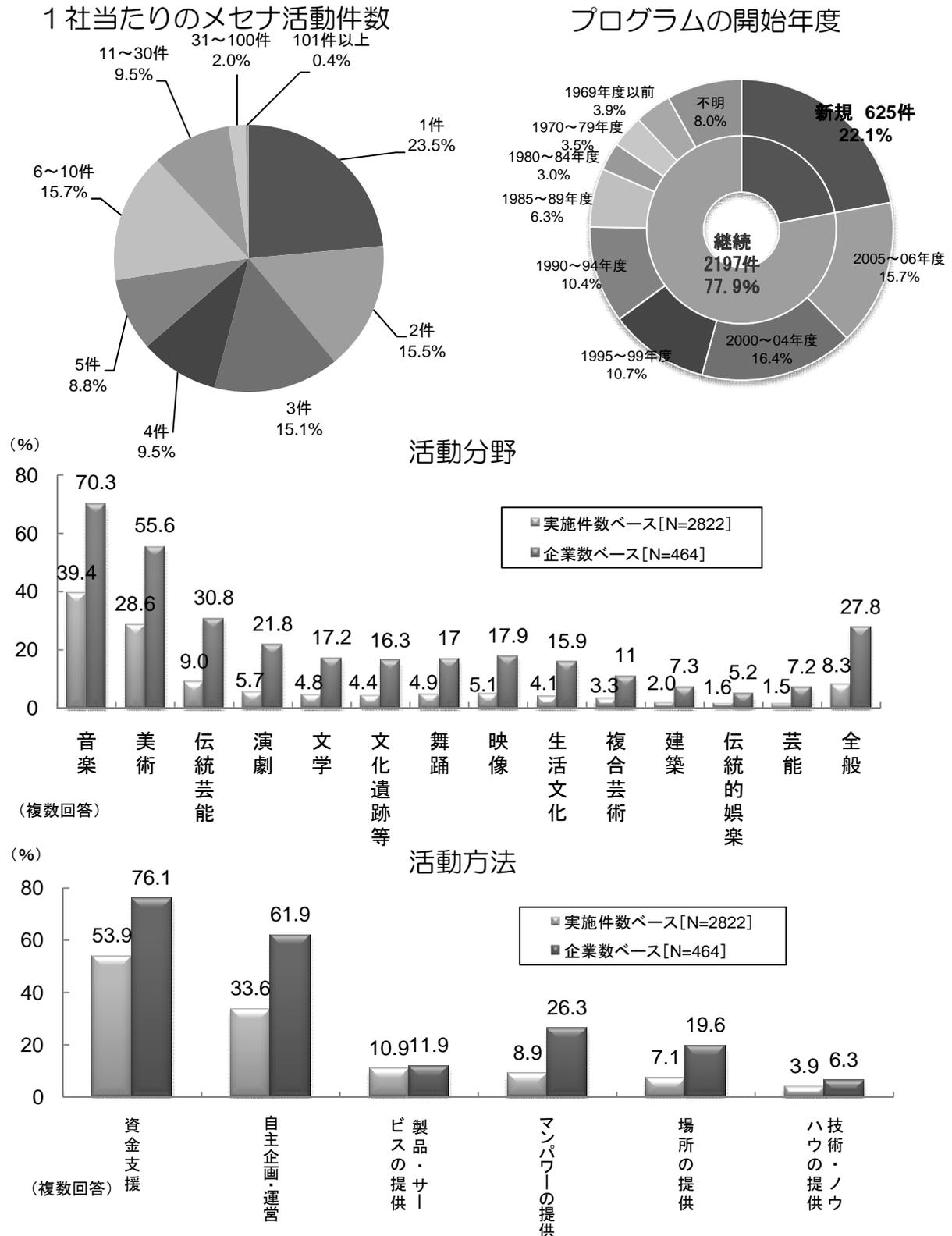


※平成12年度調査より、調査対象を大幅に拡大したため、データの経年比較には留意が必要である。

出典：(社)企業メセナ協議会「2009年度メセナ活動実態調査」

30. メセナ活動②

平成20年度にメセナ活動を「行った」と回答した企業464社による活動総数は、2,822件、活動分野は「音楽」（実施企業の約7割）、次いで「美術」（約6割）が多い。

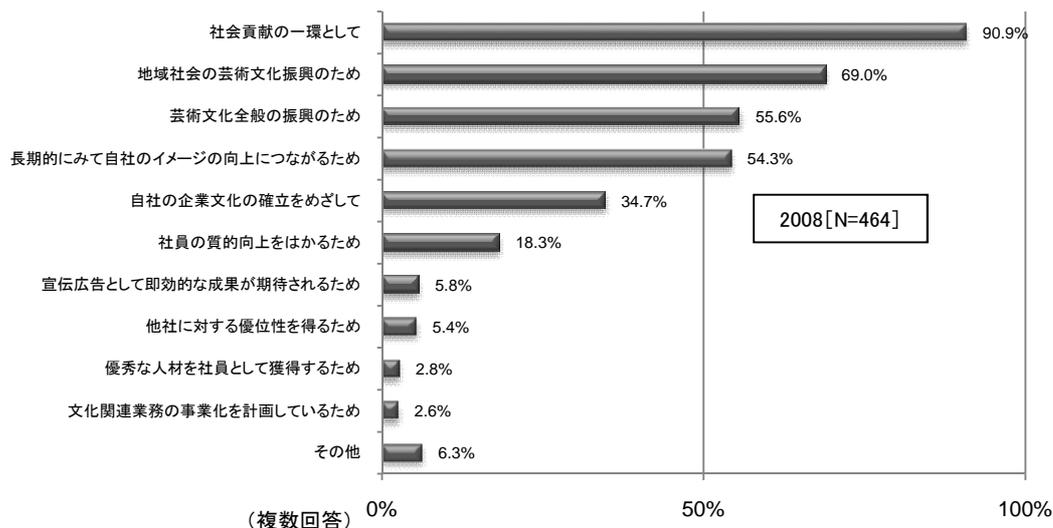


出典：(社)企業メセナ協議会「2009年度メセナ活動実態調査」

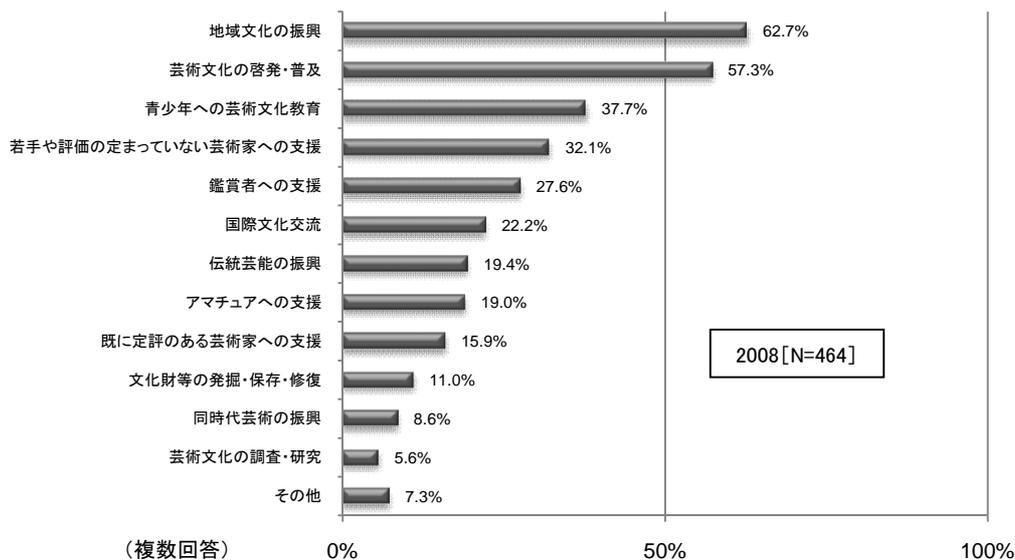
31. メセナ活動③

メセナ活動を実施する目的については「社会貢献の一環として」が9割を超える。メセナ活動を実施する上で重視した点については「地域文化の振興」が最も多い。

メセナ活動の目的



メセナ活動で重視した点

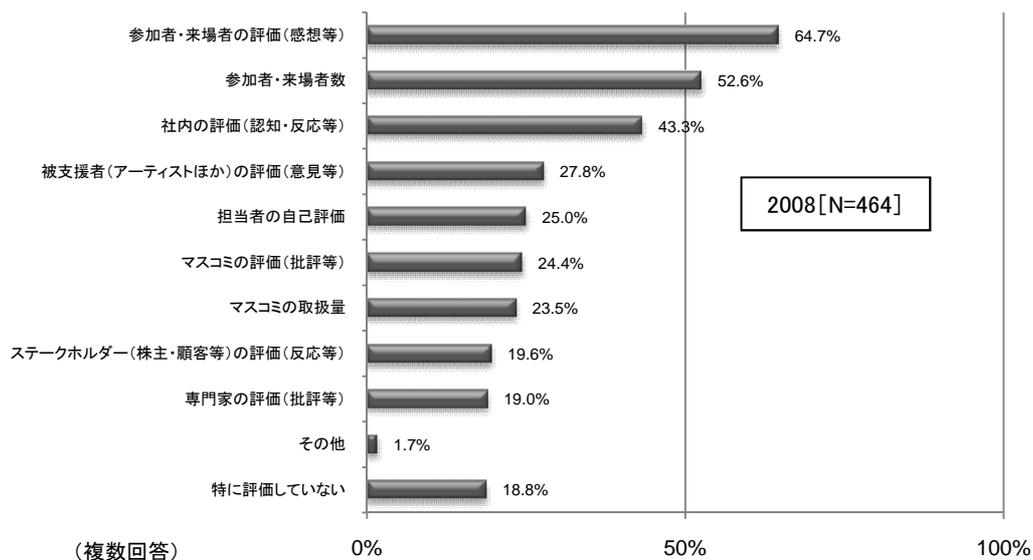


出典：(社)企業メセナ協議会「2009年度メセナ活動実態調査」

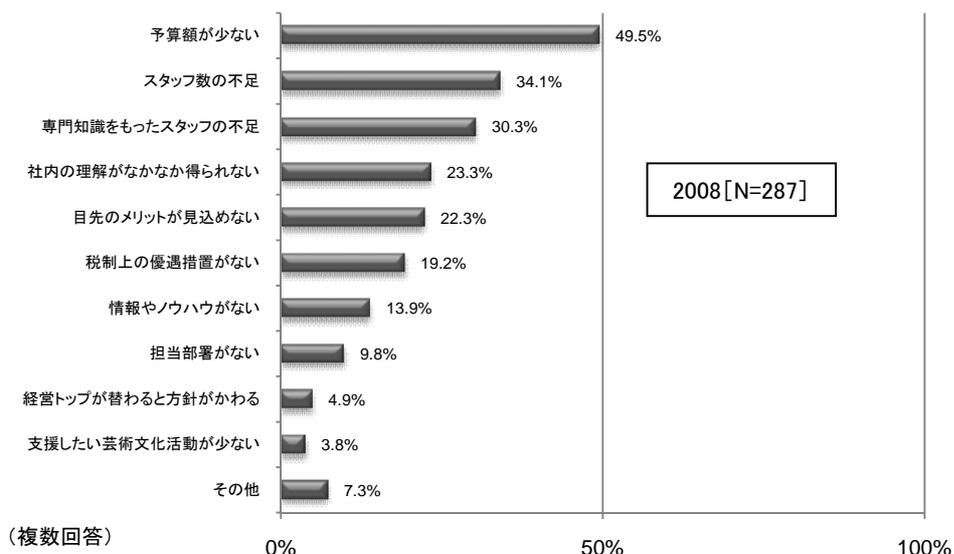
32. メセナ活動④

メセナ活動を評価する基準については、参加者からの声を広く聴こうとする姿勢がうかがえる。メセナ活動を実施する上で支障があったとする企業は287社（61.9%）で、主に活動資金・スタッフ不足が課題となっている。

メセナ活動を評価する基準



メセナ活動で支障となる事柄



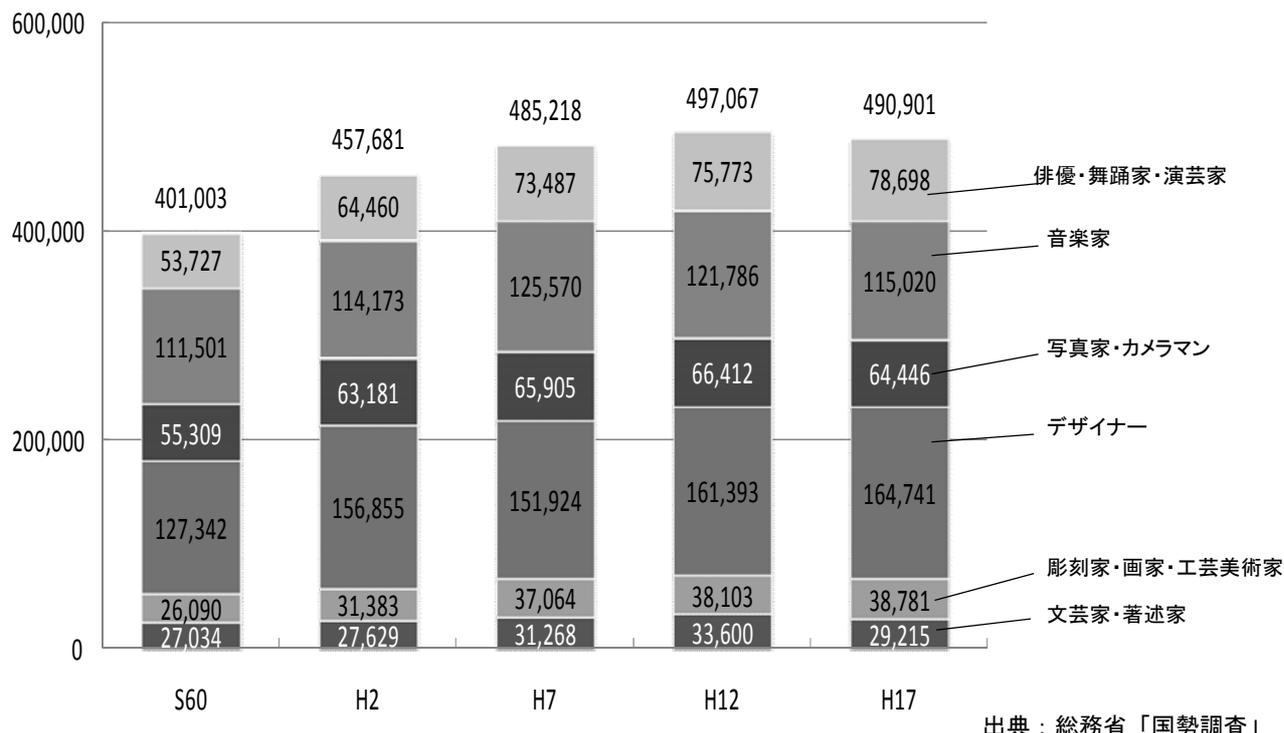
出典：(社)企業メセナ協議会「2009年度メセナ活動実態調査」

33. 我が国の「芸術家」人口①（職業別、年齢別）

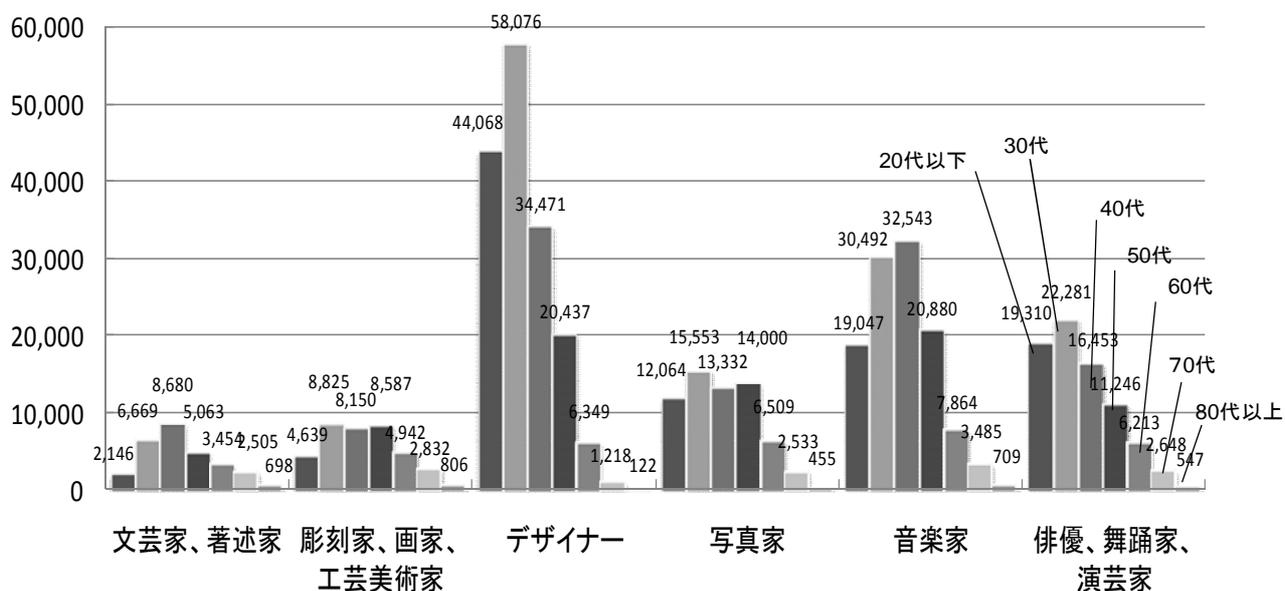
我が国の「芸術家」人口は増加傾向で推移していたが、平成17年度調査時には微減に転じた。分野毎の年齢別人口をみると概ね30代に最も多く分布しているが、「文芸家・著述家」及び「音楽家」では40代が最も多い。

※『芸術家』とは、国勢調査において職業欄に「文芸家・著述家」「彫刻家・画家・工芸美術家」「デザイナー」「写真家・カメラマン」「音楽家」「俳優・舞踊家・演芸家」のいずれかに該当すると記入した人。

(人)



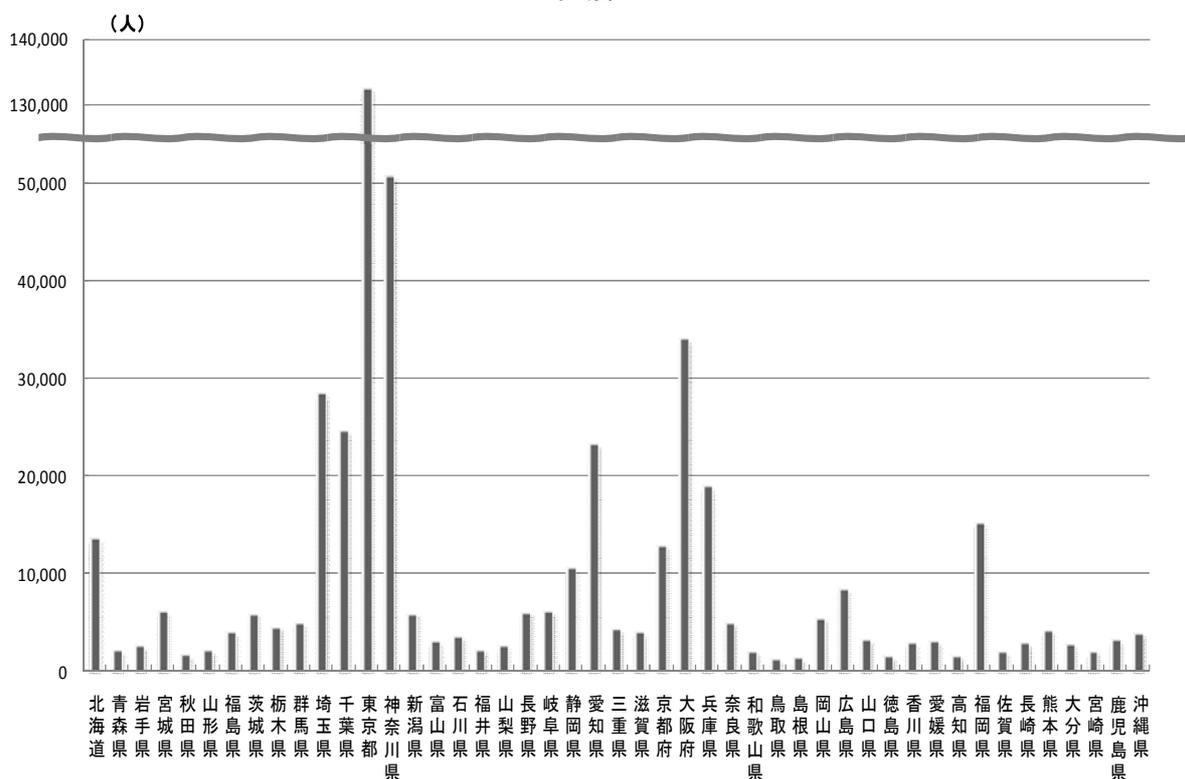
(人)



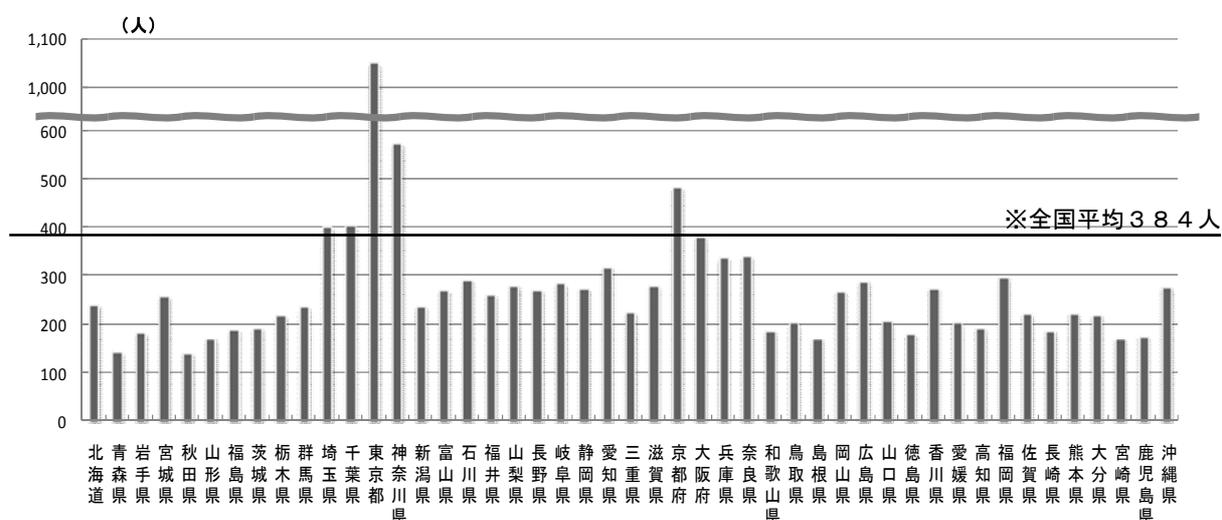
34. 我が国の「芸術家」人口②（地域別）

「芸術家」人口の地域別分布をみると、最多が東京都で132,692人、最少が鳥取県で205人（全国の芸術家の27%が東京都に集中している）。人口10万人あたりでは、最多が同じく東京都で1055人、最少が秋田県で143人、全国平均は384人であった。

実数



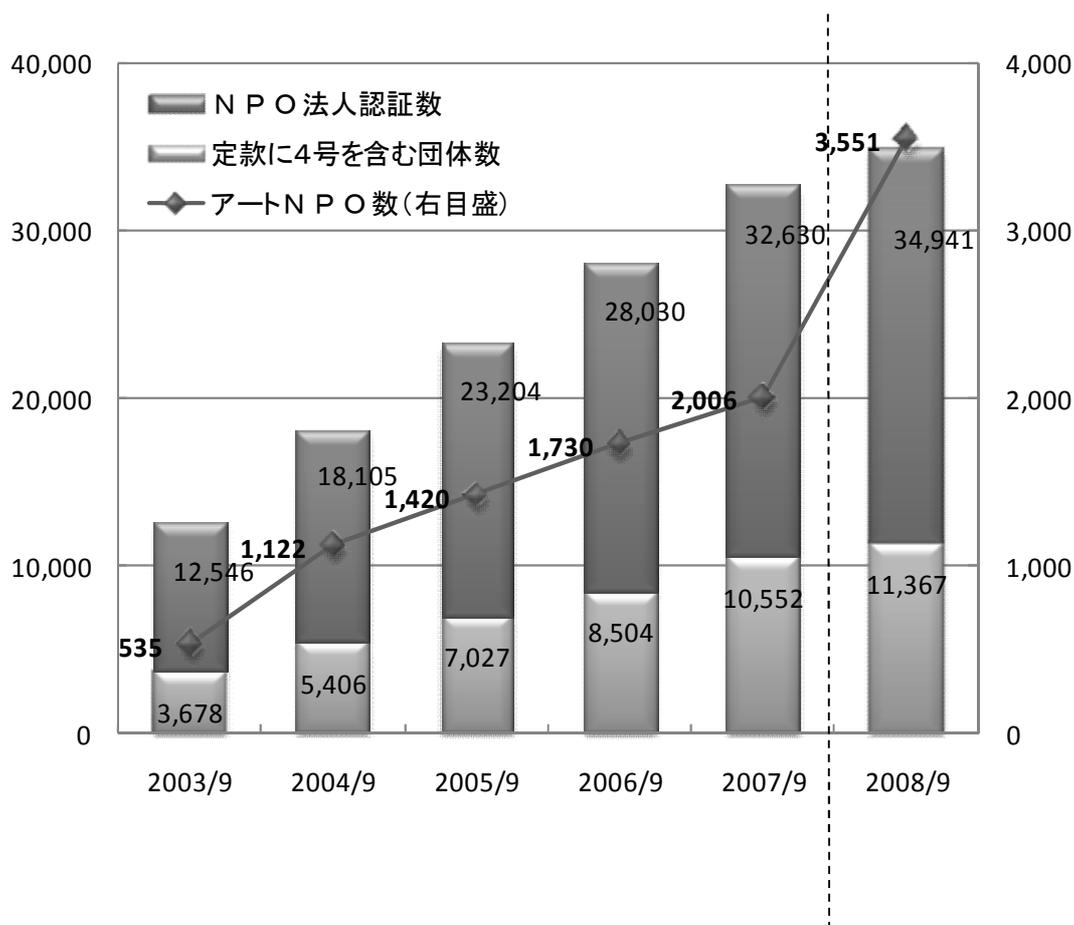
10万人あたり



出典：総務省「平成17年度国勢調査」

35. アートNPO法人数

定款に「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」（特定非営利活動法人法第2条別表第4号）を掲げる団体のうち、文化芸術活動を実施していることがわかる団体、及び主な活動領域は異なるものの文化芸術に関わりのある活動を実施していることがわかる団体を抽出してカウントされたもの。



注) 08年よりアートNPO法人のカウント要件を緩和したため、NPO法人認証数の伸びに対して、アートNPO法人数が大きく伸びている。

(NPO法人アートNPOリンク調べ)

参 考

文化芸術振興基本法（平成13年12月7日 法律第148号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針（第七条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

とする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に

関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第五号中「著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」を「文化芸術振興基本法（平成十三年法律第四百四十八号）第七条第三項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」に改める。

文化芸術振興基本法案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について配慮をすべきである。

- 一 文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要な財政上の措置等を適切に講ずること。
- 二 本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても、本法の対象となるものである。文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、その取扱いに差異を設けることがないようにすること。
- 三 我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を伴う身体文化についても、本法の対象となることにかんがみ、適切に施策を講ずること。
- 四 文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民の意見を適切に反映させるよう努めること。
- 五 文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を尊重し、その活動内容に不当に干渉することのないようにすること。

文化芸術振興基本法案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要な財政上の措置等を適切に講ずること。
- 二 本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても、本法の対象となるものである。文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、その取扱いに差異を設けることがないようにすること。
- 三 文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民の意見を適切に反映させるよう努めること。
- 四 文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、その活動内容に不当に干渉することのないようにすること。
- 五 我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を伴う身体文化についても、本法の対象となることにかんがみ、適切に施策を講ずること。
- 六 我が国独自の音楽である古典邦楽が、来年度から学校教育に取り入れられることにかんがみ、古典邦楽教育の充実について配慮すること。
- 七 小中学校における芸術に関する教科の授業時数が削減されている事態にかんがみ、児童期の芸術教育の充実について配慮すること。

右決議する。

21庁房第223号
平成22年諮問第9号

文化審議会

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について

—「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)」の策定に向けて—

平成22年2月10日

文部科学大臣

川端達夫

(理 由)

文化芸術は、過去から未来へと受け継がれ、人々に喜びや感動を与えると同時に、経済や国際協力をはじめ我が国のすべての営みの基盤として極めて重要であると認識しております。

我が国は、戦後、大きく経済発展を遂げ、文字どおり成熟した経済の時代を迎えましたが、それと同時に、質の高い文化芸術の振興が心豊かな国民生活、活力ある社会を構築し、真の経済発展をもたらすという新たな国家戦略、言い換えれば新たな「文化芸術立国」の時代を迎えつつあると言えます。このような時期にあっては、豊かな文化資源の蓄積を促し、そこから新たな文化を創造し、優れた人材を育て、内外に積極的に発信していく視点が極めて重要であると考えます。

また、子どものうちから文化芸術にじかに触れ、豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力を培うことは、人格形成に大きな影響を与えるものであり、新たな「文化芸術立国」の時代においては、次代の文化芸術を担う人材の育成の観点からも、ますますその重要性が高まっております。

私は就任以来、「ハード」の整備から「ソフト」と「ヒューマン」への支援に重点を置き、文化芸術の振興に努めてまいりましたが、このたび第10期文化審議会の発足に当たり、第3次の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の策定をも念頭に、改めて文化芸術の振興のための基本的な施策の在り方について包括的に諮問を行うものであります。

具体的には、以下の事項を中心に御審議をお願いいたします。

(1) 国の政策としての文化芸術振興の意義について

まず第一に、国の政策としての文化芸術振興の意義についてであります。

文化芸術振興の重要性については論をまちませんが、改めて国が文化芸術振興に果たす役割についてお示しいただきたいと思います。

国においては文化庁はじめ関係府省によりかねて各般の文化芸術振興施策が講じられ、平成13年に成立した文化芸術振興基本法においても、文化芸術振興に関する施策を総合的に策定・実施することが国の責務として明確に位置付けられておりますが、最近の「国から地方へ」「官から民へ」の流れの中で、文化芸術振興に果たす国の役割が改めて問われております。

このような状況を踏まえ、文化芸術振興は国民にとってどのような意義を持つのか、国が公共政策として文化芸術を振興することはなぜ必要なのか、社会を挙げて文化芸術振興を目指す上でどのような取組が必要なのか等につき、しっかりとした御議論をお願いいたします。

(2) 文化芸術振興のための基本的視点について

第二に、文化芸術振興のための基本的視点についてであります。

まず、文化芸術振興施策の現状について、現行の第2次基本方針の実施状況を中心に検証・評価し、それを踏まえ、文化芸術振興のための基本的な方策を明らかにしていただきたいと思います。

また、「ソフト」と「ヒューマン」に軸足を置いた文化芸術振興について、頂点の伸長、裾野の拡大、経済活動・地域活動の活性化、国際交流の推進等の観点から、今後の基本的な方向性をお示しいただきたいと思います。

さらに、文化芸術振興を担う各主体の役割に関し、国、地方、民間、個人等の役割は何か、国の推進体制をどのようにするか等についても御検討をお願いいたします。

(3) 文化芸術振興のための重点施策について

第三に、上記の文化芸術振興の意義及び基本的視点を踏まえ、文化芸術振興のための重点施策について具体的にお示しいただきたいと思います。

まず、文化芸術の分野ごとの振興策についてであります。

舞台芸術，美術，映画，メディア芸術，生活文化，文化財など分野の区分と政策目標をどのように設定するか，それぞれの効果的・効率的な振興方策をどのように構築するか等につき，明らかにしていただきたいと思います。

次に，文化を支える人材の育成についてであります。

芸術家とそれをサポートする人材をどのように育成するか，無形文化財の伝承者や文化財保存技術の後継者をどのように育成するか，将来の文化の担い手たる子どもたちへのアプローチをどのように図るか等の観点から，御検討をお願いいたします。

さらに，文化発信と国際交流の推進についてであります。

文化発信をどのように進めるか，特に東アジアを中心に世界との文化交流の推進方策について，御検討をお願いいたします。その際，狭い意味での文化のみならず，日本人の生活文化全般を，観光振興等にも留意しながら積極的にアピールしていく視点も重要であると考えます。

最後に，文化芸術を振興するための新たな手法の導入についてであります。

具体的には，寄附税制の拡充を含む寄附文化の醸成についてどのように考えるか，マッチング・グラントなど民間資金導入の新たな仕組みをいかにして構築するか，国，地方，民間，企業等による共通基盤と協働の場をどのように整備するか，劇場，音楽堂など文化芸術拠点の充実をいかに図るかをはじめ，文化芸術振興のための効果的手法について，広く御検討いただきたいと思います。

以上の三点が，中心的に御審議をお願いしたい事項ではありますが，このほかにも文化芸術全般にわたり必要な事項について御検討をお願いいたします。

第10期文化審議会委員

(平成22年6月7日現在)

あだち なおき 足立 直樹	凸版印刷(株)代表取締役社長
いしがみ えいいち 石上 英一	大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事
いで はく うちだ のぶこ 内田 伸子	作詞家、一般社団法人日本音楽著作権協会理事 お茶の水女子大学大学院教授
さき きじょうへい 佐々木丞平	(独)国立文化財機構理事長、京都国立博物館長
さとなか まちこ 里中満智子	マンガ家
しみず ひろし 清水 擴	元東京工芸大学教授
たむら たかこ 田村 孝子	静岡県コンベンションアーツセンター「クラシッポ」館長
つづみ つよし 堤 剛	チェリスト、桐朋学園大学学長、サントリーホール館長
とうくら よういち 東倉 洋一	国立情報学研究所副所長
どひ かずふみ 土肥 一史	日本大学大学院教授
なかやま のぶひろ 中山 信弘	東京大学名誉教授、弁護士
◎にしはら すずこ 西原 鈴子	元東京女子大学教授
のむら とよひろ 野村 豊弘	学習院大学教授
はやし ちかふみ 林 史典	聖徳大学教授
はやしだ ひでき 林田 英樹	国立新美術館長
◎みやた りょうへい 宮田 亮平	東京藝術大学学長
もりにし まゆみ 森西 真弓	大阪樟蔭女子大学教授
やまうち まさゆき 山内 昌之	東京大学教授
やまわき せいこ 山脇 晴子	(株)日本経済新聞社文化事業局長

(◎会長、○会長代理)

文化審議会第8期文化政策部会委員

(平成22年6月7日現在)

あおやぎ 青柳	まさのり 正規	(独)国立美術館理事長、国立西洋美術館長
おだ 小田	ゆたか 豊	長岡京市長
かとう 加藤	たねお 種男	(財)アサヒホール芸術文化財団事務局長
ごとう 後藤	かずこ 和子	埼玉大学教授
さかい 酒井	ただやす 忠康	世田谷美術館長
ささき 佐々木	きじょうへい 丞平	(独)国立文化財機構理事長、京都国立博物館長
さとなか 里中	まちこ 満智子	マンガ家
すずき 鈴木	やすとも 康友	浜松市長
たかはぎ 高菽	ひろし 宏	東京芸術劇場副館長
◎たむら 田村	たかこ 孝子	静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」館長
つみ 堤	つよし 剛	チェリスト、桐朋学園大学学長、サントリーホール館長
つぽのう 坪能	かつひろ 克裕	作曲家、日本現代音楽協会会長
とみやま 富山	せいきん 清琴	地歌箏曲家、(社)日本三曲協会理事
にしむら 西村	ゆきお 幸夫	東京大学大学院教授
はまの 浜野	やすき 保樹	東京大学大学院教授
ますだ 増田	かつひこ 勝彦	昭和女子大学大学院教授
◎みやた 宮田	りょうへい 亮平	東京藝術大学学長
やまうち 山内	まさゆき 昌之	東京大学教授
やまわき 山脇	せいこ 晴子	(株)日本経済新聞社文化事業局長
よしもと 吉本	みつひろ 光宏	(株)ニッセイ基礎研究所主席研究員・芸術文化プロジェクト室長

(◎部会長、○部会長代理)

文化審議会文化政策部会ワーキンググループの設置について

1 趣旨

平成22年2月10日付け文化審議会諮問第9号に係る諮問事項のうち、(3)「文化芸術振興のための重点施策」に関する専門的事項に係る調査検討を行うため、文化審議会文化政策部会運営規則第3条の規定に基づき、文化政策部会にワーキンググループを設置する。

2 設置するワーキンググループ及び調査検討事項

(1) 舞台芸術ワーキンググループ

- ① 頂点の伸長について
- ② 裾野の拡大について
- ③ 公演支援の在り方について
- ④ 芸術拠点の形成について
- ⑤ 人材育成について
- ⑥ 海外への発信について

(2) メディア芸術・映画ワーキンググループ

- ① 製作支援の在り方について
- ② 人材育成について
- ③ 作品の保存について
- ④ 海外への発信について
- ⑤ 質の高い作品の発表・鑑賞機会の確保について

(3) 美術ワーキンググループ

- ① 博物館の管理運営方策の充実について
- ② 美術品の鑑賞機会の充実及び美術作品制作への支援の在り方について
- ③ アートマネジメント人材の育成について
- ④ アーカイブについて

(4) くらしの文化ワーキンググループ

- ① 生活文化の普及方策について
- ② 衣食住文化の観光振興、地域振興、文化発信等への活用について

(5) 文化財ワーキンググループ

- ① 文化財の適切な保存・活用について
- ② 文化財に関する伝承者の養成等について
- ③ 文化財による地域活性化について
- ④ 文化遺産保護における国際交流・協力の推進、日本文化の発信の強化について

3 構成

文化審議会文化政策部会長の指名する委員及び臨時委員並びに各ワーキンググループに分属された専門委員により構成する。

これにかかわらず、文化政策部会長は、その他の委員及び文化政策部会に分属する臨時委員に会議への出席を求めることができるものとする。

4 その他

各ワーキンググループの議事の手続その他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、各ワーキンググループにおいて定める。

ワーキンググループ委員名簿

(1) 舞台芸術ワーキンググループ

<委員>

田村 孝子 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」館長
堤 剛 チェリスト、桐朋学園大学学長、サントリーホール館長

<臨時委員>

高萩 宏 東京芸術劇場副館長
坪能 克裕 作曲家、日本現代音楽協会会長
吉本 光宏 (株)ニッセイ基礎研究所主席研究員・芸術文化プロジェクト室長

<専門委員>

小山 久美 (財)スターダンサーズ・バレエ団常務理事、昭和音楽大学短期大学部教授
支倉二二男 (社)日本オーケストラ連盟常務理事
中山 欽吾 (財)東京二期会常務理事
西川 信廣 (社)日本劇団協議会会長
米屋 尚子 (社)日本芸能実演家団体協議会芸能文化振興部次長

(2) メディア芸術・映画ワーキンググループ

<委員>

里中満智子 マンガ家

<臨時委員>

浜野 保樹 東京大学大学院教授

<専門委員>

石原 恒和 (株)ポケモン代表取締役社長
華頂 尚隆 (社)日本映画製作者連盟事務局長
西村 隆 (財)日本映像国際振興協会事務局長
布川 郁司 一般社団法人日本動画協会理事長
堀越 謙三 東京藝術大学教授
榊山 寛 (株)マスヤマコム代表取締役社長
森山 朋絵 東京都現代美術館学芸員

(3) 美術ワーキンググループ

<委員>

佐々木丞平 (独)国立文化財機構理事長、京都国立博物館長

<臨時委員>

青柳 正規 (独)国立美術館理事長、国立西洋美術館長
加藤 種男 (財)アサヒビール芸術文化財団事務局長
酒井 忠康 世田谷美術館長

<専門委員>

秋元 雄史 金沢 21 世紀美術館長
木下 達文 京都橘大学准教授
佐々木秀彦 東京都美術館施設活用担当係長
端 信行 兵庫県立歴史博物館長
水谷 長志 (独)国立美術館本部事務局情報企画室長

(4) 暮らしの文化ワーキンググループ

<委員>

山内 昌之 東京大学教授
山脇 晴子 (株)日本経済新聞社文化事業局長

<臨時委員>

後藤 和子 埼玉大学教授
鈴木 康友 浜松市長

<専門委員>

矢野 環 同志社大学教授
梶浦 秀樹 (株)庵代表取締役
N. ゴードン 在日オーストラリア大使館参事官
高木 美保 タレント
辻 芳樹 学校法人辻料理学館理事長、辻調理師専門学校校長
原 由美子 ファッションディレクター

(5) 文化財ワーキンググループ

<委員>

佐々木丞平 (独)国立文化財機構理事長、京都国立博物館長

<臨時委員>

小田 豊 長岡京市長
富山 清琴 地歌箏曲家、(社)日本三曲協会理事
西村 幸夫 東京大学大学院教授
増田 勝彦 昭和女子大学大学院教授

<専門委員>

清水 真一 (独)国立文化財機構東京文化財研究所文化遺産国際協力センター長

審議・検討の経過

<p>文化審議会：第50回総会（2月10日）：文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について（諮問）、文化政策部会の設置について（決定）</p>				
<p>文化政策部会：第1回（2月10日）：部会長の選任等、文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について（審議） 第2回（3月8日）：国の政策としての文化芸術振興の意義について（審議） 第3回（3月11日）：文化芸術振興のための基本的視点について（審議） 第4回（3月23日）：文化芸術振興のための重点施策について（審議）、ワーキンググループの設置について（決定）</p>				
<p>各ワーキンググループ（WG）において「文化芸術振興のための重点施策」に関する専門的事項について調査検討（4月～5月上旬）</p>				
<p>舞台芸術 WG</p>	<p>メディア芸術・映画 WG</p>	<p>美術 WG</p>	<p>くらしの文化 WG</p>	<p>文化財 WG</p>
第1回（4月13日） ・座長の選任等 ・論点（案）について ①舞台芸術の振興方策 ②支援の在り方 ③芸術拠点の形成 第2回（4月20日） ・論点（案）について ④人材の育成 ⑤海外への発信 ・意見について（骨子案） 第3回（4月26日） ・意見のまとめ（案）	第1回（4月9日） ・座長の選任等 ・論点（案）について ①質の高い作品の発表・鑑賞機会の確保 ②作品の保存（アーカイブ） ③関係機関の連携及び国内外への情報発信 第2回（4月21日） ・論点（案）について ④人材の育成 ⑤映画支援の在り方 ・意見について（骨子案） 第3回（4月28日） ・意見のまとめ（案）	第1回（4月14日） ・座長の選任等 ・論点（案）について ①博物館の管理運営方策の充実 ②美術品の鑑賞機会の充実及び美術作品制作への支援の在り方 第2回（4月23日） ・論点（案）について ③アートマネジメント関係 -ヒアリング（樺氏、山出氏） 第3回（5月7日） ・論点（案）について ④アーカイブ関係 -ヒアリング（水谷委員） ・意見のまとめ（案）	第1回（4月9日） ・座長の選任等 ・論点（案）について -意見発表（梶浦、後藤、辻、矢野の各委員） 第2回（4月13日） ・論点（案）について -意見発表（ゴードン、鈴木、高木、原の各委員） 第3回（4月28日） ・意見のまとめ（案）	第1回（4月7日） ・座長の選任等 ・論点（案）について 第2回（4月20日） ・論点整理（案）について ・個別論点について ①文化財保護の裾野を広げる方策 ②社会全体で文化財を継承していくための取組 第3回（4月28日） ・意見のまとめ（案）
<p>文化政策部会：第5回（5月12日）：各ワーキンググループ（WG）における意見のまとめについて（各WG座長からの報告） 第6回（5月19日）：「審議経過報告」骨子（案）について（審議） 第7回（5月24日）：「審議経過報告」（素案）について（審議） 第8回（6月2日）：「審議経過報告」（案）について（審議）</p>				
<p>文化審議会：第51回総会（6月7日）：文化政策部会における審議経過について（報告）</p>				